

令和4年度林野庁補助事業

木材需要の創出・輸出力強化対策のうち「クリーンウッド」普及促進事業のうち

木材関連事業者登録の推進、協議会による普及啓発活動

令和4年度
木材関連事業者登録の推進、
協議会による普及啓発活動
報告書

令和5年3月

一般社団法人 全国木材組合連合会

はじめに

この報告書は、令和4年度「木材関連事業者登録の推進、協議会による普及啓発活動」の成果概要を記述したものである。

当会では、違法伐採問題に対処するため、平成18年度から木材関係団体等の協力も得ながら「違法伐採総合対策推進事業」など関連事業に取り組んできた。林野庁が平成18年に定めた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき、現在では全国149の認定団体から認定を受けた約12,000の事業者が合法木材を供給している。さらに、この取組が始まってから10年後の平成28年5月に、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）」が成立し、合法木材を取り巻く環境も大きな転機を迎えることとなった。

この法律の中で、新たに登録制度がつくられ、現在全国で600を超える事業者がすでに登録している。この事業では、クリーンウッド法の意義や理解の促進を通じて登録推進のための環境づくりを進め、クリーンウッド法の適切な運用と登録に向けての活動を行った。

また、この法律を適切に運用していくためには、合法伐採木材を使うことの意義を木材関連事業者のみならず、広く一般の消費者にも正しく理解してもらい、合法伐採木材の需要を高めていくことが重要になってくる。今年度の事業では、全国及び地方で合法伐採木材利用促進のための協議会を開催して普及のための検討を行うとともに、木材関連事業者、消費者向けの普及啓発活動を実施した。

本報告書が合法伐採木材の一層の利用促進が進むとともにクリーンウッド法の登録木材関連事業者が増加し、クリーンウッド法の理解・普及と、合法伐採木材の一層の利用の促進のための一助になれば幸いである。

令和5年3月

一般社団法人 全国木材組合連合会

**令和4年度「クリーンウッド」普及促進事業のうち
木材関連事業者登録の推進、協議会による普及啓発活動
報告書 目次**

はじめに

第1章 概要

1 事業の骨子	1
2 取り組みの成果と報告書の構成	1
(年間スケジュール)	5

第2章 合法性が証明された木材の供給体制の状況

1 合法性が証明された木材の供給体制の概要	9
2 令和3年度における合法木材の取扱実績	9

第3章 運営委員会の開催

運営委員会の開催	11
----------	----

第4章 登録のためのセミナー・個別相談会の実施

1 専門家派遣等によるクリーンウッド法登録推進セミナー・個別相談会	17
2 認定団体が独自に実施したセミナー・個別相談会	19
3 セミナー受講者アンケートの実施	20

第5章 全国レベル及び都道府県レベルの協議会の開催

1 合法伐採木材利用促進全国協議会の開催	
(1) 開催概要	29
(2) 開催結果報告	29
2 都道府県レベルの協議会（地方協議会）の開催	
(1) 開催概要	34
(2) 開催結果報告	34

第6章 全国レベル及び都道府県レベルの合法伐採木材等の普及啓発活動

1 全国レベルの普及啓発活動	
(1) WOOD コレクション「モクコレ」2023 への出展	41
(2) 建築・建材展 2023 への出展	41

2	都道府県レベルの普及啓発活動	
	(1) 普及セミナーの開催	43
	(2) イベント出展等による普及啓発活動	45

第7章 普及資料（コンテンツ）の作成と情報発信

1	コンテンツの作成	49
2	SNS等を活用した情報発信	50

巻末資料

1	運営委員会（第1回、第2回）での林野庁説明資料	55
2	クリーンウッド法登録推進セミナーでの全木連説明資料	65
3	合法伐採木材利用促進全国協議会での林野庁説明資料	85
4	地方協議会での全木連説明資料（抜粋）	93
5	クリーンウッド法普及セミナーでの全木連説明資料	97

第1章 概要

1 事業の骨子

2006（平成18）年に林野庁が定めた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下、GL という）に基づき合法証明がなされた木材・木材製品（以下、「合法木材」という）の供給体制は、2023（令和5）年3月末で約12,000社となり全国各地でその体制が整っている。合法木材は、グリーン購入法に基づく公共調達の対象となっているのみならず、一般住宅についても、建築施工や木材製品の製造に係る幅広い関係者に普及拡大している。

また、2017（平成29）年5月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（以下、「クリーンウッド法」という）が施行され、木材関連事業者は、自らが取り扱う木材、木材製品について、その合法性を確認することが求められることとなった。この法律の中で新たに登録制度がつけられ、登録木材関連事業者の数も2023（令和5）年1月末時点で606件になっている（林野庁のホームページ「クリーンウッド・ナビ」より）。

このような状況の中、クリーンウッド法（以下、「CW法」という）に基づき合法性が確認された木材（以下、「合法伐採木材」という）の利用を促進し、登録についての理解を深め促進するため、今年度はこの事業の中で、①事業を効果的に進めていくための検討を行う運営委員会の開催、②地方におけるCW法登録推進セミナー・個別相談会の開催、③全国及び都道府県レベルの協議会の開催、④全国及び都道府県レベルの普及啓発活動、⑤普及資料（コンテンツ）の作成を行った。

2 取り組みの成果と報告書の構成

（1）合法性が証明された木材の供給体制の状況（第2章）

2006（平成18）年度から取り組みを始めた合法木材の供給システムでは、2022（令和4）年度末時点で149の業界団体によって認定された業界団体認定合法木材供給事業者の数は約12,000事業者となり、合法木材の供給体制に関しては全国で合法木材供給体制が整備されている。

また、合法木材の取扱い実績も毎年増加傾向にある。これからは、CW法に基づき合法伐採木材の利用を進めていくためにも、引き続きGLに基づいた合法証明書を適切に発行していくことが求められる。

（2）運営委員会の開催（第3章）

事業を効率的・効果的に実施していくために、学識経験者・環境 NGO 等の委員から構成される運営委員会を設置し、様々な方面からのご意見をうかがい検討する会議を年度内に 2 回開催した。

(3) 登録のためのセミナー・個別相談会の実施 (第 4 章)

都道府県木連等の GL に基づく合法木材供給事業者の認定団体が開催し、林野庁、登録実施機関、全木連等の専門家を講師として、登録推進のためのセミナー・個別相談会を開催した。(一部では、都道府県木連等の担当者が説明)

(4) 全国レベル及び都道府県レベルの協議会の開催 (第 5 章)

ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定団体等、登録実施機関、クリーンウッド法に関する海外調査事業実施団体等による、合法伐採木材利用促進全国協議会を年度内に 1 回 (11 月) 開催した。

また、全国協議会の開催を受けて、都道府県レベルで合法伐採木材の利用促進を進めるための認定団体等からの出席者から構成される地方協議会を、全国 14 か所 (北海道、宮城県、栃木県、茨城県、埼玉県、山梨県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、三重県、京都府、熊本県、鹿児島県) で開催した。

(5) 全国レベル及び都道府県レベルの合法伐採木材等の普及啓発活動 (第 6 章)

事業者及び一般消費者に広く合法伐採木材の普及を行い、クリーンウッド法の周知を進めて合法伐採木材の利用促進を図るため全国レベルの展示会に出展して普及啓発活動を実施した。

(ア) WOOD コレクション「モクコレ」2023

2023 (令和 5) 年 1 月 31 日 (火) ～2 月 1 日 (水) 東京ビッグサイト (東京都江東区)

(イ) 建築・建材展 2023

2023 (令和 5) 年 2 月 28 日 (火) ～3 月 3 日 (金) 東京ビッグサイト (東京都江東区)

また、全国協議会の開催を受けて、都道府県レベルで合法伐採木材の利用促進を進めるための普及啓発活動 (普及セミナーの開催、イベント等への参加等) を実施した。普及セミナーについては、地方協議会を開催した 14 の道府県のうち 11 か所 (宮城県、栃木県、埼玉県、山梨県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、京都府、熊本県、鹿児島県) で開催した。

(6) 普及資料（コンテンツ）の作成と情報発信（第7章）

クリーンウッド法普及のためのキャラクターを新たに作り、このキャラクターを使ったコンテンツ（シール）を作成し、全国レベルの展示会等で配布するとともに SNS 等を活用して情報発信を行った。また、一部の都道府県レベルの協議会でも、このコンテンツを使った情報発信を行ったところがあった。

令和4年度木材関連事業者登録の推進 <年間スケジュール>

	運営委員会の開催	登録推進セミナー・個別相談会の開催	
2022年(令和4年)4月			
5月			
6月			
7月			
8月	2日 運営委員会(第1回)	1日 日本木材輸入協会	
9月		9~11月 日本合板商業組合(全国7カ所)	
10月		静岡県(県内3カ所)、14日 全日本木材市場連盟(東京都内)	
11月		1日 愛媛県、4日 群馬県①、17日 滋賀県、25日 全国木材市売買方組合連盟(名古屋市内)、30日 兵庫県	
12月		2日 群馬県②、8日 新潟県(Web)、9日 群馬県③、14日 山形県	
2023年(令和5年)1月		19日 青森県、25日 徳島県	
2月		10日 千葉県、24日 岩手県・奈良県	
3月	10日 運営委員会(第2回)	2日 日本合板工業組合連合会(Web)	

令4年度協議会による普及啓発活動 <年間スケジュール>

	全国レベルの協議会の開催	都道府県レベルの協議会(地方協議会)の開催	全国レベルの展示会での普及啓発	都道府県レベルの普及啓発	普及資料(コンテンツ)の作成と情報発信
2022年(令和4年)4月					
5月					
6月					
7月					
8月					コンテンツの作成
9月					
10月					
11月	9日 全国協議会	14日 石川県、29日 熊本県			14日 普及セミナー(石川県)、29日 普及セミナー(熊本県)
12月		5日 三重県、6日 宮城県、7日 福井県、12日 岐阜県(Web)、16日 鹿児島県、20日 京都府			6日 普及セミナー(宮城県)、7日 普及セミナー(福井県)、12日 普及セミナー(岐阜県)Web、16日 普及セミナー(鹿児島県)
2023年(令和5年)1月		26日 埼玉県(Web)、27日 栃木県	31日～2月1日 WOODコレクション「モクコレ」2023		27日 普及セミナー(栃木県)
2月		3日 富山県、14日 茨城県	28日～3月3日 建築・建材展2023		3日 普及セミナー(富山県)、7日 普及セミナー(山梨県)
3月		8日 山梨県(Web)、13日 北海道			

イベント等の普及啓発活動

情報発信

第2章 合法性が証明された木材の供給体制の状況

1 合法性が証明された木材の供給体制の概要

ガイドラインに基づいた合法木材供給事業者の認定団体数及び認定事業者数は下表のとおりで、令和5年2月末現在では、認定団体数が149(昨年149)、認定事業者数が約12,042(昨年約12,069)となっている。

合法木材供給事業者認定団体及び認定事業者数

令和5年2月末日現在

団体区分	認定団体数	認定事業者数
中央団体	25	1,764
地方団体	124	10,278
計	149	12,042

(注) 林業・木材団体で「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月林野庁)」に基づいて合法木材供給事業者の認定を行っている木材組合、森林組合、素材生産、木材チップ生産、木材流通等の団体及び各団体が認定した事業者数を計上

2 令和3年度における合法木材の取扱実績

林野庁ガイドラインに基づいた令和3年度における合法木材の取扱実績を次ページの表に取りまとめた。令和3年度は、合法木材証明システムが始まって16年目に当たり、その間の合法木材の取扱実績は年々増加の傾向にある。

例えば、素材生産のうち合法木材の量は、平成18年度の実績では906千 m^3 であったのに対し、15,536千 m^3 となり17.1倍になっている。同じく素材流通業者の取り扱った合法木材は951千 m^3 に対し16,301千 m^3 の17.1倍となっている。また、取扱量の総数に占める合法木材の比率についても、素材生産では40%から83%に増加(前年度は82%)、素材流通では16%から76%と前年度比で微増となり合法木材の供給は引き続き伸びている。(なお、素材流通(輸入)に関しては、前年度(令和2年度)の41%から43%に増加している。)

また、取扱実績を報告する認定団体及び認定事業体の数については、18年度では、認定団体数 61、認定事業体数 2,267 であったのに対し、団体数では約 2.1 倍の 129 団体に、認定事業対数では約 4.6 倍の 10,458 社で、着実に増加している。

**令和 3 年度合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱
実績（報告期間：令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日）**

業 種		木材・木製品 の 取 扱 量 (総数)	うち、合法性 が証明され たもの	割 合	認 定 事 業 体 数
		A	B	A / B	
		千 m ³	千 m ³		
素材生産	(国 内)	18,704	15,536	0.83	3,261
素材流通	(国内注)	21,447	16,301	0.76	543
木材加工	(国内注)	35,390	24,223	0.68	3,206
木材流通	(国内注)	22,551	9,600	0.43	3,313
その他	(国内注)	265	98	0.37	95
素材流通	(輸 入)	697	298	0.43	4
木材流通	(輸 入)	5,156	1,277	0.25	36

- (注) 1 全国木材組合連合会の要請に基づいて実績報告を提出した 129 認定団体
10,458 認定事業体の数値を集計したものである。(令和 4 年 10 月調査)
- 2 国内注：国内における流通加工業にかかるもので一部輸入材も含む

第3章 運営委員会の開催

本事業を効果的・効率的に実施するため、学識経験者、環境 NGO 等からなる運営委員会を設置して会議を2回開催した。

第1回運営委員会：2022年（令和4年）8月2日（火）

第2回運営委員会：2023年（令和5年）3月10日（金）

運営委員会の委員メンバーと各回の委員会での討議内容は以下のとおりである。

■ 運営委員会委員

（五十音順、敬称略）

清水 俊二	（公財）日本住宅・木材技術センター（主席研究員）
立花 敏	筑波大学（准教授）
永田 信	（一財）林業経済研究所（理事長）：委員長
二宮 孝義	日本合板商業組合（常務理事兼事務局長）
三柴 淳一	国際環境 NGO FoE Japan（理事）

■ オブザーバー

【登録実施機関】（公財）日本合板検査会、（一財）日本ガス機器検査協会、（一財）日本森林技術協会、（一財）建材試験センター、（一社）北海道林産物検査会
【関係省庁】林野庁

■ 会議の結果概要

第1回運営委員会会議

1. 日時：2022（令和4）年8月2日（火）15:30～17:00

2. 場所：全木連会議室（東京都千代田区永田町）

※一部の委員及び林野庁とオブザーバーはオンラインで出席した。

3. 議事要旨：

① CW法の現状について

林野庁から、資料（林野庁説明資料）に基づき説明があった。この中では、木材関連事業者の登録状況、令和3年度補正予算、令和4年度当初予算の事業、合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会「中間とりまとめ」の概要について説明があった。

[主な質疑・意見]

特になし。

② 本年度事業の内容と進め方について

事務局より、資料（事業の概要）、資料（登録推進セミナー・相談会及び地方協議会・普及啓発活動の実施計画整理表）についての説明があった。

[主な質疑・意見]

- 運営委員会の役割について、実行体制図には、運営委員会が「全体管理・助言」を行うとあるが、具体的に委員会での意見がどのように反映されるのか。運営委員会の位置づけがあいまいなように感じる。「全体管理」とあるが言葉が適切ではないのでは。
- （全木連）運営委員会を2回開催するとあるが、1回目はこれからやっていくことについてどのようにやっていくか助言・提案をいただく。それに基づき事務局で事業を実施していく。2回目は年度末に報告をさせていただき、来年度どのようにやっていけばよいか考えたい。中間報告のための委員会が今年度はないが、この会議の後でもご提案、ご意見があれば適宜事務局にメールで連絡いただきたい。
- 現場の工務店の意識、関心が低い。補助事業があっても、現状は「申請が面倒なので、その分値引きする。」、といった地方の工務店が多い。そこへのPRの仕方が重要。各地域にある設計事務所の団体、建築士会に普及・啓発を行うのも重要。リフォーム関係に対しての普及活動もある。材木店・建材展の意識はある程度高いが、より川下へのアプローチができると良い。
- 全国レベルの展示会のなかでも、モクコレはWeb配信もあり地方にいても情報が得られて良かった。Webでも配信してもらえるとありがたい。コンテンツについては、動画なら短めにしてわかりやすいものにすると良い。特に、地方にいる人にとってはWebで配信されるコンテンツの充実は重要。
- ①昨年までの展示会での参加者の反応はどうだったか。②それをうけて今年度の普及活動で何か変えるところはあるか。
- （全木連）昨年まで年間2~3の展示会に出展してきた。正直なところ、来場者のCW法に対する関心は高くはない、という感じだが、ブースに来てくれた人に時間をかけて説明すると理解してもらえる。今後は、少しでも長い時間ブースにとどまってもらえるような展示を心掛けたい。
- （林野庁）昨年度までの2つの事業が1つになったことで登録の話と普及活動が一体的に進められるようになった。資料（地方協議会・普及啓発活動実施計画）を見ると、今年はセミナーが多いようだ。何か理由があるのか。
- （全木連）コロナの影響でイベントが直前で中止になることも多い中、当初から計画の中にイベントを入れにくくなっているため少ないのではないかと。
- 運営委員会で求められることは何かを知りたい。

- (全木連) 運営委員会では、昨年までの登録推進の方策に加えて、効果的な普及啓発についても助言をいただければと思っている。
- (林野庁) 進捗を管理するような全体管理ということではなく、個々の内容について委員の方からご意見をもらえればよいと考える。
- コンテンツについても、何かたたき台のようなものがあるとわかりやすい。
- (全木連) コンテンツの作成については、今年度はオンラインでも使えるコンテンツ、例えばキャラクター、イメージなどを作成し、それをシールなどにして展示会などで配布できないかと考えている。QR コードを印刷物に刷り込んでCWナビなど関連Webサイトに誘導することも考えたい。
- ウッドショックが言われて、最近では木材への関心が高まっている。紙媒体でないほうが、より多くの人々の目に留まりやすいのではないか。
- (全木連) 運営委員会の役割がわかりにくいとの話があったが、委員会が2回ということもあり、委員のご意見を反映させにくくなっている。そこで提案だが、事業の個々の内容について、中央でハンドリングできるもの(全国協議会、全国レベルの展示会、コンテンツの作成等)について、あらためてご意見をうかがい、それについて事務局から対応等をお答えできれば、委員会の役割もより明確になるのではないか。
- 途中で報告してもらった方が、委員としても何をやっているかわかるので良い。事務局は大変だろうが、よろしくお願いします。

③ その他

事務局から特になし。

その他、委員、林野庁、オブザーバーからも特に意見は出ず、会議を終了した。

第2回運営委員会会議

1. 日時：2023（令和5）年3月10日（金）15:30～17:00
2. 場所：（一社）全国木材組合連合会会議室（東京都千代田区霞が関）
※一部の委員及び林野庁とオブザーバーはオンラインで出席した。
3. 議事要旨：

① CW法の現状について

林野庁から、資料（CW法改正法案の概要、令和5年度予算）に基づき説明があった。

[主な質疑・意見]

特になし。

② 本年度事業の実施結果について

事務局より、資料（本年度事業の結果概要、登録推進セミナー・相談会及び地方協議会・普及啓発活動の実施結果一覧、委員からのご意見と対応、セミナー受講者アンケート結果、キャラクターシール）についての説明があった。

[主な質疑・意見]

○キャラクターシールを配布して林野庁のCWナビWebサイトへの誘導をしたとのことだったが、Webサイトへのアクセス数は増えたのか。増えていなければ配布先、配布方法に工夫が必要ではないか。

→（林野庁）CWナビへのアクセス数は時々チェックしているが、このシールが配布されてからのアクセス数の変化は見えていない。

○モクコレや建築・建材展といった全国レベルの展示会に出展した際の来場者の雰囲気、反応はどうだったか。

→（全木連）ブースで足を止めてくれる人は多くはないが、説明をすれば分かってもらえる。今年は、展示会への来場者は増えた感じがする。また、建築・建材展に来場者された雑誌社の方が、我々のブースに関心を持ち、クリーンウッド法について原稿執筆の打診をされたこともあった。

→（全木連）建築・建材展は、他の展示会と併催していたので、それとの相乗効果で来場者が多かったようだ。我々のブースに置いたパンフレットも途中で品切れになり追加した。

→（全木連）建築・建材展は木材業者の出展が少なかったため、逆に関心が高かった。最近、CW法改正の報道がテレビや新聞でされたため、それを見た方が関心を持って質問されたこともあった。

○セミナー受講者アンケートで、登録した理由として「自社のPRになる」と回答した人はどのような業種か。これを分析すると、更なる普及にもつながるのではないか。また、提案だが県木連を東京に呼んで意見交換や各県の課題などの意見を交わして普及活動に活かしてはどうか。各県の皆さんが来て意見交換をするような逆方向の取り組みも意義があるのではないか。

→（全木連）アンケートの回答は無記名なので、どのような方がどのような回答をしたかはわからない。次回このような機会があれば回答者の業種についても聞いてみたい。

○県木連の会員ばかりでなく、森林組合系統の関係者や素材生産業者も一緒に研修を開催してもらい、川上を入れて広く周知をすべき。

○登録事業者のメリットとしては、外構部の木質化事業、JAS構造材支援事業のほかに、国有林野の販売事業において、協定先などに登録事業者が含まれている場合の優遇措置がある。これらが措置された当初は、申請時期に登録も急増した。ただ最近では登録者数が全体的に頭打ちになっており、ほかに

も措置できないか検討しているところ。研修の対象者については、これまで研修を受ける機会がなかった人にも受講してもらえることが検討課題だと思う。

- 今回の CW 法見直しで小売業者も木材関連事業者に入ることになった。小売業者については、経産省の所管であるがどの様に情報を伝えていくつもりか。
- (林野庁) 小売事業者も入ることで、消費者を含めた川下からの合法伐採木材に対する需要が川中、川上に広がっていくことを期待している。他省の所管であるので連携して進めていきたい。
- (委員) 小売事業者の業界団体 (チェーンストア協会やコンビニの業界団体、DIY 協会など) を通して周知して頂くことが早道。

③ その他

事務局からは特になし。

[主な質疑・意見]

- 法改正のとりまとめの中に、人権 DD のガイドラインのことに触れていたが、見直しの中でこれをどんな方向性でやっていこうと考えているのか。
- (林野庁) 人権尊重の考えを CW 法の基本方針に位置づけるなどしていくということ。

林野庁: CW 法の見直しをしているところだが、小売業については経産省とも連携して進めていきたい。国としての体制も整えつつ、実効性のある工夫をしていきたいので今後ともよろしくお願いします。

その他、特に意見は出ず、会議を終了した。



第 2 回運営委員会の様子

第4章 登録のためのセミナー・個別相談会の実施

2022（令和4）年9月から2023（令和5）年3月にかけて、林野庁ガイドライン（GL）の17の認定団体（県木連12、中央団体5）が、県下の認定団体と共催でクリーンウッド法登録推進相談会・セミナーを開催した。

合法木材認定事業者の担当者、建築関係の事業者、森林組合、県庁等の行政関係者等様々な関係者の参加があった。参加者数は、すべての会場を合わせて延べ約1,000人であった。

今年度は、昨年度から引き続き新型コロナウイルス感染症の影響でオンラインでの開催もあったが、多くは対面でのリアル開催が再開されおおむね計画通りに開催された。

（セミナー・個別相談会の実施一覧はこの章の最後に掲載）

1 専門家派遣等によるクリーンウッド法登録推進セミナー・個別相談会

2022（令和4）年9月から2023（令和5）年3月にかけて、全木連から講師（専門家）を派遣して全国13の認定団体（県木連10、中央団体3）が開催した。このほか、林野庁や登録実施機関から講師を招いて実施した認定団体もあった。セミナーでは、クリーンウッド法の内容や木材関連事業者の登録の仕組み・申請方法の手順・様式、クリーンウッド法の見直しに関する情報等が説明された（説明資料は巻末資料を参照）。また、セミナーの後に、登録のための個別相談会を希望者に対して実施した。個別相談の件数は10件弱であった。相談の内容は、「国交省の住宅グリーン化事業で助成を受けようとするとき、登録を求められるか？」、「建築事業者だが、登録をする必要はあるのか、今後の見通しはどうか」、「登録事業者の定義について（本社の一部門だけが登録しているとき、登録事業者といえるのか。）」「寺社の境内等の立木を伐採したものを購入したり委託を受けて伐採して自社で製材し、公共事業（美術館など）に使用する仕事がある。登録を考えているが、どうすれば良いか。」といった相談もあった。

・セミナー参加者総数： 約600名

以下に、セミナー会場の写真を掲載する。



青森県での登録セミナー



千葉県での登録セミナー



山形県での登録セミナーと個別相談



群馬県での登録セミナーと個別相談会



2 認定団体が独自に実施したセミナー・個別相談会

前記1と同様の内容で、ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定団体（県木連等）が自ら説明をする形でセミナー・相談会が、全国4（県木連2、全国団体2）の認定団体で実施された。

・セミナー参加者総数： 約400名

以下に、セミナー会場の写真を掲載する。



日本合板商業組合の登録セミナー（大阪会場）



静岡県での登録セミナー

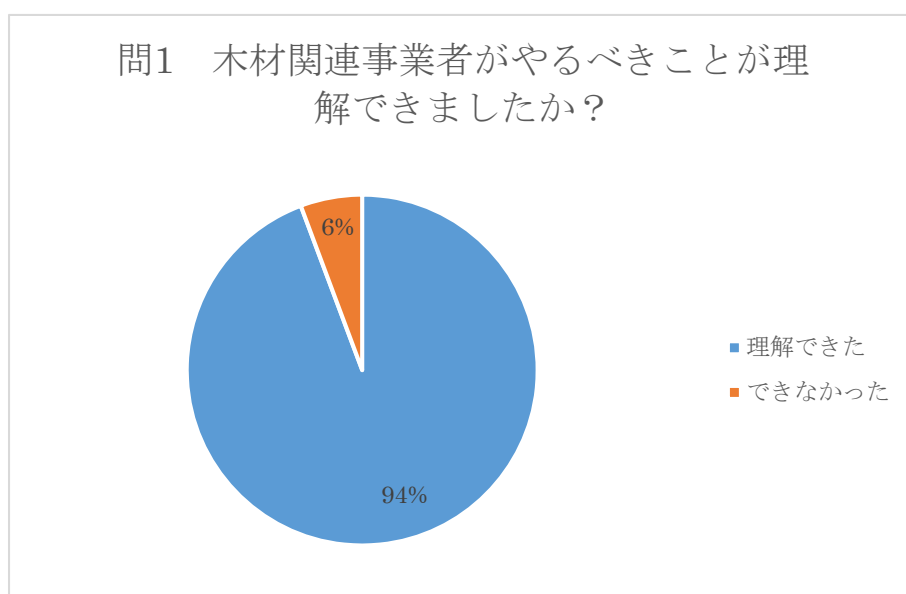
3 セミナー受講者アンケートの実施

【概要】

セミナーの理解度、登録への関心をみるため、昨年度に引き続きセミナーに参加した受講者にアンケートを実施した（アンケート票はこの資料の最後に添付）。13 団体（15 会場）のセミナーでアンケートを配布し 406 人から回答を得た。集計結果の概要は以下の通り。

【結果】

問1 クリーンウッド法で木材関連事業者がやるべきことは理解できましたか？

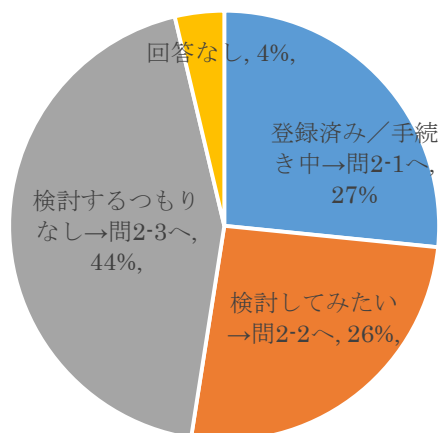


（集計結果）

全体の 94%（去年は 95%、以下同じ）が「おおむね理解できた」と回答した。また、「理解できなかった」との回答に対して、理解できなかった点を尋ねたところ、「合法木材供給事業者と CW 法木材関連事業者との関係性について」「素材生産者としてのメリットがよくわからない」「誰が合法だと認定するのか？誰が求めているのか？」「目的が理解できず」「県の認証制度がある中で必要なものなのか」といった回答があった。

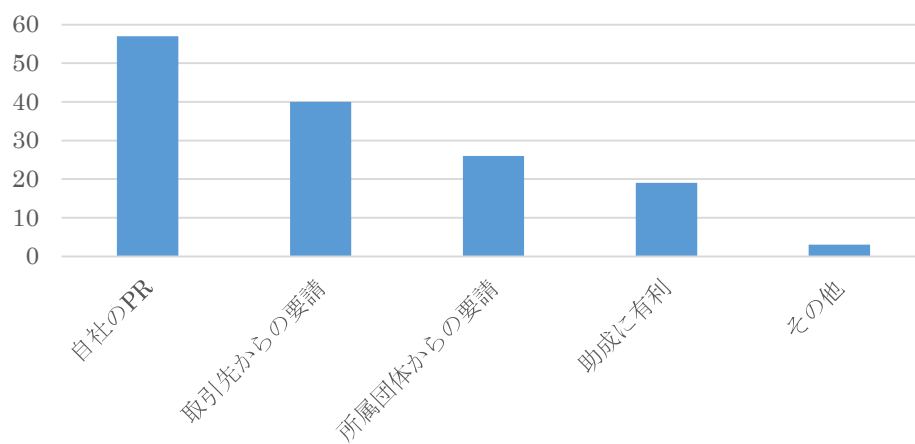
問2 本日のセミナーを受講して登録を検討してみようと思われましたか？

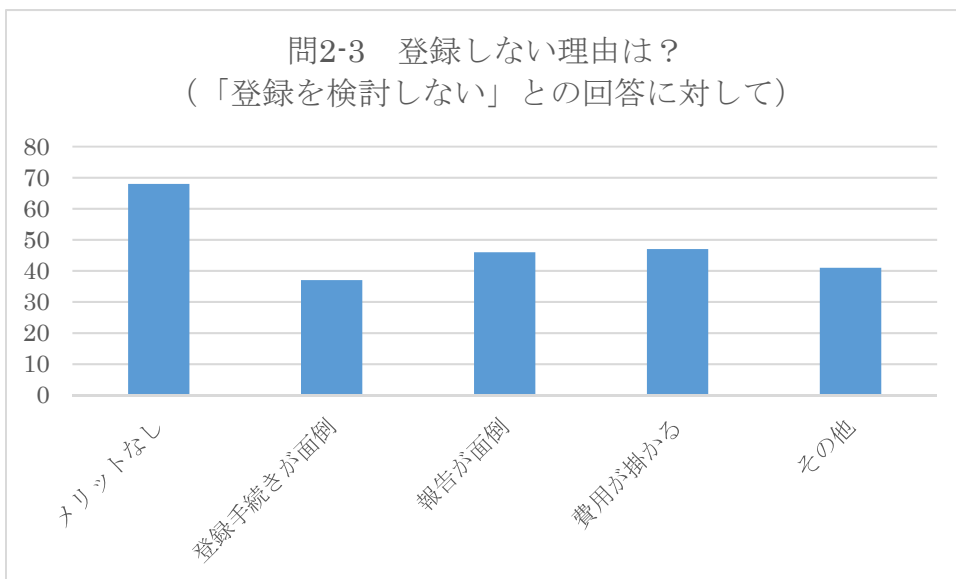
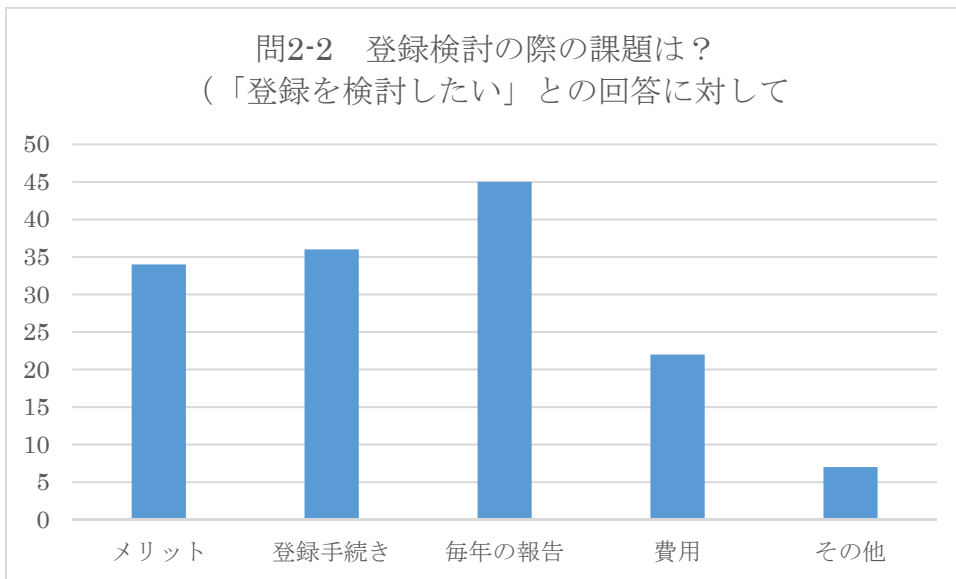
問2 登録を検討してみようと思いましたが？



- 登録済み/手続き中→問2-1へ
- 検討してみたい→問2-2へ
- 検討するつもりなし→問2-3へ
- 回答なし

問2-1 登録した理由は？ (「登録済み」との回答に対して)





(注1) 問2-1、2-2、2-3は複数回答可

(集計結果)

「すでに登録済み／手続き中」が27%（昨年度は24%、以下同じ）、「登録を検討してみたい」との回答も26%（35%）あった。また、「登録を検討するつもりはない」との回答は44%（35%）あった。

すでに登録済みの回答者に対して、登録した理由を尋ねたところ（問 2-1）多い順に「自社の PR」、「取引先からの要求」「所属団体からの要請」「助成に有利」となった。また、「登録を検討したい」との回答した者に対し登録を検討する際の課題について聞いたところ（問 2-2）、多い順に「毎年の報告」「登録の手続き」「登録のメリット」「費用」となった。また、「検討するつもりがない」との回答者にその理由を尋ねたところ、多い順に「メリットがない」、「費用が掛かる」、「（年 1 回の）報告が面倒」、「（登録の）手続きが面倒」となった。なお、「その他」の理由としては「素材生産事業者だから」「メリットを感じられない」「登録してからの活用の需要が少ないと思うから」等があった。

今年度は、第 1 回運営委員会で出されたご意見を参考に以下の設問を追加した。①問 2 で「登録を検討しない」と回答し、その理由に「メリットがないから」を選択した者に対して、「一番重視するメリットは何ですか？」と尋ねた（記述）。②「登録を検討してみたい」と回答し、問 2-2（登録する際の課題）で「登録するメリット」を選択した者に対して、「一番重視するメリットは何ですか？」と尋ねた（記述）。

- ① メリットがないから登録しないとの回答に対して、重視するメリットを記述してもらったところ「売り上げにつながるか（疑問）」「国の方向性が不明確」「お客さんに求められること」などの回答があった。
- ② 検討してみたいとの回答に対して、重視するメリットを記述してもらったところ「企業価値の向上」「ユーザーへのアピール度」「組織の信用性」「社会的な信用」「事業体制の見直し」などの回答があった。

問3 クリーンウッド法についてご意見があればご自由にお書きください。

自由に記入してもらった欄を設けたところ、50 件近くの記入があった。

自由記入欄の記入内容（抜粋）

全市連会場（10/14）

- ・違法伐採の定義は決めたほうが良い。
- ・一般消費者に PR して本法の重要性の認知に努めていただきたい
- ・零細業者はますます厳しくなる。力のある住宅販売業者にとって有利

群馬県会場（11/4、12/2、12/9）

- ・現在の納入先の事業所が CW の登録証明をどれだけ必要とするのか疑問、合法木材供給事業者の立ち位置はどこですか？
- ・林野庁 GL との違いが明確にされると理解しやすいと思います
- ・何のために合法木材と CW を別にするのかわからない。

滋賀県会場（11/17）

- ・CW法は将来どのような方向性を考えているのか

全買連会場（11/25）

・「国が管理したいがため」の法律制度体系になっている気がする。「国民のため」の体系に変えていければよいと思う。

- ・木材市場がしっかりやれば流通する木材は合法のものしか出回らないのではないのか

兵庫県会場（11/30）

・初の参加でわからないところだらけだったが、届けなど明確にしておけばいいというのが分かりよかったです。

- ・経済林に植えられている木のことしか考えていない制度に見える

新潟県会場（12/8、Web）

・登録及び登録後に費用がかかるのは致し方ないと思いますが、事務手間がかかるなと感じます。補助金等で優遇される措置は有難いです。今後も継続あるいは優遇対象となる制度を増やしてもらえると良いです。

山形県会場（12/14）

・負担が多くなるので業者の義務化などやめてほしい。登録費用、初期費用は、なぜそんなに高いのか？もう少しおさえる事は出来ないのか知りたい。

青森県会場（1/19）

- ・とても厳しく規則が増えてきていると感じた。

徳島県会場（1/25）

・登録が広まれば広まるほど登録を行っていない事業者の風当たりが強くなるように感じたが、今後登録を行うメリットが増えることがあるのか

岩手県会場（2/24）

・GLとの間で混乱することが多い。「合法木材」と「合法伐採木材」とか。できればGLをCW法としてほしかった。2つの似たモノが並立しているのはほんとうに混乱の元だと思う。R7年度の施行時にはすっきり理解できる内容になっていることを切望します。

奈良県会場（2/24）

- ・引き続き関連団体、行政への情報提供をいただきたい
- ・素材生産業者の様に川上に位置する業者にこそ重要な内容であると感じました

〇〇会場 開催日：2023年3月 日
クリーンウッド法登録推進セミナー・個別相談会
受講者アンケート

(一社) 全国木材組合連合会

※斜体は今年度追加の設問

本日は標記セミナーにご参加いただきありがとうございました。

お手数ですが下記のアンケートにご協力ください。該当する()に○をつけてください。

問1 クリーンウッド法で木材関連事業者がやるべきことは理解できましたか？

() おおむね理解できた

() 理解できなかった

→理解できなかった点をお書きください

()

問2 本日のセミナーを受講して登録を検討してみようと思われましたか？

() すでに登録済みである／登録手続き中である →裏面の問2-1にお答えください。

() 登録を検討してみたい →裏面の問2-2にお答えください。

() 今のところ登録を検討するつもりはない

→検討しない理由は？ (複数回答可)

() 登録するだけのメリットがないから

→一番重視するメリットは何ですか？

(具体的に：)

() 登録の手続きが面倒だから

() 登録した後の毎年の報告が面倒だから

() 費用が掛かるから

() その他(具体的に：)

問3 クリーンウッド法についてご意見があればご自由にお書きください。

()

ご協力ありがとうございました。この用紙は受付に置いてお帰りください。

問 2-1 すでに登録されている方・登録手続き中の方にお尋ねします。なぜ登録されましたか？（複数回答可）

- 自社の企業価値を高め、PR になるから。
- 取引先からの要請等により。
- 所属団体等からの要請により。
- 国の助成制度等を利用する際に有利だったため。
- その他（具体的に： _____）

問 2-2 登録を検討してみたいと回答された方にお尋ねします。登録する際に課題となることは何だと思われますか？（複数回答可）

- 登録するメリット
 - 一番重視するメリットは何ですか？
（具体的に： _____）
- 登録の手続き
- 登録した後の毎年の報告
- 費用
- その他（具体的に： _____）

ありがとうございました。表面の問 3 にお進みください。

令和4年度 登録推進セミナー・個別相談会実施一覧

区分	NO	実施団体名	登録セミナー・個別相談会				備考	
			開催日	場所	講師(全木連)	参加者		
						セミナー		相談会
講師派遣により実施	1	(一社)全日本木材市場連盟	10/14	東京都内	加藤	22	1	
	2	(一社)群馬県木材組合連合会	11~12月	前橋市他	加藤	78	1	県内3か所で開催
	3	滋賀県木材協会	11/17	草津市	下堂	12		
	4	(一社)全国木材市売買方組合連盟	11/25	名古屋市	下堂	34		
	5	兵庫県木材業協同組合連合会	11/30	姫路市	加藤	35	2	
	6	新潟県木材組合連合会	12/8	オンライン	加藤	61		
	7	山形県木材産業協同組合	12/14	山形市	加藤	54	1	
	8	青森県木材協同組合	1/19	青森市	下堂	127		
	9	徳島県木材協同組合連合会	1/25	徳島市	加藤	40		講師はWeb
	10	(一社)千葉県木材振興協会	2/10	東金市	加藤	30	1	
	11	岩手県木材産業協同組合	2/24	盛岡市	加藤	32	2	
	12	奈良県木材協同組合連合会	2/24	桜井市	下堂	32		
	13	日本合板工業組合連合会	3/2	オンライン	加藤	45		Web開催
独自開催(講師派遣無し)	1	日本木材輸入協会	8/1	鳥取県境港市		8		
	2	日本合板商業組合	9~11月	大阪市他		180		全国7カ所で開催
	3	静岡県木材協同組合連合会	10月	静岡市他		170		県内3カ所で開催
	4	(一社)愛媛県木材協会	11/1	松山市		26		
合計						986	8	

602

384

第5章 全国レベル及び都道府県レベルの協議会の開催

1 合法伐採木材利用促進全国協議会の開催

(1) 開催概要

クリーンウッド法（以下、CW法）の円滑な運用に資するとともに、合法伐採木材の利用を促進するための方策・課題等を検討するための協議会（合法伐採木材利用促進全国協議会）を開催した。

全国協議会には、林野庁ガイドラインに基づき全国を対象として合法木材供給事業者の認定を行っている認定団体、登録実施機関、クリーンウッド法の海外関連情報の調査事業実施団体、環境NGO、建築・建材関係団体等からあわせて約40名が出席した。

また、主管官庁（林野庁、経済産業省、国土交通省）からも担当者に出席いただき、合法伐採木材利用促進の課題等について検討を行った。

(2) 開催結果報告

合法伐採木材利用促進全国協議会

【日時】 2022（令和4）年11月9日（水） 14時00分～15時20分

【場所】 日比谷国際ビルコンファレンススクエア 8D 会議室
東京都千代田区 ※対面とオンラインの併用開催

【参加者】（敬称略）

○合法木材供給事業者中央認定団体

日本合板商業組合 常務理事兼事務局長 二宮孝義

日本合板工業組合連合会 専務理事 上田 浩史

（一社）日本特殊加工化粧板協議会 事務局長 平原 章雄（W）

全国銘木連合会 常務理事 酒井 彰（W）

日本木材輸入協会 専務理事 岡田 清隆

全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会 専務理事 田中 謙司

全国森林組合連合会 林政担当部長 石澤 尚史

日本集成材工業協同組合 専務理事 清水 邦夫（W）

（一社）全日本木材市場連盟 専務理事 柱本 修

全国素材生産業協同組合連合会（兼 全国国有林造林生産業連絡協議会）
事務局長 山下 誠（W）

（一社）日本林業経営者協会 専務理事 池田 直弥

（一社）全国木材市売買方組合連盟 事務局長 草野 洋（W）

（一社）全国木造住宅機械プレカット協会 常務理事 坂田 幹人

日本ツーバイフォーランバーJAS協議会 事務局長 藤谷 裕

開会 14:00

挨拶

1. クリーンウッド法の施行状況について
説明：林野庁木材利用課
2. 今年度事業の概要について
3. 合法伐採木材の利用促進に向けた事業者・消費者への普及活動に関する意見交換
4. その他

終了 15:20

【結果概要】

会議の内容（議事と主な質疑・意見等）は次の通り。

1. クリーンウッド法の施行状況について

林野庁より、資料（CW法の施行状況について）に基づき説明があった。続いて、IGES（海外調査実施団体）から資料（中国・ベトナムにおける木材 合法証明に係る制度の分析とグッドプラクティスの収集）に基づき、生産国（中国・ベトナム）における合法性確認の調査についての中間報告があった。

[主な質疑・意見]

- （NGO）資料に「一部の伐採国、樹種において確認の割合が低い」との文言があるが、具体的な国と樹種について教えて欲しい。また、家具の合法性確認について、登録事業者のDDの状況に関して補足説明していただければありがたい。
- （林野庁）確認の割合が低いものとして、中国の合板用等のポプラ、ロシアのヨーロッパアカマツが挙げられている。家具について詳細は把握していないが、様々な国から来ているものについて把握することが難しかったと聞いている。

2. 本年度事業の概要について

事務局（全木連）より、資料（事業の概要）に基づき本年度事業の説明があった。

[主な質疑・意見]

特になし。

3. 合法伐採木材の利用促進に向けた事業者・消費者への普及活動に関する意見交換

この後、合法伐採木材の利用促進に向けた事業者・消費者への普及活動に関する

る意見交換と CW 法の見直しの件も含めて質疑応答を行った。

[主な質疑・意見]

- (NGO) 普及活動でキャラクターシールを作成したとのことだが、このシールは何部作成してどのように配布するつもりか。
 - (全木連) まずは、親しみやすいキャラクターで「クリーンウッド」に興味を持ってもらい、QR コードから CW ナビにアクセスしてもらうことを狙った。シールは 10,000 枚作成し、今後消費者向けのイベントなどの機会に効果的に配布したい。
- このキャラクターは使用の許可は必要か。
 - (全木連) 普及のためにオリジナルで作成したものであるため自由に使用できる。使う際は一言こちらに連絡いただいたうえで様々なところに使ってほしい。
- 中国・ベトナム調査について、中国では、違法伐採についての詳細な規定はないとのことだったが、詳細ははっきりとはわからないということか。また、改正森林法は施行されてどんな影響があるのか、わかれば教えて欲しい。
 - (調査実施団体) 改正森林法の実施規則案で違法伐採に関する規定がないことについて、業界団体や研究者に聞いたが、法律に書いてある以上の詳細（例えば罰則規定などが考えられる）は必要ないと判断されたために規定がないだけであり、法律の違法伐採に関する条文自体は有効との説明であった。業界団体は、実施規則なしでも、森林法で明確になっていることをセミナー等で周知して事業者にはやらせているとのことだった。ヒアリングを行った中国国内の事業者からも「改正森林法に定められているから合法性証明を収集している」との回答。事業者が合法性情報の収集が必要であると認識しているのは確か。日本からの輸出についても、法律上は合法性を示す書類が必要な状態になっているとの認識。少なくとも中国の事業者は、法律は既に施行されていて、自社が取り扱っている木材が違法材でないと法律違反になると認識している、と理解。
- (NGO) CW 法の見直しの内容はまだ公開できるものではないと思うが、大枠でもよいのでどんな風に進めていくつもりか教えて欲しい。
 - (林野庁) 我々としては、検討会の結果を踏まえた「中間とりまとめ」が様々な議論のベースとなるものと考えており、この中でどのような選択肢があり得るのか検討していきたい。具体的には、より広範な事業者の制度への理解と参画の必要性、第一種木材関連事業者の確認の義務化の検討、川中川下から川上への事業者へのプレッシャーも必要との意見、合法性確認のルールがはっきりしていないとのご意見、業界団体等との連携についても大きな論点、合法性確認に係る事業者の負担の軽減についても検討項目。これらの点について、皆様からご意見を伺いながら検討していきたい。

- (NGO) 議論の場に市民団体が傍聴できるようにして欲しい。
- (林野庁) 皆様からの要請があれば説明や意見交換の場を持ちたい。

(全木連) 其他のご意見は特にないようなので、最後に各省庁から一言ずつ。
経産省：経産省でも検討会での論点を踏まえ、紙・家具等について業界から幅広く意見を聞いているところ。実効性が伴う様な見直しがあればと考えている。

国交省：中国の動きの紹介があったところだが、中国の JAS 認定工場でも合法性確認に対応しているのは興味深い。中国の木材も日本の住宅に使われていると聞いているので、合法性が確認された木材が増えていくことは歓迎すべきこと。CW 法の見直しについても、合法性が確認された木材の流通量を増やしていくことの方性は同じなので、これからも団体へのヒアリングを行って意味のある見直しをしていきたい。

林野庁：本日会議にご参加いただいた方は、CW 法の施行に当たって中心となる方々なので、今後とも皆様のお知恵を借りながらやっていきたい。

4. その他

その他参加者からの意見はなく会議を終了した。

—了—



合法伐採木材利用促進全国協議会の様子

2 都道府県レベルの協議会（地方協議会）の開催

（1）開催概要

前記1の全国レベルの協議会の開催を受けて、都道府県レベルで合法伐採木材の利用促進を図るための地方協議会を全国14カ所で2022（令和4）年11月～2023（令和5）年3月にかけて開催した。

地方協議会には、林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定団体（県木連、県森連、県素協等）、木材地区組合、建築・建設団体、行政関係者等が参加して、合法伐採木材の利用促進のための課題を話し合い、情報交換・意識の共有をするとともに、地方における普及啓発活動についての検討を行った。

また、協議会の中には、登録木材関連事業者の企業の方を招いて講演をしてもらったところもあった。（地方協議会の実施一覧をこの章の最後に掲載）

今年度は、昨年度までの新型コロナウイルス感染症の影響が低下する中、ほぼ当初の計画通りに開催された。また、対面での開催にあたっては、会場では感染症対策をとり、またオンラインで開催するなど工夫して実施した。

（2）開催結果報告

以下に、地方協議会の開催順に概要を示す。詳細は、後ろに掲載した「地方協議会、普及啓発セミナー実施結果一覧」を参照のこと。

① 石川県での実施

開催日：11月14日（月） 金沢市内で開催

② 熊本県での実施

開催日：11月29日（火） 熊本市内で開催

③ 三重県での実施

開催日：12月5日（月） 津市内で開催

④ 宮城県での実施

開催日：12月6日（火） 仙台市内で開催

⑤ 福井県での実施

開催日：12月7日（水） 福井市内で開催

⑥ 岐阜県での実施

開催日：12月12日（月） オンラインで開催

⑦ 鹿児島県での実施

開催日：12月16日（金） 鹿児島市内で開催

⑧ 京都府での実施

開催日：12月20日（火） 京都市内で開催

⑨ 埼玉県での実施

開催日：2023（令和5）年1月26日（木） さいたま市内で開催

⑩ 栃木県での実施

開催日：1月27日（金） 宇都宮市内で開催

⑪ 富山県での実施

開催日：2月3日（金） 富山市内で開催

⑫ 茨城県での実施

開催日：2月14日（火） 常陸太田市内で開催

⑬ 山梨県での実施

開催日：3月8日（水） オンラインで開催

⑭ 北海道での実施

開催日：3月13日（月） 札幌市内で開催

地方協議会では、全木連から担当者が出席し、本事業の概要と実施状況、全国協議会の結果報告、クリーンウッド法の現状（施行後5年の見直しについての最新情報等）の報告、情報提供の後、出席者の意見交換が行われた。

〔協議会で出された主な意見・質疑等〕（開催順に主なものを記載）

○熊本県協議会（2022年11月開催）

- ・川上から川下まで県内の現状、自社の登録状況の認識を高めるべき。
- ・類似制度が多いためわかりやすく整理してほしい。業界が少し混乱している（川上の立場から）。

○三重県（12月開催）

- ・消費者は非合法な木材が日本にあるという認識はない。未だに違法伐採問題があることを知らせることが重要。
- ・SDGsは今や子供でも知っている。木材を使うことがSDGsに貢献していることをアピールすべき。最終消費者にアプローチして全体をボトムアップしていけば後々の需要につながる。
- ・CW法の登録事業者に優先的に仕事が来るような仕組み（公共建築物の発注の際など）があるとよい。
- ・合法伐採木材を使わないデメリットをPRすることも必要。

○宮城県（12月開催）

- ・CW法の登録を進めるときは、GLの認定を受けている事業者の費用負担を考慮してほしい。
- ・県の助成を受けるときは、県内のどこの産地かも明記する必要があり、合法木材、CW法の確認材など、種類がたくさんあって扱いが大変。

○福井県（12月開催）

- ・家を建てる消費者は、合法的な建材なのか等そこまで求めていない。
- ・企業側の環境配慮が進んでいる。そこから一般消費者に浸透すればいい。

○京都府（2023年1月開催）

- ・組合員ではない個人の方が、他の業者に伐採してもらっている場合は把握ができない。
- ・個人の中には届を出すことを知らない方もいるのが実態。
- ・木そのものの良しあしで判断するので、合法であろうとなかろうと単価は変わらない。
- ・制度の変更により提出書類が増えた結果、「出そうという意欲が削がれた」との声も聞く。

○栃木県（1月開催）

- ・CW法の改正で、第一種登録が廃止されることが心配。小さい納入業者に合法性の証明を求めても難しいところがある。
- ・CW法の確認書類をつけて出荷したのはまだ1件のみ。証明が必要だという広報が少ない。
- ・国産材の合法性確認は今でも100%に近いのであれば、法律を改正して義務化しても変わらないのではないか。
- ・ウッドショックの時には、品不足は発生し知らない業者が材を買い集めていったこともあったが、そのような中には証明のないものもあるようだ。
- ・川中・川下の業者にとって実質のメリット（補助金アップなど）がないと登録は進まない。

○山梨県（3月開催）

- ・建築士のCW法に対する認識は薄い。
- ・合法木材について、施主からの要望はなく、県産材証明も助成制度を使うときだけでまだ少ない。

○北海道（3月開催）

- ・特に素材聖戦事業者の中には、まだメールが使えないところもありFAXのみでの対応が大変である。
- ・CW法開催案の中に、「違法伐採材は取り扱わないよう明確化」との文言があったが、今後は未確認のものは取り扱えなくなるのか。

地方協議会の様子を以下に示す。



石川県での地方協議会



熊本県での地方協議会

令和4年度 地方協議会、普及セミナー等の実施一覧

NO.	区 分	協議会	普及セミナー		セミナー以外の普及啓発
		開催月日	開催月日	参加人員	
1	北海道木材産業協同組合連合会	3/13	2～3月WEB	310	
2	宮城県木材協同組合	12/6	12/6	63	
3	茨城県木材協同組合連合会	2/14	－	－	イベント出展
4	栃木県木材業協同組合連合会	1/27	1/27	117	イベント出展
5	(一社)埼玉県木材協会	1/26	9/28	54	イベント出展
6	(一社)山梨県木材協会	3/8	2/7	30	イベント出展
7	富山県木材組合連合会	2/3	2/3	72	イベント出展
8	(公財)石川県木材産業振興協会	11/14	11/14	88	イベント出展
9	福井県木材組合連合会	12/7	12/7	68	イベント出展
10	岐阜県木材協同組合連合会	12/12	12/12WEB	15	イベント出展、新聞広告
11	三重県木材組合連合会	12/5	－	－	新聞広告
12	(一社)京都府木材組合連合会	12/20	－	－	イベント出展
13	(一社)熊本県木材協会連合会	11/29	11/29	72	イベント出展
14	(一社)鹿児島県林材協会連合会	12/16	12/16	180	
14			11カ所	1,069	

第6章 全国レベル及び都道府県レベルの合法伐採木材等の普及啓発活動

今年度の事業では、全国レベルの普及啓発活動に加え、都道府県レベルでも地方協議会の開催場所で普及セミナーやイベント出展等の普及啓発活動を実施した。イベント等への出展や普及セミナーの開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策に十分配慮したうえで行った。

1 全国レベルの普及啓発活動

大消費地圏で開催されている、木材・建材・建築関連の全国レベルの展示会に出展し、クリーンウッド法や合法伐採木材についてのPRを行った。各展示会での活動状況の詳細は、以下の通り。

(1) WOOD コレクション「モクコレ」2023 への出展

2023（令和5）年1月31日（火）～2月1日（水）に、東京ビッグサイト西展示棟で開催された「WOOD コレクション『モクコレ』2023（主催：東京都）」に出展しクリーンウッド法の普及と合法伐採木材利用の促進についてRPを行った。リアル展示会の来場者数は、約6,300名であった。前回の同展示会は、開催直前に新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったが、今回は計画通り実施された。

○WOOD コレクション（モクコレ）2023 の展示写真



ブース内の様子

(2) 建築・建材展 2023 への出展

2023（令和5）年2月28日（火）～3月3日（金）の4日間、東京ビッグサイト東展示棟で開催された「建築・建材展 2023」（主催：日本経済新聞社）に、クリーンウッド法の普及と合法伐採木材の利用推進を目的として出展した。展示会全体の来場者数は約68,500名であった。（同会場で同時開催の

JAPAN SHOP 2023、建築・建材展 2023、ライティング・フェア 2023 の合計)

全木連ブースの主な展示等内容は、以下の通り。

- a 「クリーンウッドの部屋」の展示
- b 合法木材製品（まな板、湯桶、お盆等の小木工品）の展示
- c クリーンウッド法の紹介タペストリーの展示、説明
- d クリーンウッド法の関連資料（パンフレット等）の配布
- e クリーンウッド法紹介動画の放映

○建築・建材展 2023 の展示写真



ブース内展示の様子



展示会場内の様子



会場内の様子

2 都道府県レベルの普及啓発活動

本年度事業で活動を行った地方協議会のうち、11 か所で普及セミナーを開催した。セミナーでは、全木連が講師を務め、環境配慮型社会への流れやクリーンウッド法の意義と内容等について説明した。11 か所のセミナーに合計約1,000 名が参加した。このほか、地方で開催されるイベントへの出展、新聞広告、インターネットを活用した情報発信等を通して普及活動を行ったところもあった。

(1) 普及セミナーの開催

以下に開催順に概要を示す。一覧は、5 章の最後に掲載した「地方協議会、普及活動実施一覧」を参照のこと。また、普及セミナーで全木連が発表した資料は巻末資料に収録した。

- ① 埼玉県での実施
2022 年 9 月 28 日（水）川口市内
- ② 石川県での実施
2022 年 11 月 14 日（月）金沢市内
- ③ 熊本県での実施
2022 年 11 月 29 日（火）、熊本市内
- ④ 宮城県での実施
2022 年 12 月 6 日（火）仙台市内
- ⑤ 福井県での実施
2022 年 12 月 7 日（水）福井市内
- ⑥ 岐阜県での実施
2022 年 12 月 12 日（月）オンラインで開催
- ⑦ 鹿児島県での実施
2022 年 12 月 16 日（金）鹿児島市内
- ⑧ 栃木県での実施
2023 年 1 月 27 日（金）宇都宮市内
- ⑨ 富山県での実施
2023 年 2 月 3 日（金）富山市内
- ⑩ 山梨県での実施
2023 年 2 月 7 日（火）甲府市内
- ⑪ 北海道での実施
2023 年 2～3 月 オンラインで開催

以下に普及セミナーの写真を掲載する。



宮城県での普及セミナー



栃木県での普及セミナー



富山県での普及セミナー



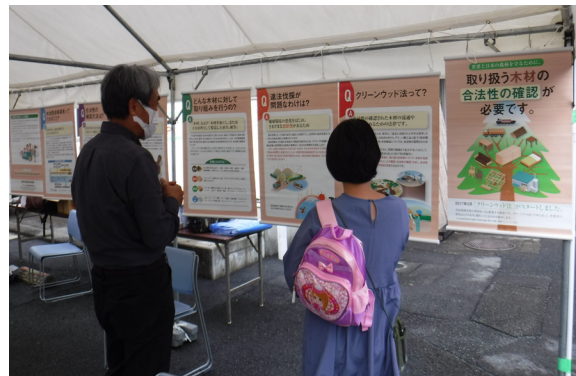
鹿児島県での普及セミナー

(2) イベント出展等による普及啓発活動

地方協議会の普及活動として、11の府県で地域のイベント等に出展し、タペストリーの掲示、パンフレット等の普及資料の配布、来場者への説明を行った。また、新聞広告で普及を行ったり、Webサイトを使って普及を行ったところもあった。普及活動の実施一覧は、この章に最後に掲載した「イベント出展等による普及活動実施一覧」を参照のこと。



栃木県の普及活動の様子



熊本県の普及活動の様子



Webサイトを使った普及（岐阜県のオンライン広告）

令和4年度 イベント出展等による普及活動実施一覧

NO	実施団体名	実施結果		
		時期	実施概要	参加者
1	(一社)山梨県木材協会	5～11月	「金川フォレストフェリーチェ」出展(4回開催)	1,200
		10/15	「森林のフェスティバル」出展	5,000
2	(一社)京都府木材組合連合会	8/6～7	「見とき、使ったとき京都の木」(イオンモール)出展	600
		8/24～26	京都丹波木づかい運動	300
		11/3	府民交流フェスタ	700
		11/20	木のひろば	100
		11/26～27	京都府農林水産フェスティバル	1,500
		1/21～22	府民会議プレイベント	900
3	福井県木材組合連合会	9/8～9	「フクイ建設技術フェア2021」出展	2,700
		10/18	「県木連丹生支部立木測定協議会」出展	30
		11/2	「福井材フェア」出展	100
		11/6	「ふくい技能体験フェア」出展	25
		11/7	「福井県森林林業木材産業活性化大会」でPR	251
		2/7～10	「国際ホテルレストランショー」でPR(ポスター掲示)	46,457
4	(公財)石川県木材産業振興協会	9/17～19	FOR EARTH ～SDGsWEEK～	1,000
		10/15～16	石川の農林漁村まつり	20,000
5	岐阜県木材協同組合連合会	10/1～2	「ウッドコレクション2022」出展	64
		12/1～26	「岐阜新聞WEB」でPR	214クリック
		1月	岐阜県木連のHPでCW法の紹介ページ更新	-
6	(一社)熊本県木材協会連合会	10/8	ウッドチェンジイベント	50
		10/23	もくもくふれ合い祭り	607
		11/13	「くまもと森づくり活動の日in立田山」出展	350
		1/31～2/1	WOODコレクション2023	6,297
7	(一社)埼玉県木材協会	10/8	木の日イベント開催	100
		12/7～9	「エコプロ2021」出展	200
8	栃木県木材業協同組合連合会	10/16	「もくもく祭り2022」出展	1,000
		10/30	「栃木県木協連塩谷支部イベント展示会」出展	150
		11/17	「とちぎ県産材普及推進展示会」出展	200
9	富山県木材組合連合会	10/30	「とやま木育フェア2022」でPR	250
10	茨城県木材協同組合連合会	11/23	グリーンフェスティバル2022	2,000
		1/31～2/1	WOODコレクション2023	2,400
11	三重県木材組合連合会	2/10	「新聞広告による普及啓発」	

第7章 普及資料（コンテンツ）の作成と情報発信

本年度の事業では、普及資料として新たなキャラクターを作成し、これを使ったキャラクターシールを作成するとともに、SNS を活用して情報発信を行った。

1 コンテンツの作成

昨年度は、デジタルコンテンツ（動画）を作成したが、本年度はより親しみやすくクリーンウッドを知ってもらえるように新たなキャラクター（クリーンウッドちゃん）を作成した。また、このキャラクターを使ったノベルティ（シール）を10,000枚作成し、県木連に配布するとともに各種展示会、セミナー等での来場者に配布した。このシールはさらに6つの小さなシールに分かれており、様々なところに貼ることで認知度を上げようと狙ったものである。また、このシールには、QRコードが印刷されており、これにスマホをかざすと林野庁のWebサイト「クリーンウッド・ナビ」に飛ぶ。クリーンウッド・ナビに誘導してクリーンウッド法を知っていただく手がかりにしてもらった。また、キャラクターをSNS等で宣伝し情報発信を行った。



キャラクターシールのデザイン

2 SNS等を活用した情報発信

上記で作成したキャラクターは、動画掲載サイト YouTube チャンネル「木材で街づくり」（全木連が作成したコンテンツ動画を掲載）で公開するとともに、SNS等を使って広告して情報発信を行った。



投稿画面の例（インスタグラム）



投稿画面の例（ツイッター）

YouTube チャンネル「木材で街づくり」の URL→

<https://www.youtube.com/channel/UCESOPHDk9QM-I7fZqSORldg>

クリーンウッド法普及促進キャラクター「クリーンウッドちゃん」のご紹介



クリーンウッド法について

違法伐採問題に対処するため、2017年「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」、通称「クリーンウッド法」が施行され、木材関連事業者による合法性の確認や事業者の登録が進んでいます。違法伐採は環境破壊、温暖化の進行、不正な貿易、ゲリラやテロ組織への資金供給など、さまざまな問題を引き起こしています。

また近年は「SDGs」、つまり、持続可能な社会に向けた変革が求められています。

木材を含む様々な天然資源の利用に際しても持続可能性に配慮していくことが国際的に求められており、その中で事業者のコンプライアンスに対する消費者の関心も高まっています。そのために、いま必要なのが合法伐採木材の流通と利用なのです。

木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう、合法性の確認に努めましょう。

合法伐採木材等に関する情報提供ホームページ「クリーンウッド・ナビ」



全木連の Web サイトでの紹介ページ

[巻末資料]

- 1 運営委員会（第1回～第2回）での林野庁説明資料
 - 1-1 第1回運営委員会
 - 1-2 第2回運営委員会
- 2 クリーンウッド法登録推進セミナーでの全木連説明資料
- 3 合法伐採木材利用促進全国協議会での林野庁説明資料
- 4 地方協議会での全木連説明資料（抜粋）
- 5 クリーンウッド法普及セミナーでの全木連説明資料

林野庁説明資料

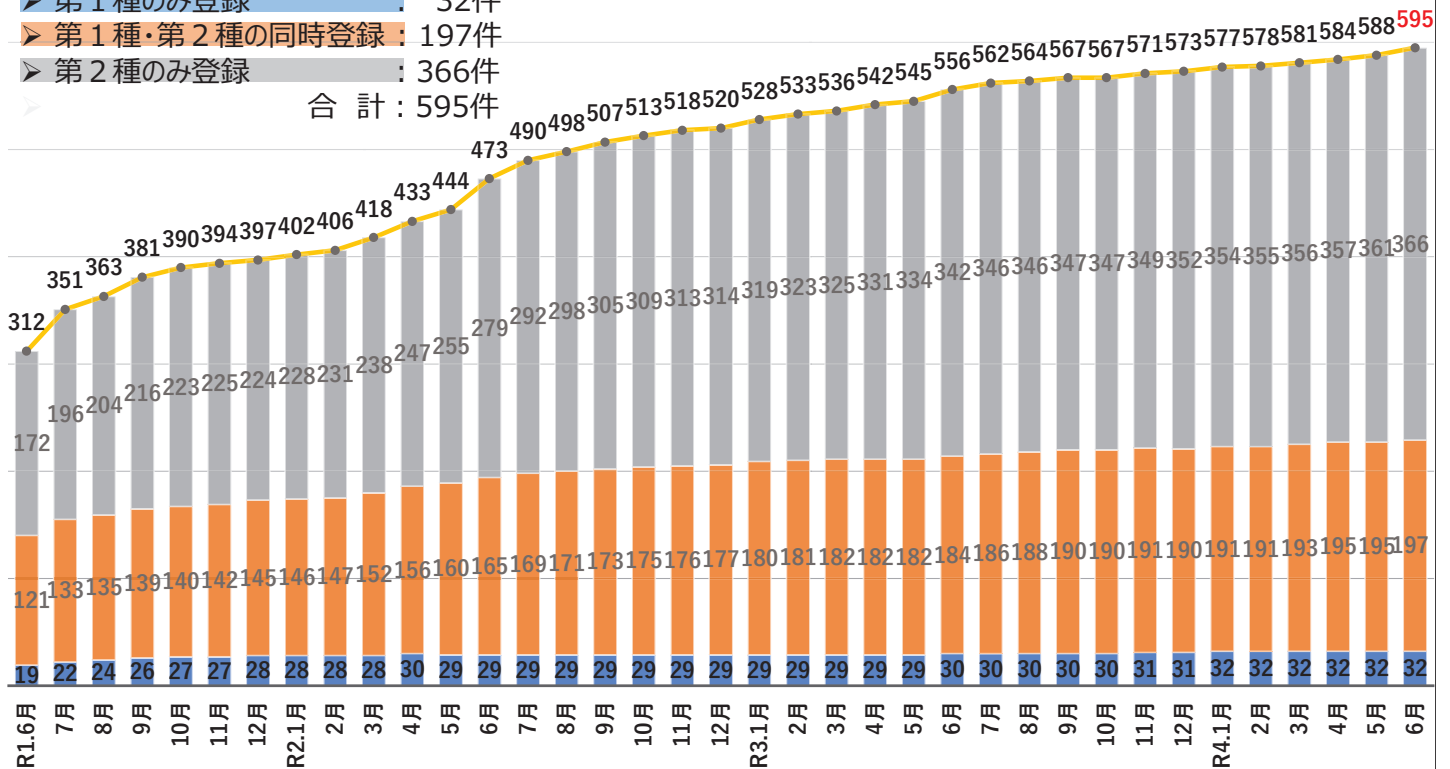
令和4年度
 木材関連事業者登録の推進、協議会による普及啓発活動
 第1回運営委員会
 令和4年8月2日
 林野庁 木材利用課

1

木材関連事業者の登録件数累計（各月末時点）

【令和4年6月30日現在】

- ▶ 第1種のみ登録 : 32件
- ▶ 第1種・第2種の同時登録 : 197件
- ▶ 第2種のみ登録 : 366件
- 合計 : 595件



2

登録の一覧に基づく都道府県別・地域別登録木材関連事業者数

北海道		東北		関東		中部		近畿		中国・四国		九州・沖縄	
北海道	42	青森県	7	茨城県	4	新潟県	11	三重県	7	鳥取県	5	福岡県	8
		岩手県	16	栃木県	12	富山県	10	滋賀県	11	島根県	5	佐賀県	3
		宮城県	11	群馬県	17	石川県	6	京都府	13	岡山県	13	長崎県	2
		秋田県	38	埼玉県	14	福井県	4	大阪府	34	広島県	9	熊本県	11
		山形県	6	千葉県	7	山梨県	3	兵庫県	11	山口県	5	大分県	4
		福島県	11	東京都	75	長野県	9	奈良県	11	徳島県	14	宮崎県	20
				神奈川県	12	岐阜県	13	和歌山県	7	香川県	8	鹿児島県	11
						静岡県	23			愛媛県	3	沖縄県	1
						愛知県	27			高知県	1		
計	42	計	89	計	141	計	106	計	94	計	63	計	60

R3年度登録推進セミナー開催

R3年度地方協議会開催

全国計 595

3

登録の一覧に基づく都道府県別・地域別・事業別(第一種、第二種)登録木材関連事業者数

北海道				東北				関東				中部				近畿				中国・四国				九州・沖縄			
種別	I	I, II	II	種別	I	I, II	II	種別	I	I, II	II	種別	I	I, II	II	種別	I	I, II	II	種別	I	I, II	II	種別	I	I, II	II
北海道	3	22	17	青森県	0	4	3	茨城県	2	0	2	新潟県	1	3	7	三重県	0	2	5	鳥取県	0	1	4	福岡県	1	0	7
				岩手県	2	7	7	栃木県	0	5	7	富山県	1	3	6	滋賀県	0	2	9	島根県	0	2	3	佐賀県	0	1	2
				宮城県	0	4	7	群馬県	1	1	15	石川県	0	0	6	京都府	1	4	8	岡山県	2	4	7	長崎県	0	0	2
				秋田県	2	6	30	埼玉県	0	4	10	福井県	0	1	3	大阪府	1	12	21	広島県	0	3	6	熊本県	0	2	9
				山形県	0	2	4	千葉県	0	2	5	山梨県	1	1	1	兵庫県	0	3	8	山口県	0	2	3	大分県	0	3	1
				福島県	2	0	9	東京都	3	39	33	長野県	2	2	5	奈良県	1	5	5	徳島県	0	6	8	宮崎県	2	7	11
								神奈川県	1	4	7	岐阜県	1	6	6	和歌山県	1	3	3	香川県	0	2	6	鹿児島県	1	4	6
												静岡県	0	8	15					愛媛県	0	2	1	沖縄県	0	0	1
												愛知県	0	3	24					高知県	0	0	1				
計	3	22	17	計	6	23	60	計	7	55	79	計	6	27	73	計	4	31	59	計	2	22	39	計	4	17	39

R3年度登録推進セミナー開催

R3年度地方協議会開催

全国計 I I, II II
32 197 366

4

木材産業国際競争力・製品供給力強化緊急対策のうち
木材製品等の輸出支援対策 等

【令和3年度補正予算額 477,925千円】
【令和3年度補正予算額（デジタル庁計上） 22,000千円】

<対策のポイント>

輸出に向けた木材製品の国際競争力強化のため、輸出も含めた販売力強化のための経営者層の育成や労働安全衛生対策の強化、輸出先国のニーズに対応した製品・技術開発、販路開拓、特用林産物の販売促進活動等を支援します。また、輸出先国への重点プロモーション活動等や木材の合法性確認の実態調査及び合法性確認システムの構築に向けた調査等を実施します。

<事業の内容>

1. 林業経営体・林業労働力強化対策

- ① 木材製品の国際競争力強化等を見据えた林業経営に関する研修等を行い、木材の有利販売や輸出等の課題に対応し得る経営者層の育成を支援します。
- ② 労働安全衛生装備・装置の導入、研修等を行い、林業労働力の確保に向けた安全で衛生的な職場づくりを支援します。

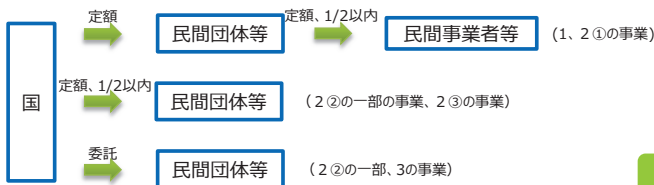
2. 木材製品等の輸出支援対策

- ① 輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検査・実証を支援します。
- ② 付加価値の高い木材製品の海外販路構築のため、ターゲットとする輸出先国に応じた重点プロモーション活動を支援するとともに、輸出先国の木材製品等の利用状況や市場規模、相手国の規格規制等の調査やブランド化等を実施します。
- ③ 特用林産物の輸出促進に向け、輸出先国調査、SNS等を活用した情報発信等の販売促進活動を支援します。

3. 「クリーンウッド」利用推進事業

クリーンウッド法の定着実態調査、流通木材の合法性確認システムの構築に向けた調査及び生産国における木材流通やガバナンス状況を踏まえたリスク評価に向けた調査を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

林業経営体・林業労働力強化対策



木材製品等の輸出支援対策



「クリーンウッド」利用推進事業



【お問い合わせ先】

- (1の事業、2の③の事業) 林野庁経営課 (03-3502-8048)
- (2の①の事業) 林野庁木材産業課 (03-6744-2295)
- (2の②、3の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2120)

5

木材需要の創出・輸出力強化対策のうち

「クリーンウッド」普及促進事業（継続）

【令和4年度予算額 38,520 (50,502) 千円】

<対策のポイント>

クリーンウッド法に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、①木材関連事業者登録の推進への支援及び協議会による普及啓発活動の支援、②違法伐採関連情報の提供を実施します。

<事業の内容>

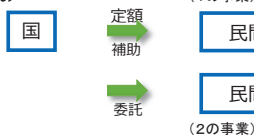
1. 「クリーンウッド」普及啓発活動等（継続）

- 全国レベル及び都道府県レベルにおける合法伐採木材等の流通・利用の促進を目的とした協議会による普及啓発活動を支援します。
- 木材関連事業者の登録を促進するための専門家の派遣、セミナー・個別相談等の開催を支援します。

2. 違法伐採関連情報の提供（継続）

- 情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を通じて、国別・地域別の違法伐採関連情報の提供及び掲載済み国別情報の更新を行います。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成29年5月20日施行）

- 国の責務【第4条】
 - ・必要な資金の確保
 - ・国内外における木材の生産・流通の実態、木材流通に関する法令についての情報の収集・提供
 - ・登録に係る制度の周知
 - ・登録木材関連事業者による優良な取組の公表、教育活動・広報活動等を通じた事業者・国民の理解の深化
- 事業者の責務【第5条】
 - ・木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。
- 木材関連事業者の登録【第8条】
 - ・木材関連事業者であってその取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずるものは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の登録を受けた者（「登録実施機関」）が行う登録を受けることができる。

「クリーンウッド」普及啓発活動等への支援

○セミナー等の開催



○協議会による普及啓発活動



違法伐採関連情報の提供【委託】



6

【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課 (03-6744-2496)

合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会

1. 趣旨

- 合法伐採木材等の流通及び利用についての現状や課題等について把握するため、木材関係各種業界団体等からヒアリング等を実施。
- 全8回開催し、「中間とりまとめ」として課題等について整理。

2. 開催状況

- | | |
|---|---|
| 【第1回】令和3年9月29日（水）
検討会メンバーからの話題提供（1） | 【第5回】令和3年11月29日（月）
国土交通省・経済産業省関係の
木材関連事業者・業界団体ヒアリング |
| 【第2回】令和3年10月11日（月）
検討会メンバーからの話題提供（2） | 【第6回】令和3年12月10日（金）
木材関連事業者・業界団体ヒアリング
素材生産事業者等への調査報告 |
| 【第3回】令和3年10月25日（月）
NGO等からのヒアリング、登録実施機関と
の意見交換概要報告 | 【第7回】令和4年1月13日（木）
これまでの議論の振り返り |
| 【第4回】令和3年11月10日（水）
林野庁関係の木材関連事業者・業界団体
ヒアリング | 【第8回】令和4年3月2日（水）
とりまとめ |

3. 参考

- 検討会URL：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/ryuturiyou/210915.html>
林野庁トップページ → 「分野別情報」 → 「合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会」

7

合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会

4. 委員

- | | | |
|--------|---------------------|----------------------|
| 青木 富三雄 | 一般社団法人住宅生産団体連合会 | 環境・安全部長 |
| 岡田 清隆 | 日本木材輸入協会 | 専務理事 |
| 久保山 裕史 | 国立研究開発法人森林研究・整備機構 | 森林総合研究所 林業経営・政策研究領域長 |
| 立花 敏 | 国立大学法人筑波大学 | 生命環境系准教授（座長） |
| 塚本 愛子 | 公益財団法人高知県のいち動物公園協会 | 常務理事 |
| 飛山 龍一 | 全国森林組合連合会 | 常務理事 |
| 松田 俊一 | 一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会 | 品質・環境部長 |
| 森田 一行 | 一般社団法人全国木材組合連合会 | 常務理事 |

（敬称略、50音順）

5. 臨時委員（ヒアリング対象団体）

- | | | |
|-------------|--|-------------------|
| （NGO等） | • 認定特定非営利活動法人 エフ・オー・イー・ジャパン（FoE Japan） | |
| | • 公益財団法人世界自然保護基金ジャパン（WWFジャパン） | |
| | • 公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES） | |
| （林野庁関連） | • 一般社団法人全日本木材市場連盟 | • 国産材製材協会 |
| | • 日本合板工業組合連合会 | • 日本集成材工業協同組合 |
| | • 日本合板商業組合 | • 日本木材輸出振興協会 |
| （経産省・国交省関連） | • 一般社団法人全国建具組合連合会 | • 一般社団法人日本型枠工事業協会 |
| | • 一般社団法人日本建設業連合会 | • 全国建設労働組合総連合 |
| | • 日本家具産業振興会 | • 日本製紙連合会 |

8

検討会「中間とりまとめ」における現行法の課題と今後の方向性

- ・違法伐採及び違法伐採に係る木材等の流通は、地球温暖化の防止や自然環境の保全等に悪影響を及ぼすほか、木材等の公正な取引を阻害するおそれ。
- ・このため、輸入材・国産材を問わず違法伐採に係る木材等の国内における流通や利用をなくすことを通じ、最終的に違法伐採を根絶することを目指していくべき。

「主な課題」と「実効性確保に向けた今後の方向性」

① 制度への理解、木材関連事業者の参画が不十分

＜制度への参加者の拡大＞

- ・普及活動等を通じ、制度に参画する木材関連事業者を拡大すべき。
- ・第一種木材関連事業者に対する合法性確認の義務化も選択肢。
- ・消費者に対する普及は、「木づかい運動」等との連携も効果的。

② 流通段階やリスクに応じたメリハリのある対応が必要

＜国内市場における木材流通の最初の段階での対応＞

- ・国内市場における木材流通の最初の段階での対応が重要。
- ・輸入木材等については、税関との連携なども検討すべき。
- ・国産材については、素材生産事業者の関与も検討すべき。

＜流通のその他の段階（川中・川下）での対応＞

- ・川中・川下の木材関連事業者の役割は、合法性の確認情報の連鎖。
- ・川中・川下の木材関連事業者や消費者から、川上に合法性が確認された木材等をしっかり求めていくことが重要。

＜リスクを踏まえたメリハリのある対応＞

- ・輸入木材等については、違法伐採に係るリスク度合いを考慮した対応が重要。
- ・国際機関やNGO等の情報も活用し、政府が伐採国等に関する情報を収集し、木材関連事業者に分かりやすく提供すべき。

③ 事業者による合法性確認に関するルールが不明瞭

＜合法性確認の手法の明確化＞

- ・木材関連事業者が合法性の確認を行う際の内容やルール、手法について、政府が指針等を示すべき。

＜合法性確認木材等とそれ以外の木材等の取扱い＞

- ・合法性が確認された木材等を選択できる環境を整備する必要。
- ・最終的には全て合法性が確認された木材等とすべきであるが、当面は分別管理を適切に行っていく必要。

④ 業界団体やNGO等との連携が必要

＜クリーンウッド法の執行等の仕組み＞

- ・政府が合法性確認の実施状況を把握し、必要に応じて適切な措置をとる必要。
- ・業界団体、NGO、有識者などとの連携が重要であり、それぞれの役割を明確にして取り組んでいくべき。

⑤ 木材関連事業者の負担への配慮が必要

＜類似制度との整理＞

- ・グリーン購入法及び林野庁ガイドライン等との整理を図る必要。

＜デジタル技術の活用等＞

- ・木材関連事業者の負担軽減のため、ペーパーレス化を含むデジタル技術の活用等に向けた行政による支援を検討すべき。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する 法律案の概要

令和 5 年 3 月
農 林 水 産 省
経 済 産 業 省
国 土 交 通 省

I 趣 旨

違法伐採及び違法伐採に係る木材等の流通を抑制するため、川上・水際の木材関連事業者に対し、譲受け等をする木材等について、合法性の確認等を義務付ける等の措置を講ずる。

II 法案の概要

1 木材関連事業者による合法性の確認等の実施等

(1) 合法性の確認等

木材関連事業者は、国内の素材生産販売事業者又は外国の木材輸出事業者から木材等の譲受け等をするときは、森林法に基づく伐採届出書の写し、原産国の政府機関が発行した証明書の写し等の原材料情報の収集等をし、法令に違反して伐採されていないかについての確認（以下「合法性の確認」という。）をしなければならないものとする。

(第 6 条関係)

(2) 記録の作成及び保存

- ① (1) により原材料情報の収集等をした木材関連事業者は、当該原材料情報に関する記録を作成し、一定期間保存しなければならないものとする。
- ② (1) により合法性の確認をした木材関連事業者は、違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いと確認した木材等（以下「合法性確認木材等」という。）であるか否かの別等に関する記録を作成し、一定期間保存しなければならないものとする。

(第 7 条関係)

(3) 情報の伝達

(1) により原材料情報の収集等をした木材関連事業者は、当該原材料情報の収集等をした木材等について他の木材関連事業者への譲渡しをするときは、(2) の原材料情報に係る情報及び当該木材等が合法性確認木材等であるか否かの別の情報を伝達しなければならないものとする。

(第 8 条関係)

2 素材生産販売事業者による情報の提供

素材生産販売事業者は、木材関連事業者に素材の譲渡し等をするときは、当該木材関連事業者の求めに応じ、合法性の確認に資する情報を提供しなければならないものとする。

(第 9 条関係)

3 指導、助言、勧告、公表、命令等

- ① 1（1）の原材料情報の収集等、（2）①の記録の作成及び保存、（3）の情報の伝達並びに2の情報の提供に関し、主務大臣が、指導及び助言、勧告、公表又は命令をすることができるものとする。あわせて、命令違反に対する罰則を整備する。
(第10条、第11条及び第45条関係)
- ② 主務大臣による報告徴収及び立入検査の規定を整備する。(第40条関係)

4 木材関連事業者の範囲

木材関連事業者に小売事業者を追加する。(第2条第4項関係)

5 基本方針の見直し等

- ① 主務大臣が定める基本方針の規定事項として、合法性確認木材等の流通及び利用の促進のための措置に関する事項を追加する。(第3条第2項関係)
- ② 木材関連事業者が1（1）～（3）の措置のほか、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置として、違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置等を規定する等の整備を行う。(第13条第1項関係)

6 その他

- ① 木材関連事業者（1（1）の譲受け等が一定規模以上のものに限る。）は、毎年1回、譲受け等をした木材等の全体量及び合法性確認木材等の量を主務大臣に報告しなければならないこととする。(第12条関係)
- ② 主務大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、協力を求めることができるものとする。(第41条関係)
- ③ その他所要の規定を整備する。

Ⅲ 施行期日等

1 施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

2 検討

政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 の一部を改正する法律案の概要

1. 背景

- 違法伐採及び違法伐採に係る木材の流通は、**森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれがあるとともに、木材市場における公正な取引を害するおそれ。**
- 現行制度は、①事業者**に合法伐採木材等の利用の努力義務**を課すとともに、②**合法性の確認等を確実に行う木材関連事業者を第三者機関が登録**すること等により、合法伐採木材等の流通及び利用を促進。
- しかしながら、登録木材関連事業者により合法性が確認された木材量は、我が国の木材総需要量の約4割等の状況。
- G7関連会合やAPEC林業担当大臣会合等で違法伐採の根絶に向けた取組が課題として取り上げられるなど、**更なる取組の強化が必要。**

2. 法律案の概要

(1)川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認等の義務付け

- 国内市場における木材流通の最初の段階での対応が重要であることから、**川上・水際の木材関連事業者に対し、素材生産販売事業者又は外国の木材輸出事業者から木材等の譲受け等をする場合に、①原材料情報の収集、合法性の確認、②記録の作成・保存、③情報の伝達を義務付け**（第6条～第8条）。

(2)素材生産販売事業者による情報提供の義務付け

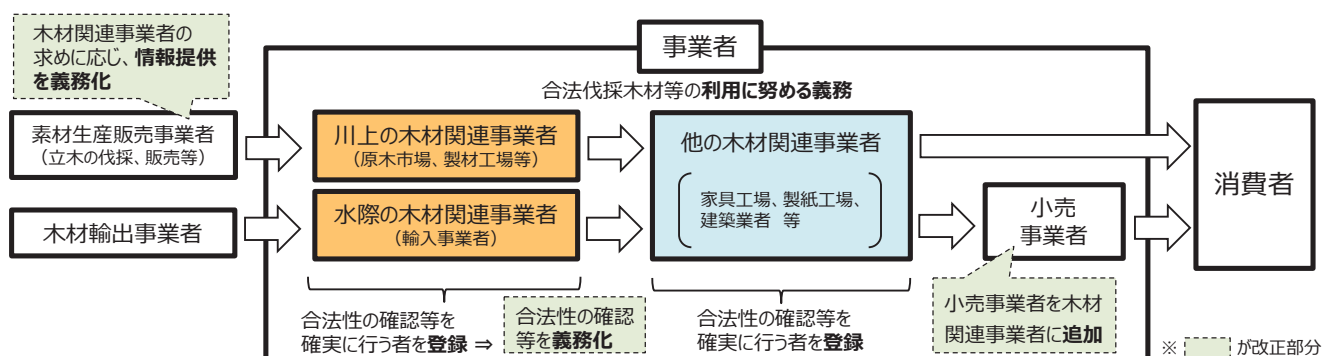
- (1)で義務付けられる合法性の確認等が円滑に行われるよう、**素材生産販売事業者に対し、当該木材関連事業者からの求めに応じ、伐採届等の情報提供を行うことを義務付け**（第9条）。

(3)小売事業者の木材関連事業者への追加

- 合法性の確認等の情報が消費者まで伝わるよう、**小売事業者を木材関連事業者に追加し、登録を受けることができるよう措置**（第2条第4項）。

(4)その他の措置

- (1)及び(2)に関し、主務大臣による**指導・助言、勧告、公表、命令、命令違反の場合の罰則等**を措置（第10条、第11条、第45条等）。
- 木材関連事業者が(1)のほか、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置として、**違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置等を明確化**（第13条）。
- 一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者に対する**定期報告の義務付け、関係行政機関の長等に対する協力要請**を措置（第12条、第41条）。



3. 施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

「クリーンウッド」実施支援事業（新規）

【令和5年度予算概算要求額 63,080（一）千円】

＜対策のポイント＞

クリーンウッド法に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用を促進し、合法性確認の实效性の向上を図るため、事業者による合法性確認の取組に対する支援や、手引きの作成、専門委員会の設置のほか、木材流通における情報伝達の電子化の現状と課題等に関する調査、違法伐採関連連情報等の提供を実施します。

＜事業の内容＞

1. 合法性確認の能力強化

- ① 事業者による合法性確認の取組に対する支援、消費者への普及啓発
ア 法に基づく合法性確認の実施、登録木材関連事業者として必要な体制整備等に
取り組む木材関連事業者に対し、研修等の実施を支援します。
- イ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する業界団体等の関係者との意見
交換会の開催、消費者への普及啓発を支援します。

② 業種・品目別の合法性確認手引き作成支援

業界団体等による業種・品目別の合法性確認や追加的措置の手引きの作成を支援します。

③ 木材流通における情報伝達状況に関する調査

合法性確認情報の伝達を確実かつ効果的に行うため、木材流通における情報伝達の電子化の現状と課題の整理、先進事例の調査等を実施します。

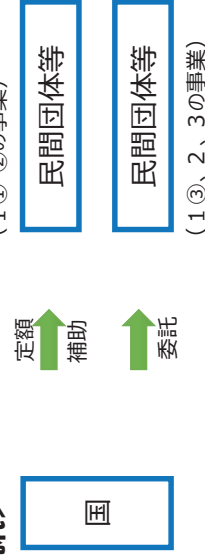
2. 専門委員会の設置・運営

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する専門委員会を設置し、第三者的な立場から政府へ助言を行います。

3. 違法伐採関連連情報等の提供

情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を通じて、リスク情報等に着目した国別・地域別の違法伐採関連連情報等の提供及び掲載済み国別情報の更新を行います。

＜事業の流れ＞



合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成29年5月20日施行）

- 国の責務【第4条】
 - ・ 必要な資金の確保
 - ・ 国内外における木材の生産・流通の実態、木材流通に関する法令についての情報の収集・提供
 - ・ 登録に係る制度の周知
 - ・ 登録木材関連事業者による優良な取組の公表、教育活動・広報活動等を通じた事業者・国民の理解の深化

○ 事業者の責務【第5条】

- ・ 木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。

○ 指導及び助言【第7条】

- ・ 主務大臣は、木材関連事業者に対し、合法伐採木材等の利用を確保するための措置について、必要な指導及び助言をすることができる。

○ 報告及び立入検査【第33条】

- ・ 主務大臣は、木材関連事業者及び登録実施機関に対し、合法伐採木材等の利用の状況の報告、立入検査をさせることができる。

＜事業イメージ＞

合法性確認の能力強化等【補助・委託】

- ・ 木材関連事業者に対する研修等を実施
- ・ 業種・品目別の合法性確認の手引き作成を支援
- ・ 木材流通における情報伝達の電子化の現状と課題の整理、先進事例の調査等



専門委員会の設置・運営【委託】



第三者的な立場から合法性確認に係る政府への助言を実施

違法伐採関連連情報等の提供【委託】

「クリーンウッド・ナビ」において合法伐採木材関係情報を提供

【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課（03-6744-2496）

ガイドラインに基づく合法木材供給制度 とクリーンウッド法



2023(令和5)年3月

一般社団法人全国木材組合連合会



PRキャラクター
「クリーンウッドちゃん」

本日の構成

はじめに

- 1 違法伐採とは何か
- 2 我が国における違法伐採対策の経過
- 3 グリーン購入法と林野庁ガイドライン
- 4 海外の動向
- 5 クリーンウッド法の概要
- 6 クリーンウッド法における木材関連事業者登録について
- 7 まとめ
- 8 クリーンウッド法に関する情報提供
- 9 クリーンウッド法の見直しについて

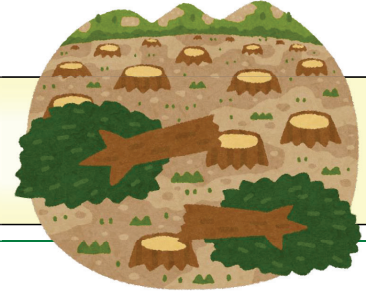
1. 違法伐採とは何か

(1) 違法伐採の定義、考え方

違法伐採：一般的に、それぞれの国の法律に反して行われる伐採
(国際的に合意された定義はない。)

概ね以下のケースが違法伐採に該当

- ① 国立公園や保護区の森林といった伐採禁止エリアで伐採
- ② 得べき許可を受けずに伐採(許可証の偽造を含む)
- ③ 許可された量、面積、区域等を越えての伐採
- ④ 先住民等の権利を不当に侵害して伐採 等



違法伐採が引き起こす問題とは

- 木材生産地の環境破壊 (→水源涵養機能の低下、生物多様性の喪失等)
- 地球温暖化の進行 (→森林減少・劣化によるCO₂排出)
- 不公正な貿易 (→適正なコストを払わない木材は価格競争力が強い)
- ゲリラやテロ組織への資金供給



1. 違法伐採とは何か

(2) 違法伐採の事例：構造と様態に大きな変化

日本のメディア等で報道される事例は、比較的大規模・悪質なものと考えられる。地元行政機関や軍部の汚職によるものや、テロ組織の資金源になっているケース等も報告されているが、氷山の一角と言われている。

① 途上国の法整備、執行体制の強化

インドネシア、マレーシアを含め、途上国において違法伐採対策、輸出許可等実効性のある取組みが進展
途上国における森林認証制度の普及、天然林の伐採量の減少

② 輸入国、消費国の需要者、消費者の意識の変革

消費者の間に、木材・木材製品の出所、由来、持続可能性に留意する意識が拡大
木材関連企業のCSR、CSVの中での、合法性、持続可能性の追求、差別化

③ 中間貿易国の増加

木材の伐採国から消費国への直接貿易から、中国、ベトナムなど中間加工国を通じた貿易の急速な拡大
→伐採国での合法性の確認が困難に

①違法伐採があるとすれば、それぞれの地域の個々の問題

→実態に応じた個別の対策が必要

②違法伐採木材の市場からの排除

→疑わしい木材から信頼できる木材へのシフト(SDGs、ESG投資、人権DD・・・環境等に配慮した木材への関心の高まり)→木材業界も対応が求められている。

2. 我が国における違法伐採対策の経過

(1) 国際的な背景

○ G8サミット(先進国首脳会議)

- H12 九州・沖縄サミット:「違法伐採に対処する最善の方法を検討」との首脳声明を発表
- H20 北海道洞爺湖サミット:「G8違法伐採専門家報告書」を公表

○ APEC(アジア太平洋経済協力フォーラム)

(2) これまで行われてきた国内における対策

○ 法令における合法木材の位置づけ

- **グリーン購入法**
 - **公共建築物等木材利用促進法**
- } 対象とする木材・木材製品について、合法性を要件に

○ 「**木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン**」の策定 (2006年)

- **グリーン購入法**に則して調達する木材・木材製品の合法性の判断基準として、林野庁が策定・公表
- **業界団体による事業者認定による方法、森林認証とCoC認証を活用した方法、個別企業による自主的な証明方法の3種類の方法を例示**

2. 我が国における違法伐採対策の経過

(3) グリーン購入法の活用

国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律(グリーン購入法)(平成12年法律第100号)

- 環境負荷の低減に資する物品・役務(環境物品等)について、国等の公的部門における調達の推進、情報の提供等により、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築

国等における調達の推進

- 基本方針*の策定**(閣議決定・毎年度見直し)
- 各機関が調達方針を作成する際の基本的事項



- 国等の各機関**(国会、裁判所、各省庁、独立行政法人等)
- 毎年度「調達方針*」を作成公表
- 調達方針に基づき調達推進
- 調達実績の取りまとめ、公表、環境大臣への通知

* 基本方針や各機関の調達方針の中でガイドラインに基づく合法木材の判断基準・調達目標を明記

地方公共団体・地方独立行政法人

- 毎年度、調達方針の作成に努める(努力義務)
- 調達方針に基づき調達推進(努力義務)

事業者・国民

- できる限り環境物品等を選択(一般的責務)

情報の提供

メーカー、環境ラベル団体等: 適切な環境情報の提供

国(政府): 上記の情報を整理、分析して提供

○平成18年基本方針変更: 合法性が証明された木材・木材製品を政府調達の対象に追加

[紙類、文具、ベッドフレーム、オフィス家具、公共工事資材]

○平成27年基本方針変更: 合板型枠(公共工事資材のうち)を追加

3. グリーン購入法と林野庁ガイドライン

木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン 2006(平成18)年2月 林野庁

1. 森林認証とCoC認証を活用した方法

森林認証(FSC、PEFC、SGEC等)を取得した森林から生産された木材・木材製品が、それ以外の木材と混じらないよう、CoC認証制度により、適切に分別管理されていることを評価・認証(認証マークが押印された木材・木材製品、伝票等をもって証明)

2. 業界団体による自主的行動規範に基づく事業者認定による方法

関係団体は、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品を供給するための自主的行動規範を作成。団体の認定事業者が生産・加工・流通の各段階で証明書を交付。…林業・木材業界の**自主的な取組**

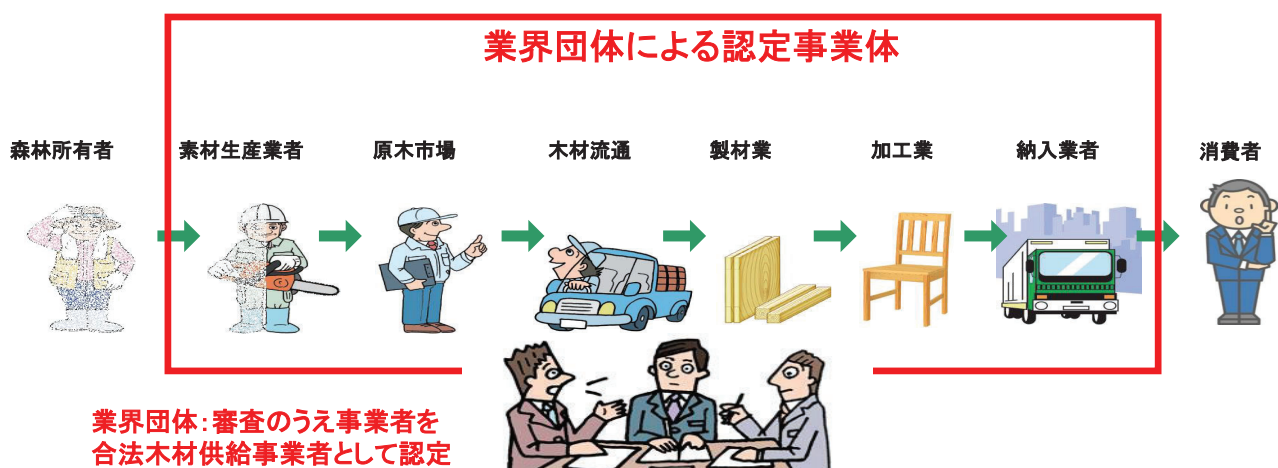
3. 個別企業による自主的な証明方法

規模の大きな企業等が独自の取組によって森林の伐採段階から納入段階に至るまでの流通経路等を把握した上で証明。

7

3. グリーン購入法と林野庁ガイドライン

業界団体の認定を得て事業者が行う証明方法



信頼を持って受け入れられるように、「**業界をあげた継続的な努力**」が必要。

例: 認定団体研修、認定事業者研修の定期的な開催、
合法木材ナビ等での情報公開(合法木材取扱実績の報告、認定事業者名簿の公表等)

8

3. グリーン購入法と林野庁ガイドライン

業界団体の認定を得て事業者が行う証明方法

(分別管理)

分別管理の場所を有していること

分別管理の方法が定められていること

(帳票管理)

入出荷、在庫の管理簿等が整備されていること

関係書類(証明書を含む)を5年間保存すること

(責任者の選任)

本取組の責任者が1名以上選任されていること

<認定事業者の責務>

- ・認定団体が実施する認定事業者研修には**必ず出席**する
- ・合法木材取扱実績報告は**毎年必ず認定団体に提出**する



責務を果たさない事業者は、**認定取り消しも!**

制度の信頼性を確保するためにも必要

9

3. グリーン購入法と林野庁ガイドライン

業界団体の認定を得て事業者が行う証明方法

合法木材であることの証明書の例

番号 2005010001
平成 年 月 日

納品書(出荷伝票)

〇〇〇〇木材(株) 廠
住所: 〇〇市〇〇字〇〇

〇〇〇〇製材所
認定工場番号: 〇〇県木連0001号
氏名: 山田 一郎 印
住所: 〇〇県〇〇市〇〇1丁目2番地
電話: XXX - YYY - ZZZZ

発地(出荷場所) 〇〇〇〇製材所 〇〇工場
発地(納入場所) 〇〇〇〇木 材 〇〇製品市場

樹種	品等	寸法	数量	単材種	材種	単価	金額	備考

認定番号を明記する
(第三者から信頼性を保証されていることがわかること)

売り手が物品ごとに伐採時の合法性を証明していることを明記

上記の製材品は合法的に伐採された木材のみを原料としています。



取引先から求められなくても、合法木材には必ず証明書をつけてください。

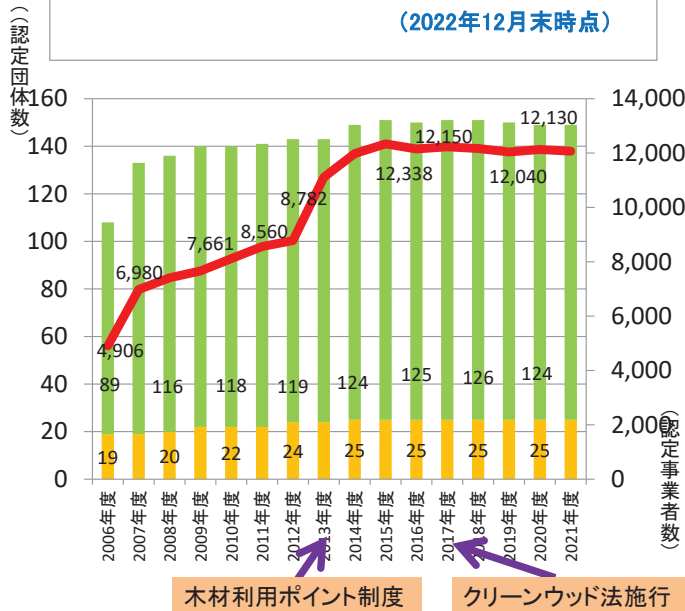
「うちは認定を受けているから、証明書がなくても大丈夫(すべて合法)」とはなりません!

10

3. グリーン購入法と林野庁ガイドライン

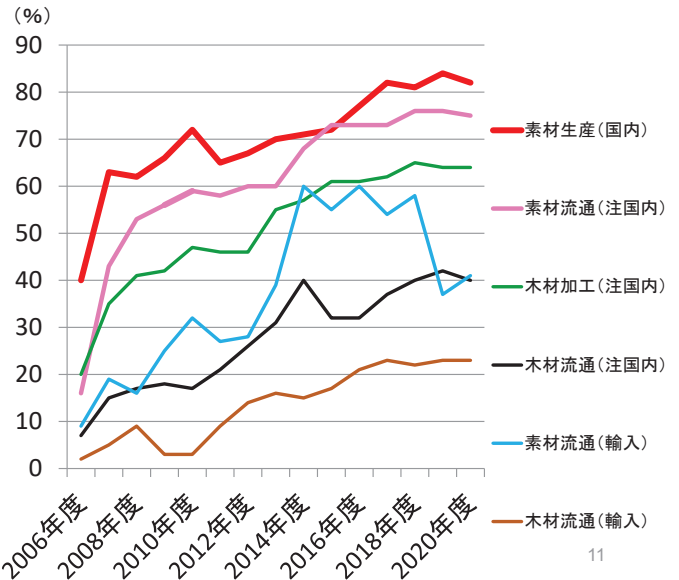
認定団体数と認定事業者数の推移

149の認定団体が11,995社を認定
(2022年12月末時点)



合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績

(木材・木製品の取扱量に占める合法性が証明されたものの割合)



11

4. 海外の動向 (各国の違法伐採対策)

(1) デュー・ディリジェンス (DD: 然るべき注意) とは？

各事業者が、自ら取り扱う木材・木材製品が違法伐採材ではないことを判断するために、払って然るべき適切な注意及び努力。

デュー・ディリジェンスの実施例

1. 木材・木材製品の情報の確認 (情報へのアクセス)

- ① 樹種名、伐採国 (必要に応じ、伐採地域、伐採許可の有無)
- ② 木材・木材製品を供給した者の名称、所在地
- ③ 木材・木材製品に適用される法律を遵守していることを示す書類及びその他の関連情報

2. リスク評価の実施 (リスクアセスメント)

上記1. に基づき、

- ① 該当する樹種の違法伐採の状況、
 - ② 生産地における違法伐採の状況、
 - ③ 流通経路、
- 等もふまえ、取り扱おうとする木材・木材製品のリスクを評価。

3. 最終判断 (→ リスクの緩和・低減)

上記2. に基づき、取引見合わせ / 追加書類の確認による再評価 / 取引実行等を判断。

4. 海外の動向（各国の違法伐採対策）

(2) 米国: レイシー法

1. 1900年成立。2008年12月に「木材・木材製品」を対象に追加。
2. 対象品目…ほとんどの木材製品が対象(チップ・薪、炭、丸太…、杖・鞭、ピアノ、その他弦楽器、拳銃の付属品…)
3. 義務または禁止されている事項
連邦法や規則・条約、州法及び外国の法律に違反して採取、保持、輸送、売買された木材・木材製品の州間及び国際的な輸入、輸出、移送、売買、受取、入手。申告書類・表示の偽装等。
4. 罰則あり

(3) EU: 木材規則(EUTR)

1. 2010年10月成立、2013年3月から施行
2. 対象品目…ほとんどの木材製品が対象(チップ・薪、丸太、枕木、製材…合板・集成材、額縁…)
3. 義務または禁止されている事項
(1) 事業者(木材・木材製品をEU市場に最初に出荷する者)
○ 違法な木材・木材製品のEU市場への出荷の禁止。
○ 市場に木材・木材製品を出荷する際、**デュー・ディリジェンス(DD)**を行わなければならない。
(2) 取引業者(EU市場に出荷された木材・木材製品を販売または購入する者)
○ 木材・木材製品の購入元及び販売先の記録を最低5年間保存…
4. 罰則あり

(4) 豪州、韓国等でも…

5. クリーンウッド法の概要

制定の経緯

OH17(2005) グレンイーグルス・サミット(英国)

日本政府の気候変動イニシアティブにおいて、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、「グリーン購入法」を用い、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材とする措置を導入することを宣言。

OH18(2006) 木材・木材製品の合法性証明のためのガイドライン
(世界に先駆けて実施)

○欧米等における法律の制定
(米)レイシー法(2008)
(欧)EU木材規則(2013)英、独、仏、伊など
(豪)違法伐採禁止法(2014)
(韓国)違法伐採関連法令(2018. 10月施行)

・対象を民間にも拡大
・供給側のみならず需要側も対象に

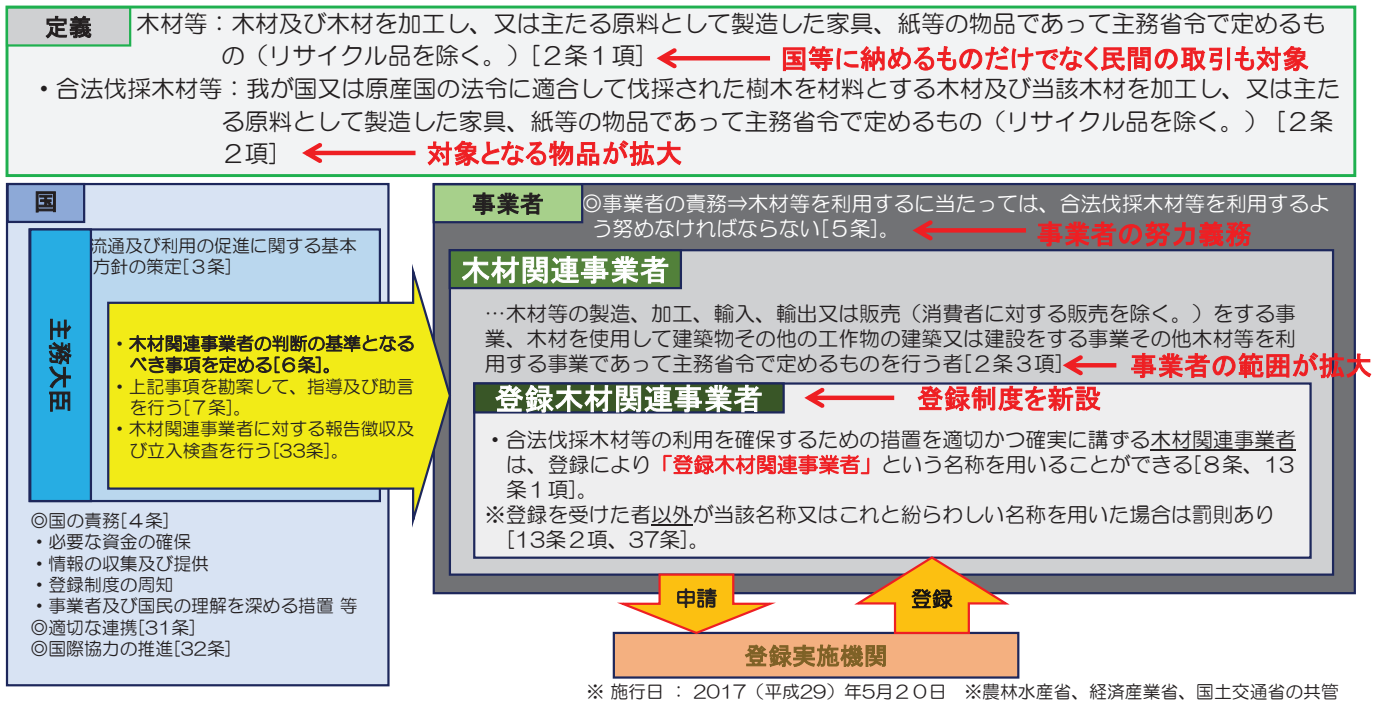
EUは日本に対し、違法伐採対策の法制化を働きかけ

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)

OH28(2016) 伊勢志摩サミット

日本における違法伐採対策の強化を発信 → 議員立法で成立(2016年5月) 14

5. クリーンウッド法の概要



5. クリーンウッド法の概要

クリーンウッド法のねらい

法のねらい

我が国又は原産国の法令に適合して伐採された木材及びその製品の流通及び利用の促進
(流通・利用する合法伐採木材等を増やすこと)

事業者は

そのために

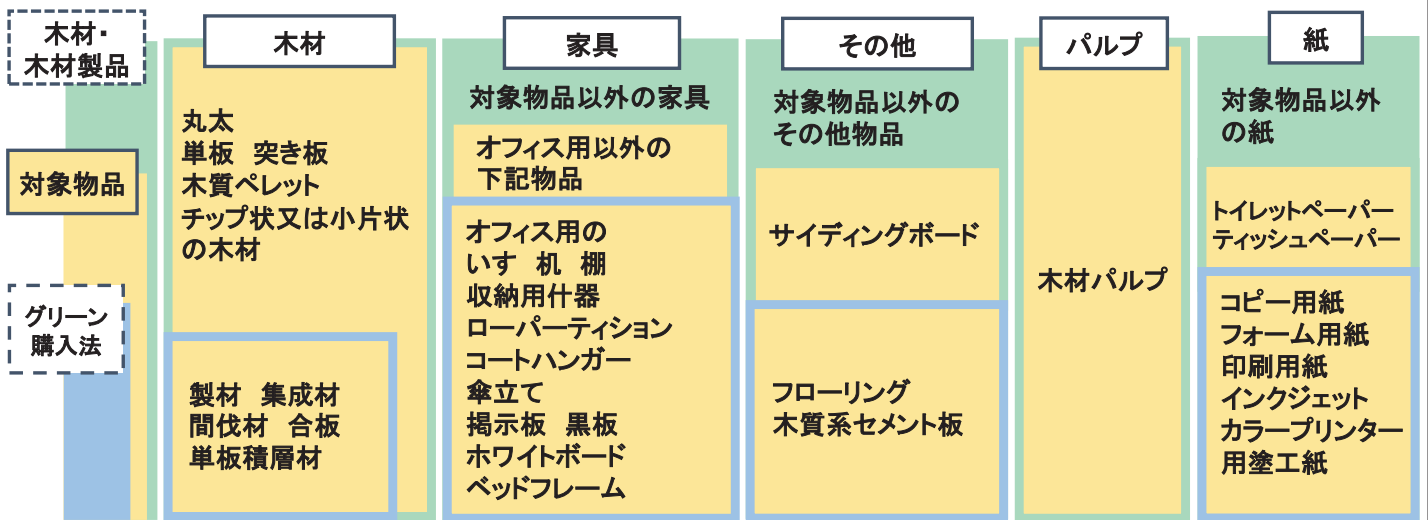
- 事業者一般は合法伐採木材等の利用に努める(第5条)
- 木材及びその製品(省令で定義)を製造・加工・輸入・販売(消費者への販売を除く)する又は木材を使用して建築等をする事業者(木材関連事業者)は国が定める基準に沿った**合法伐採木材等の確認等(DD(デュール・デリジェンス)等)を行う**(第6条)
- 上記の措置を適切かつ確実に行う者は登録を受け、「登録木材関連事業者」の名称を使用できる(第13条)

国は

そのために

- 諸外国の法令等に関する情報を収集・提供する(第4条)
- 法の意義を国民・事業者に広報する(第4条)
- 木材関連事業者に対し指導・助言、報告徴収・立入検査を行う(第7条、第33条)
- 登録木材関連事業者の優良な取組を公表する(第4条)
- 諸外国・民間団体等と連携・協力する(第31条、第32条)

5. クリーンウッド法の概要 対象物品【2条1項関係】

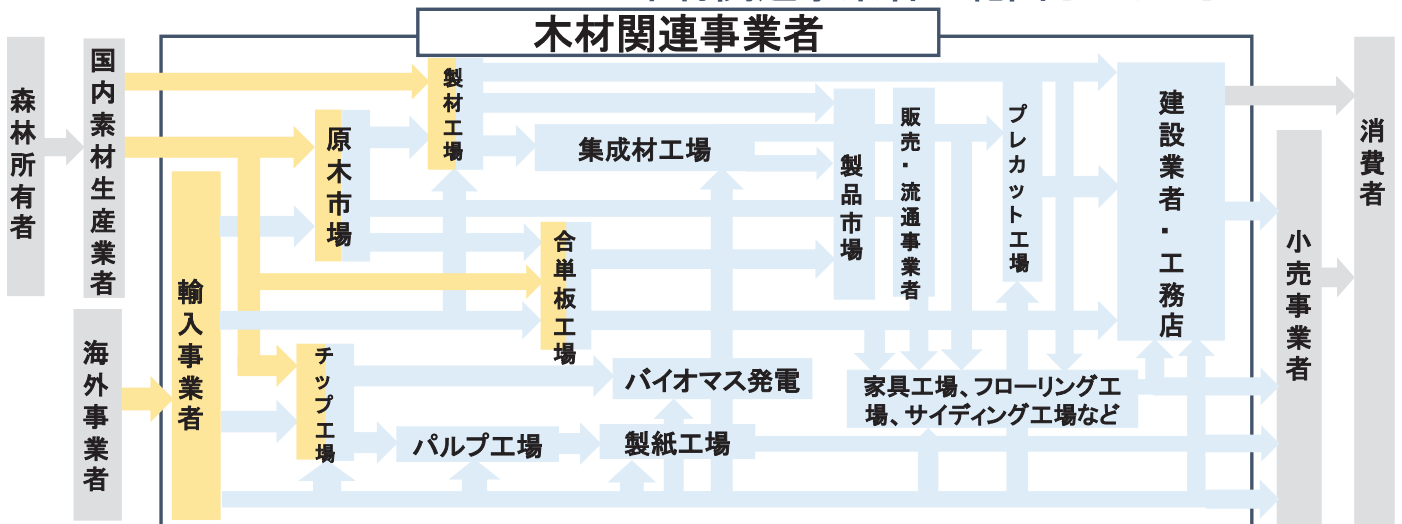


2条1項

この法律において「木材等」とは、木材（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。）及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）をいう。

木材に該当しないものの例：薪、木炭、竹、OSB、コルク、繊維版、パーティクルボード、輸送用木箱、木製パレット(Q&Aより)

5. クリーンウッド法の概要 木材関連事業者の範囲【2条3項関係】



● … 第一種木材関連事業
 ● … 第二種木材関連事業

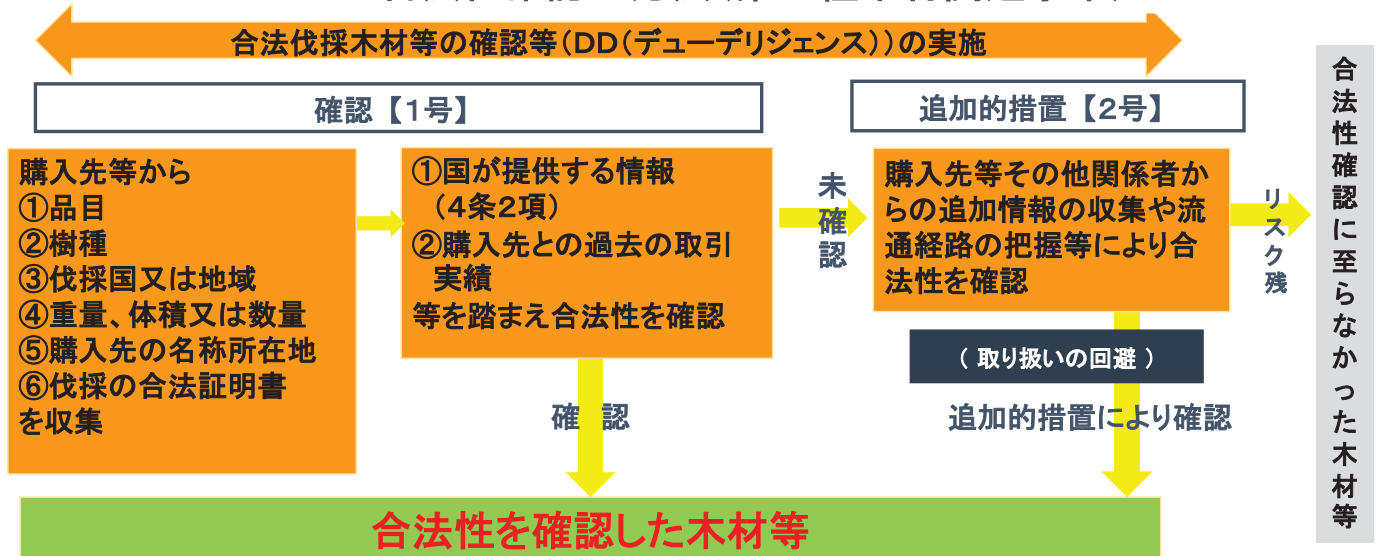
※本イメージ図は木材等の複雑な流通構造の概略を示したもの
 ※本イメージ図では木材等の輸出事業者は省略

2条3項

この法律において「木材関連事業者」とは、木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者をいう。

5. クリーンウッド法の概要

合法性確認の方法(第一種木材関連事業)【6条1項関係】

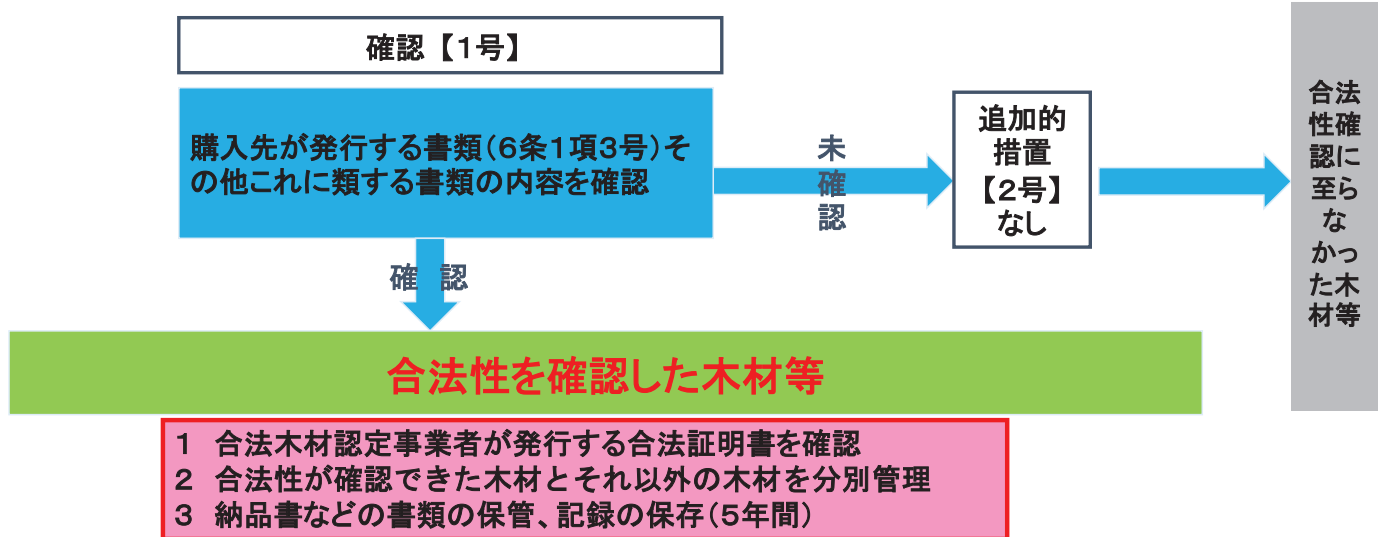


【6条1項】 主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項
- 二 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

5. クリーンウッド法の概要

合法性確認の方法(第二種木材関連事業)【6条1項関係】



【6条1項】 主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項
- 二 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

5. クリーンウッド法の概要（補足）

合法性の確認について

確認【川上の事業者】

（第一種木材関連事業）

①品目、②樹種、③伐採国又は地域、④重量、体積又は数量、⑤購入先の名称所在地、⑥伐採の合法証明書の内容を確認

確認【川下の事業者】

（第二種木材関連事業）

購入先が発行する書類(6条1項3号)その他これに類する書類の内容を確認

木材関連事業者は、**ガイドラインに基づく「森林認証制度及びCoC認証制度を活用した証明方法」、「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」及び「個別企業等の独自の取組による証明方法」**並びに都道府県等による森林や木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。
(基本方針 II-3-(3))

認定事業者が、従来通りの分別管理、書類管理・保存、責任者の選任を行い、発行した合法証明書を添付することで、クリーンウッド法における「確認した木材」と認められる(第二種木材関連事業を行う者)。

※第一種はその他の情報も収集して確認すること

5. クリーンウッド法の概要（補足）

木材等を譲り渡すときに必要な措置(情報の伝え方)

譲り渡しの措置に用いる書類の一例

納品書										
										令和〇年〇月〇日
株式会社〇〇〇〇 様										
〇〇木材株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇—〇〇 登録木材関連事業者 登録番号〇〇—CLW—I—〇〇号 ガイドラインに基づく事業者認定番号 〇〇〇合法第〇〇〇号										
商品名	樹種	品等	寸法	数量	単材積	材積	単価	金額	備考	

上記の製品は、クリーンウッド法に基づく確認を行い、合法性が確認できたものです。

登録や認定を受けている場合は、その名称と登録(認定)番号を記載する

木材等について、その合法性の確認を行った旨、及びその結果をすべての木材関連事業者が必ず記載する

納品書に記載するほか、これらの記載すべき情報の一部をカタログやホームページ等で取引先(譲り渡し先)へ提供することも想定されます。

※左の様式は一例であり、合法性の確認を行った旨及び確認ができた旨については、その旨がわかるように記載されれば、その様式は問いません。(「クリーンウッド法の手引とQ&A」(Q33、Q35等)より)

6. クリーンウッド法における木材関連事業者登録について

合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者は、登録により「登録木材関連事業者」という名称を用いることができる。

ポイント:

1. 登録は、事業者が自ら手を上げて登録するもの(=義務ではない)
2. 「事業者は、…合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。」(第5条)
→登録のあるなしに関わらず、すべての木材関連事業者は、取り扱う木材等の合法性の確認を行う

登録木材関連事業者になると…(登録のメリット)

環境意識の高い事業者として、市場から高い信頼が得られる。
法的に位置づけられた事業者としての社会的評価が受けられる。
地域社会や消費者・事業者に対して、事業者としての信頼性の向上を図れる。
企業ブランドの向上、無登録事業者との差別化が図れる。…
国の助成事業で優遇措置あり(JAS構造材利用拡大事業、外構部の木質化支援事業)
国有林材のシステム販売物件を購入する際に有利になる。(平成31年2月から)

その一方で…(登録木材関連事業者の責務)

継続的に合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施が求められる。(実施状況についての報告義務あり。)→登録の条件を満たさなくなったときは、登録の取り消しもある。

6. 木材関連事業者登録について 登録実施機関一覧 (平成29年10月17日登録、平成30年11月27日追加登録)

登録番号	登録実施機関の名称	登録実施事務を行う事務所の所在地	登録実施事務の対象事業
1	公益財団法人 日本合板検査会	①本部(東京都港区) ②北海道検査所(北海道札幌市) ③東北検査所(岩手県盛岡市) ④東京検査所(埼玉県草加市) ⑤名古屋検査所(愛知県名古屋) ⑥大阪検査所(大阪府大阪市) ⑦中国検査所(島根県松江市) ⑧九州検査所(福岡県北九州市)	第一種 第二種 (1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業
2	公益財団法人 日本住宅・木材技術センター	東京都江東区新砂3-4-2	第二種 (1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業(2に掲げる事業と密接に関わる事業に限る。) (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業
3	一般財団法人 日本ガス機器検査協会	東京都港区赤坂1-4-10	第一種 第二種 (1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業
4	一般社団法人 日本森林技術協会	東京都千代田区六番町7	第一種 第二種 (1)木材の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業(当該事業において取り扱う主たる木材が国産材であるものに限る。) (2)木質バイオマスを用いた発電事業(当該事業において取り扱う主たる木材が国産材であるものに限る。)
5	一般財団法人 建材試験センター	東京都中央区日本橋堀留町2-8-4	第一種 第二種 (1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業
6	一般社団法人 北海道林産物検査会	札幌市中央区北三条西7-1-5	第一種 第二種 (1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業

6. 木材関連事業者登録について

○登録するには・・・（登録の要件）

合法伐採木材等の利用を確保するための措置を**適切かつ確実に実施**することが求められる。

具体的には・・・登録申請時に、どのような方法・体制等により合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講じるかについて申請書に記載。

※体制の整備とは・・・分別管理や責任者の設置、記録の保存、合法伐採木材等の利用等に関する行動規範の設定(または既存の行動規範の見直し)等

○登録にかかる費用

①国に納付するもの：**登録免許税** 15,000円(申請者が各自で納付)

②登録実施機関に払う費用:(金額は、合板検査会の例(税別))

[登録時] ・**登録手数料**: 登録実施機関により異なる。

事業所数、第一種・第二種によって違いあり。(第一種・事業所数9以下の場合、32,000円)

ガイドラインに基づく合法木材の認定事業者は、第一種・事業所数9以下の場合、30,000円に割引。

[登録後] ・**更新手数料**(5年に1回更新) 11,000円

・**年会費**(2年目以降) 10,000円

※登録事項変更の際には、別途手数料が必要

○登録したら・・・（登録木材関連事業者の責務）

・少なくとも年1回登録実施機関に合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施状況について報告

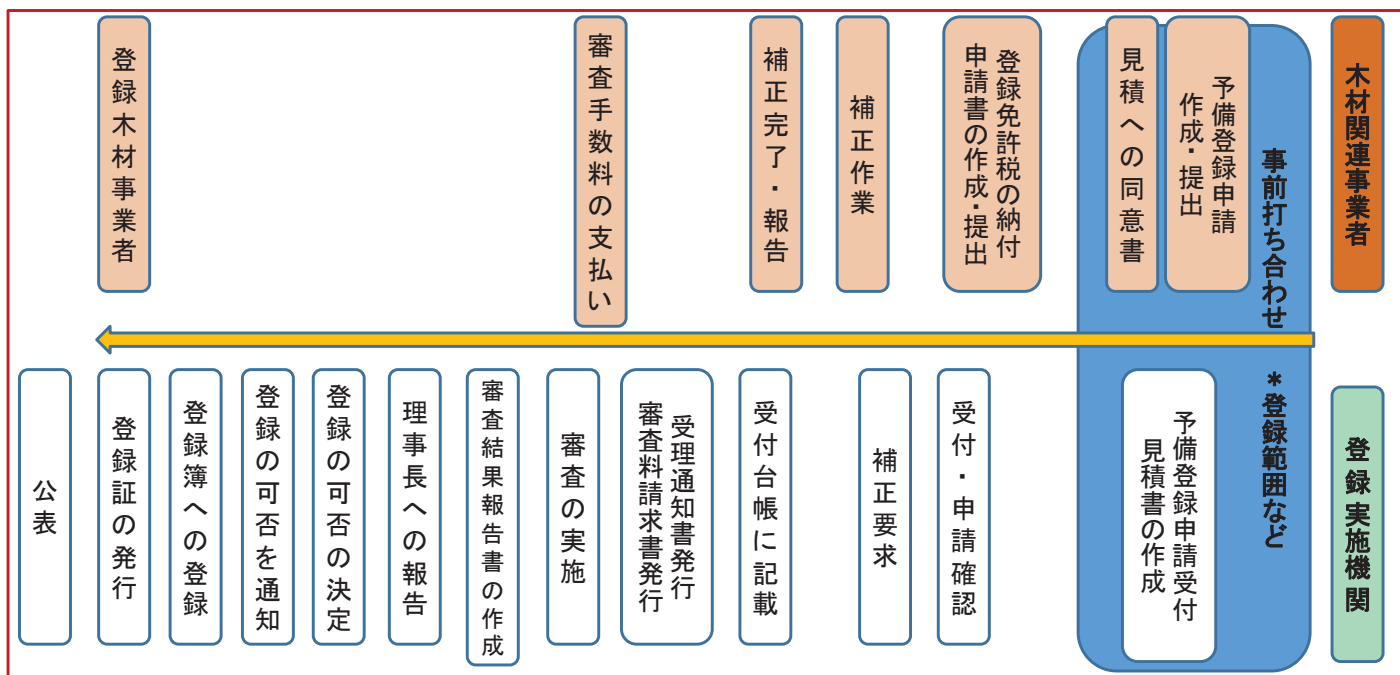
→**年度報告書**の提出

・登録実施機関が必要に応じて行う登録事項の確認(調査)に協力する義務

6. 木材関連事業者登録について

登録までの流れ

※合板検査会のHPより



6. 木材関連事業者登録について

登録申請書の作成について(合板検査会の例)

1 申請書の記載事項

- (1) 第一種／第二種 の別
- (2) 製造、加工、輸入、販売、輸出、建築又はバイオマス発電の事業の別
- (3) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場または事業場
- (4) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類
- (5) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み
- (6) 登録の対象とする木材等の原材料となっている樹木の樹種及び伐採された国又は地域(第一種のみ)

2 添付書類

- (1) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる方法
 - ① 確認に関する事項…判断基準省令に定める方法によりの確に行うことを記載
 - ② 木材等を譲り渡すときに必要な措置…どのような書類にどのような記載をするかを記載
 - ③ 記録の管理に関する事項…書類の保管方法等を記載
- (2) 体制の整備に関する事項
 - ① 合法伐採木材等の分別管理…分別管理の方法
 - ② 責任者の設置
 - ③ その他必要な体制整備(事業者の合法伐採木材等への取り組み方針の設定)…行動規範の設定

3 その他必要な書類

住民票の写し(個人の場合)、定款または寄付行為、登記事項証明書、役員名簿(法人の場合)、誓約書など

6. 木材関連事業者登録について

登録後に必要になる書類

年度報告書の作成について(合板検査会の例)…少なくとも毎年一回提出

報告書の記載事項(第一種木材関連事業の場合)

① 木材

- (1) 伐採国
- (2) 樹種
- (3) 木材の種類
 - ・丸太、ひき板、角材、単板、突き板…
- (4) 入荷量、出荷量
 - 取扱量、うち合法性の確認ができた量
- (5) 合法性の確認方法及び追加的措置
- (6) 譲渡しの措置、記録の保存、分別管理の状況、組織体制の状況
- (7) 今後の取り組み方針

② 家具、紙等の物品

- (1) 家具、紙等の物品(種類)
- (2) 伐採国
- (3) 樹種
- (4) 取扱量、うち合法性の確認ができた量
- (5) 合法性の確認方法及び追加的措置
- (6) 譲渡しの措置、記録の保存、分別管理の状況、組織体制の状況
- (7) 今後の取り組み方針

6. 木材関連事業者登録について

登録する事業の範囲(9条1項関係):

- 第一種木材関連事業...事業者単位(例:株式会社〇〇)で登録
- 第二種木材関連事業...事業所・部門単位等(例:〇〇事業部、〇〇グループ)
部材群・製品群単位(構造材、〇〇シリーズ)での登録も可能

登録に当たっては、登録実施機関との**事前の相談(打合せ)**が重要

- ・第一種で登録? 第二種も一緒に登録? 自分の会社はどちらで登録すべき?
- ・第二種で登録なら、事業所ごと? 部署(製品)ごと?
- ・費用は? 申請書の書き方は? 審査にどれぐらいの時間がかかるの?...



登録実施機関にご相談ください。

- ・(公財)日本合板検査会 URL <http://www.jp-pic-ew.net/index.shtml>
 - ・(公財)日本住宅・木材技術センター URL <http://www.howtec.or.jp/>
 - ・(一財)日本ガス機器検査協会 URL <http://www.jia-page.or.jp/environment/>
 - ・(一社)日本森林技術協会 URL <http://www.jafta.or.jp/contents/home/>
 - ・(一財)建材試験センター URL <https://www.jtccm.or.jp/>
 - ・(一社)北海道林産物検査会 URL <http://hokurinken.jp/>
- ※建材試験センターは、2021年4月に新規登録の受付を終了

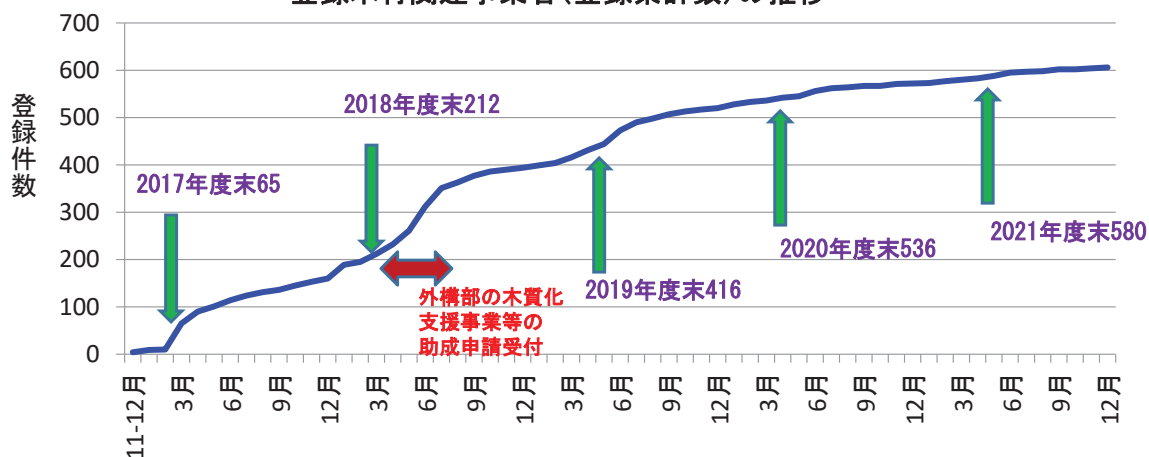
6. 木材関連事業者登録について

木材関連事業者の登録件数

【2022(令和4)年12月31日現在】(CWナビより)

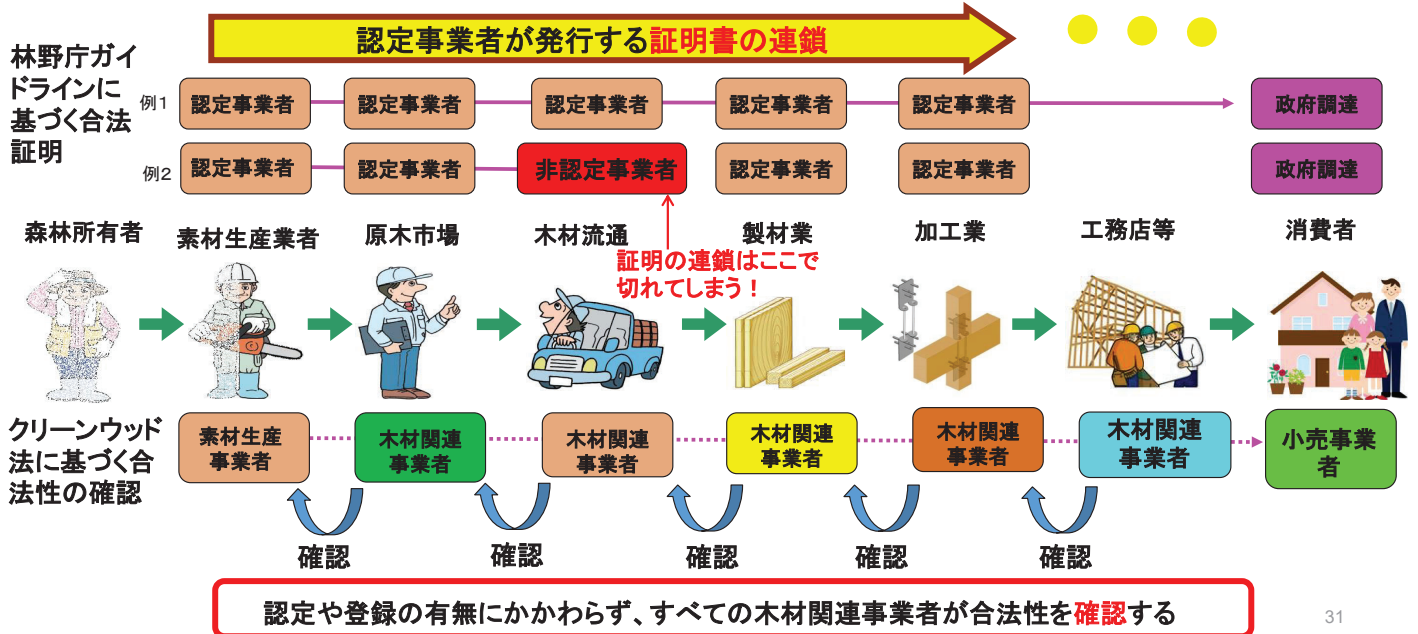
- 第1種のみ登録: 32件
- 第1種と第2種の同時登録: 202件
- 第2種のみ登録: 372件 合計: 606件

登録木材関連事業者(登録累計数)の推移



7. まとめ（ガイドラインに基づく証明とクリーンウッド法の違い）

林野庁ガイドラインとクリーンウッド法の比較（サプライチェーンの観点から）



31

8. クリーンウッド法に関する情報提供

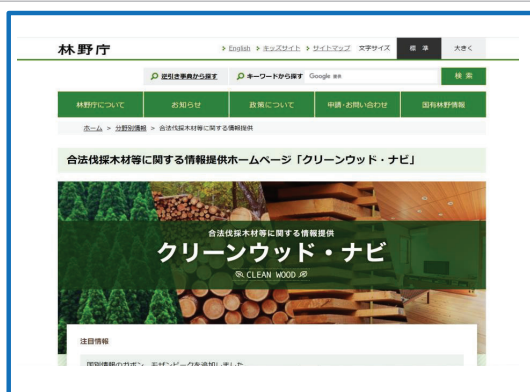
クリーンウッド・ナビ（林野庁ホームページの中に開設）

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

[コンテンツ]

クリーンウッド法の概要； 法律等、基本方針、合法性の確認等の取組方法、参考資料

国別情報； 日本、インドネシア、アメリカ、カナダ、欧州連合（EU）、中国、ロシア、チリ、ニュージーランド、韓国ほか35か国
登録実施機関の情報、登録事業者一覧（検索機能付き）、法律の英語版など



トップページ



クリーンウッド・ナビ活用ガイド(パンフレット)

8. クリーンウッド法に関する情報提供

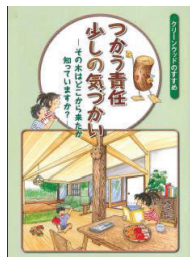
問合せ窓口

クリーンウッド法の関係法令に関すること

林野庁林政部木材利用課合法伐採木材利用推進班
ダイヤルイン: 03-6744-2496 FAX: 03-3502-0305

クリーンウッド・ナビの掲載情報に関すること

クリーンウッド・ナビ問合せ窓口
TEL: 046-855-3743 E-mail: cleanwood@iges.or.jp



クリーンウッド法に関する各種普及資料を全木連で作成していますのでご活用ください。

YouTubeチャンネル「**木材で街づくり**」でクリーンウッド法の紹介動画が見られます。
<https://www.youtube.com/channel/UCESOPHDk9QM-I7fZqSORIdg>

9. クリーンウッド法の見直しについて

・・・法律施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて**必要な措置を講ずる**・・・。(附則3) :平成29年(2017年)5月施行→**2022年5月で5年**

○林野庁では、合法伐採木材等の流通及び利用についての現状や課題等について把握するため、2021年(令和3年)9月から2022年3月にかけて、「**合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会**」を8回開催し、集中的に議論。

○検討会では、木材関係各種業界団体、NGO等からヒアリングを実施。全木連は、2021年10月の第2回検討会で意見を発表。

○検討会の結果をもとに、CW法の意義、現状・課題や今後の方向性等を、「**中間とりまとめ**」として整理し、2022年4月に公表。

議論の内容及び「**中間とりまとめ**」は、林野庁のHPに掲載されています。

こちらから→ <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/ryuturiyou/210915.html>

9. クリーンウッド法の見直しについて

「クリーンウッド法の5年後見直しについて(とりまとめ)」の概要①

(令和4年12月 農水省、経産省、国交省)

※全文はクリーンウッド・ナビに掲載

1. 見直しの方向性

- ・2023年のG7サミットに向け、違法伐採問題に厳正に対処し、合法伐採木材等のみが流通する世界に。
- ・**ロードマップを作成**し、国産材の供給拡大等の取組を進めつつ、違法伐採対策を強化。
- ・**法律改正案を通常国会(令和5年1月～)に提出**。
- ・法改正は一定の周知期間を設けたうえで施行し、**施行後3年を目途に検証**。

2. 合法性確認について

- ・**第一種木材関連事業者による合法性確認、情報提供及び記録保存を義務付け(国産材、輸入材とも)**。
- ・第一種木材関連事業者の登録制度は廃止。
- ・国内の**素材生産事業者は、第一種事業者からの求めに応じて情報提供を義務付け**。
- ・確認の義務違反に対しては、**直罰ではなく警告等の仕組み**。
- ・取組が消費者まで伝わるよう**「小売事業者」を第二種木材関連事業者に追加**。
- ・**CW法とグリーン購入法の間で異なる内容について整理**。
- ・**「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」に基づく取組を推進**。

35

9. クリーンウッド法の見直しについて

「クリーンウッド法の5年後見直しについて(とりまとめ)」の概要②

(令和4年12月 農水省、経産省、国交省)

3. 合法伐採木材の安定供給について

- ・国産材の供給増加に取り組む。
- ・諸外国の政府機関等に対する合法伐採に係る許可証の発行を働きかけ、書類の調査等を実施。

4. 事業者の負担軽減について

- ・合法性確認についての事業者向けの研修の実施、チェックリストの作成、相談窓口の強化等を実施。
- ・**合法性確認に当たっては、林野庁ガイドラインの取組を活用できることとし、CW法との仕組みの間で異なる内容について整理**。
- ・政府はこれまで以上に伐採国の違法伐採リスクなどについて情報収集し、提供。

5. 消費者等の理解の醸成及び事業者のメリットについて

- ・国民に対して情報発信。
- ・優良事業者の公表やマーク付けなど、制度に取り組む木材関連事業者へのメリット措置を講ずる。

6. 政府による実施状況の把握について

- ・**一定規模以上の第一種木材関連事業者から合法性確認等の実施状況について定期的に報告を聴取**。
→政府として監督していく体制を整備。

36

クリーンウッド法の見直し等に関するロードマップ（案）

（令和4年12月 農水省、経産省、国交省）

		R4年度	R5年度	R6年度(P)	R7年度(P)	...	R9年度(P)
法令の見直し	第一種 木材関連事業者 （合法性確認等は任意 （確実に行う事業者は登録））		公布	施行1	施行2 ・合法性確認等（デュー・デリジェンス）を義務化 （登録制度は廃止） ・違法伐採木材を取り扱わないことを明確化		3 年後 検 証
	第二種 木材関連事業者 （合法性確認等は任意 （確実に行う事業者は登録））				小売事業者を追加		
	素材生産事業者等 （制度の対象外）				第一種事業者の求めに応じて伐採届等の 情報提供を義務化		
運用の改善・強化	人権遵守の推進		「人権尊重のためのガイドライン」の普及・指導等		クリーンウッド法（基本方針等）への位置づけ、 木材関連事業者による「人権尊重のためのガイド ライン」の実践		流 通 等 の 状 況 を 踏 ま え て 検 ・ 証 合 法 伐 採 木 材 等 の
	合法性確認等の 手法の明確化	フローチャート等作成	フローチャート等（業界別）作成	木材関連事業者に対する制度の周知、研修等の実施			
	消費者等に対する普及	セミナーや展示会、SNS等の多様な媒体を通じたクリーンウッド法及び登録事業者の役割等に関する情報発信					
供給拡大	国産材 （R元） 【3,100万m ³ 】		（R3） 【3,400万m ³ 】			（R7） 【4,000万m ³ 】	国産材の供給拡大（担い手の育成・確保、高性能林業機械の導入、路網整備、加工施設の整備等の推進）
	輸入材等	諸外国に対する合法伐採に係る許可証の発行等の働きかけ					
備考			G7サミット G7農業大臣会合				

10. 最後に

ガイドラインの適切な運用のお願い

クリーンウッド法（CW法）の見直し議論も進む中、CW法の円滑な運用のためにも、**ガイドラインの適切な運用が一層求められることとなります。**

林野庁の補助事業である「JAS構造材利用拡大事業」、「外構部の木質化支援事業」では、助成対象となる木材は、**クリーンウッド法に基づく合法伐採木材であることが条件**とされています（ガイドラインに基づく合法木材もこれに含まれます）。そのような中で、川下の施工事業者等から、

- ① 木材を購入した先に依頼しても合法証明が貼付されていない
 - ② 合法木材供給事業者である認定書のコピーしか添付されていない
 - ③ 合法証明書を請求しても、認定事業者だから間違いはないという返事しかこない
- という指摘が寄せられています。

補助事業では、助成金の交付申請書に各材料の合法伐採木材証明書の添付がないと**助成金が支払えなくなります。**



合法木材証明書については、日頃から、納入先からの請求がある／なしに関わらず、**できるだけ添付していただくようあらためてお願いします。**

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法)の施行状況について

令和4年11月9日

令和4年度 合法伐採木材利用促進全国協議会

林野庁 木材利用課

1

林野庁等の取組（1）

- 合法伐採木材等に関する情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」の運営
- 補助・委託事業等を通じた普及啓発、登録促進、生産国情報の収集、実態調査等の実施
- 各種関係者会議の開催

- 事業者による合法性確認等に資する情報を収集し、情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を通じて発信
 - クリーンウッド法の制度解説、木材関連事業者の登録一覧、登録木材関連事業者の年度報告取りまとめ結果、合法性確認の先進事例等を掲載
 - 主要な木材輸出国等における木材の伐採に関する法令情報等（現在35か国、随時更新）を掲載
- 普及啓発活動
 - 合法伐採木材等の利用を促進するための国・業界団体・登録実施機関等からなる協議会（H29-R3：全国及び地方38回）、一般消費者も参加する展示会等（同58回）を開催
 - クリーンウッド法の普及、木材関連事業者の登録推進のための木材関連事業者向けのセミナー（同347回、協議会及び業界団体主催合計）を開催
 - 「木づかい運動」と連携した消費者に対する普及（R4）

■ 林野庁情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」
(<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>)



	協議会 (全国・地方)	イベント出展 (全国・地方)	木材関連事業者 向けセミナー等
H29	-	-	91
H30	3	3	95
R1	7	3	90
R2	14	22	31
R3	14	30	40
計	38	58	347

2

林野庁等の取組（２）

- ・ 補助・委託事業等を通じた普及啓発、登録促進、生産国情報の収集、実態調査等の実施
- ・ 各種関係者会議の開催

- クリーンウッド法定着実態調査
 - ・ 木材関連事業者へのヒアリング、アンケート調査を通じ、合法性確認の実施状況等、クリーンウッド法の認知度、登録制度の活用状況等を調査
- 生産国等の情報収集、合法性確認のための手引きの検討
 - ・ 生産国の合法性確認に係る制度や書類、先進国の違法伐採関連制度を中心に調査をし、成果をCWナビに掲載
 - ・ 木材関連事業者の合法性の確認に資するよう、確認事項、確認手順に係る手引きを検討
- 合法性確認システムの構築に向けた検討
 - ・ 合法性確認における事業者の負担軽減のため、デジタル技術を活用した情報伝達システムの構築等について検討
- その他関係者間の会議
 - ・ 関係省庁連絡会議（年１回程度）
 - ・ 登録実施機関と関係省庁との意見交換会（年２回程度）
- 登録木材関連事業者に対する優遇措置
 - ・ 外構部の木質化対策支援事業における助成費の嵩上げ
 - ・ JAS構造材実証支援事業において事業者が３棟目の補助申請を行う場合の要件
 - ・ 国有林野事業における販売事業や樹木採取権に係る公募審査における加点
- ITTOを通じた生産国における合法性確認のための協力
 - ・ 合法で持続的な木材貿易に資するため、中国・ベトナムにおける法制度及び現地事業者による合法性確認の事例を調査・分析

3

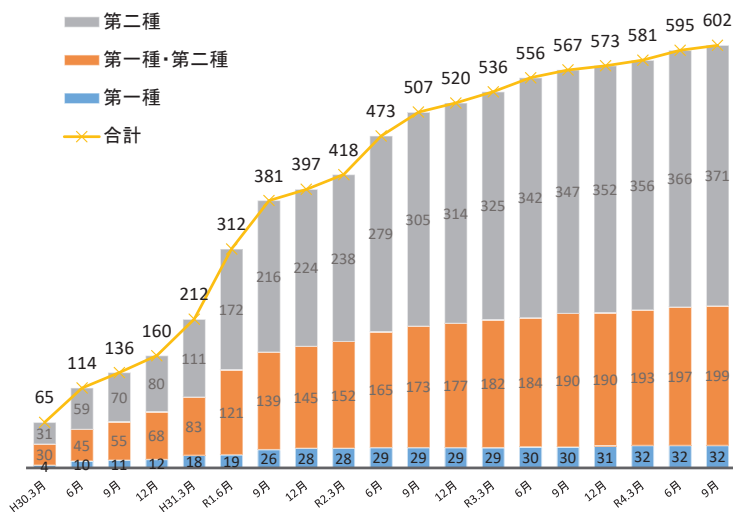
登録木材関連事業者数の推移（１）

- ・ H30年度末からR3年度末の間に木材関連事業者の登録件数は212から581と3倍近くに増加
- ・ 木材関連事業者の登録件数は600を超えたが、近年、伸びは鈍化
- ・ 登録実施事務等を担う登録実施機関は6機関

登録木材関連事業者の登録件数の推移

【令和4年9月30日現在】

- 第一種のみ登録： 32件
 - 第一種・第二種の登録： 199件
 - 第二種のみ登録： 371件
- 合計：602件



登録実施機関別の登録事業体数

登録実施機関	登録数
(公財) 日本合板検査会	278
(公財) 日本住宅・木材技術センター	128
(一財) 日本ガス機器検査協会	64
(一社) 日本森林技術協会	98
(一財) 建材試験センター	12
(一社) 北海道林産物検査会	22
合計	602

出典：林野庁業務資料

4

登録木材関連事業者数の推移（2）

北海道				東北				関東				中部				近畿				中国・四国				九州・沖縄															
種別	I	I,II	II	種別	I	I,II	II	種別	I	I,II	II	種別	I	I,II	II	種別	I	I,II	II	種別	I	I,II	II	種別	I	I,II	II												
都道府県名				都道府県名				都道府県名				都道府県名				都道府県名				都道府県名				都道府県名															
北海道	3	23	16	青森県	0	4	3	茨城県	2	0	2	新潟県	1	3	7	三重県	0	2	5	鳥取県	0	1	4	福岡県	1	0	7												
				岩手県	2	7	7	栃木県	0	5	7	富山県	1	3	6	滋賀県	0	2	9	島根県	0	2	3	佐賀県	0	1	2												
				宮城県	0	4	6	群馬県	1	1	15	石川県	0	0	6	京都府	1	4	8	岡山県	2	4	8	長崎県	0	0	2												
				秋田県	2	6	29	埼玉県	0	4	10	福井県	0	1	3	大阪府	1	12	21	広島県	0	3	7	熊本県	0	2	9												
				山形県	0	2	4	千葉県	0	2	5	山梨県	1	1	1	兵庫県	0	3	9	山口県	0	2	3	大分県	0	3	1												
				福島県	2	0	10	東京都	3	39	34	長野県	2	2	5	奈良県	1	5	5	徳島県	0	6	8	宮崎県	2	7	11												
								神奈川県	1	4	7	岐阜県	1	6	7	和歌山県	1	4	3	香川県	0	2	6	鹿児島県	1	4	7												
											静岡県	0	8	16					愛媛県	0	2	1	沖縄県	0	0	1													
											愛知県	0	3	24					高知県	0	0	1																	
計	3	23	16	計	6	23	59	計	7	55	80	計	6	27	75	計	4	32	60	計	2	22	41	計	4	17	40												

出典：林野庁業務資料

5

登録木材関連事業者による合法性確認の状況（1）

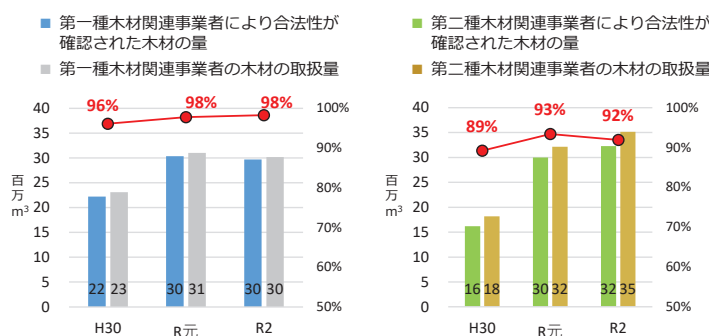
- 登録木材関連事業者が取り扱う木材のうち9割以上で合法性が確認（R2年度）
- 第1種登録木材関連事業者により合法性確認がされた木材の木材需要量に対する割合は27%（H30年度）から40%（R2年度）に上昇

■ 第1種登録木材関連事業者によって合法性の確認ができた木材の量

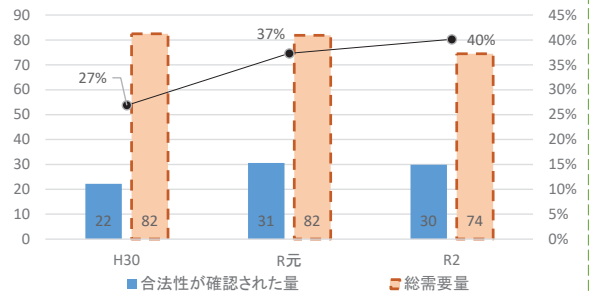
	木材の種類と報告単位			
	丸太、合板等 (m)	チップ、小片 (BDT)	ペレット等 (トン)	単板積層材、角材等 (個)
H30	7,789,150	6,759,282	25,358	0
	(取扱量：7,183,249)			
R1	9,422,399	10,547,275	265,680	7,775,902
R2	15,652,810	6,439,231	207,848	14,849,401

※上記表においては、製材品、合板等から丸太への材積換算は行っていない。

■ 登録木材関連事業者により合法性が確認された木材の割合



■ 第一種登録木材関連事業者により合法性が確認された木材の量と木材需要量の比較



第一種登録木材関連事業者により合法性が確認された木材の量

注：クリーンウッド法の対象となる木材と木材需給表の集計範囲が異なるため、「合法性が確認された量」と「合法性が確認された量」は一部対象品目は異なる。

合法性が確認された木材の量は、第1種登録木材関連事業者によって合法性確認ができた木材の量のうち、m、BDT及びトンで報告されたものをm換算した値。

出典：木材需給表、登録木材関連事業者の年度報告とりまとめ結果、林野庁業務資料をもとに林野庁作成。

6

登録木材関連事業者による合法性確認の状況（2）

- 登録木材関連事業者が1年間に取り扱った木材等の取扱量と、取扱量のうち合法性を確認できた木材等をとりまとめ。
- 令和2年度における登録木材関連事業者が取り扱う木材等のうち、概ね9割以上で合法性が確認された一方、一部の伐採国、樹種において合法性が確認できた割合が低い種類の木材・木材製品が存在。

■ 第1種登録木材関連事業者による合法性確認の割合

(1) 木材

- 国産材では、太宗を占めるスギ丸太のうち98%で合法性を確認。その他の種類も90%以上
- 輸入材における合法性が確認された割合は全体で95%超
- 一部の伐採国、樹種において確認の割合が低い種類が見られる
- チップ材、木質ペレットは、ベトナム産の一部を除き、伐採国及び樹種を問わず100%

(2) 家具、紙等の物品

- フローリングは、中国産及びアメリカ産の一部に低い種類があるが、それ以外は伐採国及び樹種を問わず100%
- 木材パルプは伐採国、樹種を問わず100%である一方、製品としての紙（コピー用紙、塗工紙）は低位
- 輸入された棚、椅子、机等は、伐採国や樹種を問わず概ね低位

■ 第2種登録木材関連事業者による合法性確認の割合

(1) 木材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業

- 「木材」は、概ね90%前後であるが角材、小片など割合が低い種類も見られる。
- 「家具、紙等の物品」は、多くの種類が90～100%であるが、ローパーテーションなどが80%台。

(2) 木材等を利用した建築、建設を行う事業

- 「木材」は、概ね95～100%、構造用合板など一部が80%程度。
- 「家具、紙等の物品」は、サイディングボード及びフローリングが70%前後。

(3) 木質バイオマスを利用した発電事業

- チップ及び小片、木質ペレットともにほぼ100%。

7

事業者による合法性確認の状況（令和2年度クリーンウッド法定着実態調査）

- 令和3年度に素材生産事業者及び木材関連事業者（第一種中心）に対するアンケート及びヒアリング調査を実施。回答数は素材生産事業者：217、木材関連事業者：744
- 第1種木材関連事業者のうち、6割の事業者が取扱量の10割（全量）について合法性を確認できたと回答

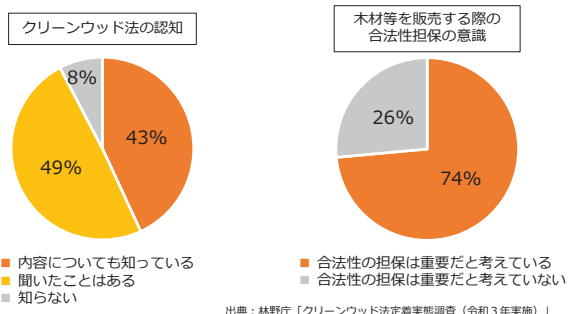
- 木材関連事業者の約9割がクリーンウッド法を認知しており、約7割が「木材等を販売する際に合法性を担保することが重要」と回答

- 約6割の第一種木材関連事業者が、取り扱う木材の全量について合法性を確認できたと回答（国産材、外材とも概ね同じ傾向）

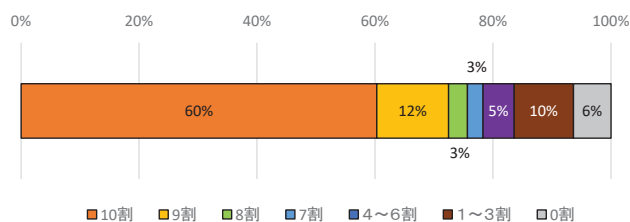
- 確認方法については伐採届等の行政書類を用いるものから独自の方法まで多様

- 54%の事業者は伐採届（受付印あり）等の行政手続き書類で、47%の事業者は森林・林業・木材産業関係団体の認定を受けた合法木材供給事業者の認定番号の入った請求書や納品書等によって合法性の確認を行っていた。

■ クリーンウッド法施行後の木材関連事業者の意識



■ 合法性が確認できたとする第一種木材関連事業者（国産材）



8

普及促進のための事業

木材需要の創出・輸出力強化対策のうち 「クリーンウッド」普及促進事業（継続）

【令和4年度予算概算決定額 38,520（50,502）千円】

<対策のポイント>

クリーンウッド法に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、①木材関連事業者登録の推進への支援及び協議会による普及啓発活動の支援、②違法伐採関連情報の提供を実施します。

<事業の内容>

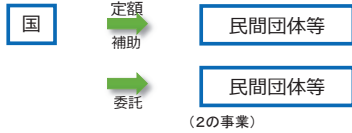
1. 「クリーンウッド」普及啓発活動等（継続）

- 全国レベル及び都道府県レベルにおける合法伐採木材等の流通・利用の促進を目的とした協議会による普及啓発活動を支援します。
- 木材関連事業者の登録を促進するための専門家の派遣、セミナー・個別相談等の開催を支援します。

2. 違法伐採関連情報の提供（継続）

- 情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を通じて、国別・地域別の違法伐採関連情報の提供及び掲載済み国別情報の更新を行います。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課（03-6744-2496）

<事業イメージ>

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成29年5月20日施行）

- 国の責務【第4条】
 - ・必要な資金の確保
 - ・国内外における木材の生産・流通の実態、木材流通に関する法令についての情報の収集・提供
 - ・登録に係る制度の周知
 - ・登録木材関連事業者による優良な取組の公表、教育活動・広報活動等を通じた事業者・国民の理解の深化
- 事業者の責務【第5条】
 - ・木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。
- 木材関連事業者の登録【第8条】
 - ・木材関連事業者であつてその取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずるものは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の登録を受けた者（「登録実施機関」）が行う登録を受けることができる。

「クリーンウッド」普及啓発活動等への支援

○セミナー等の開催

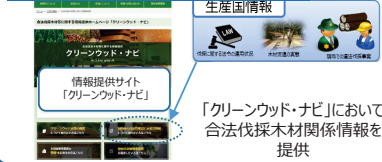


○協議会による普及啓発活動



教育活動・広報活動等を通じた事業者・国民の理解の深化

違法伐採関連情報の提供【委託】



「クリーンウッド・ナビ」において合法伐採木材関係情報を提供

9

木材産業国際競争力・製品供給力強化緊急対策のうち 木材製品等の輸出支援対策等

【令和3年度補正予算額 477,925千円】

【令和3年度補正予算額（デジタル庁計上） 22,000千円】

<対策のポイント>

輸出に向けた木材製品の国際競争力強化のため、輸出も含めた販売力強化のための経営者層の育成や労働安全衛生対策の強化、輸出先国のニーズに対応した製品・技術開発、販路開拓、特用林産物の販売促進活動等を支援します。また、輸出先国への重点プロモーション活動等や木材の合法性確認の実態調査及び合法性確認システムの構築に向けた調査等を実施します。

<事業の内容>

1. 林業経営体・林業労働力強化対策

- ① 木材製品の国際競争力強化等を見据えた林業経営に関する研修等を行い、木材の有利販売や輸出等の課題に対応し得る経営者層の育成を支援します。
- ② 労働安全衛生装備・装置の導入、研修等を行い、林業労働力の確保に向けた安全で衛生的な職場づくりを支援します。

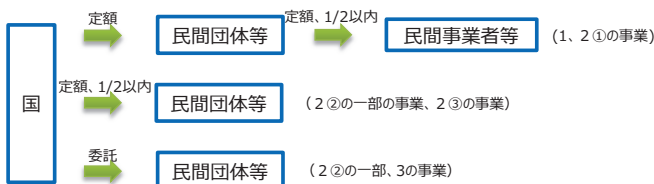
2. 木材製品等の輸出支援対策

- ① 輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検査・実証を支援します。
- ② 付加価値の高い木材製品の海外販路構築のため、ターゲットとする輸出先国に応じた重点プロモーション活動を支援するとともに、輸出先国の木材製品等の利用状況や市場規模、相手国の規格規制等の調査やブランド化等を実施します。
- ③ 特用林産物の輸出促進に向け、輸出先国調査、SNS等を活用した情報発信等の販売促進活動を支援します。

3. 「クリーンウッド」利用推進事業

クリーンウッド法の定着実態調査、流通木材の合法性確認システムの構築に向けた調査及び生産国における木材流通やガバナンス状況を踏まえたリスク評価に向けた調査を実施します。

<事業の流れ>

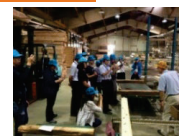


<事業イメージ>

林業経営体・林業労働力強化対策



集合研修等により輸出等に必要なお見直しを提供



製品事業者との連携等、販売力強化に関する研修の実施



携帯圏外でもチャットやSOSが発信可能な装備

木材製品等の輸出支援対策



輸出先国の規格・基準に対応した性能検査



日本産木材製品の重点プロモーション



SNS等を活用した情報発信

「クリーンウッド」利用推進事業



【お問い合わせ先】

- （1の事業、2の③の事業） 林野庁経営課（03-3502-8048）
- （2の①の事業） 林野庁木材産業課（03-6744-2295）
- （2の②、3の事業） 林野庁木材利用課（03-6744-2120）

10

合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会（1）

1. 趣旨

- 合法伐採木材等の流通及び利用についての現状や課題等について把握するため、木材関係各種業界団体等からヒアリング等を実施。
- 全8回開催し、「中間とりまとめ」として課題等について整理。

2. 開催状況

- | | |
|---|---|
| 【第1回】令和3年9月29日（水）
検討会メンバーからの話題提供（1） | 【第5回】令和3年11月29日（月）
国土交通省・経済産業省関係の
木材関連事業者・業界団体ヒアリング |
| 【第2回】令和3年10月11日（月）
検討会メンバーからの話題提供（2） | 【第6回】令和3年12月10日（金）
木材関連事業者・業界団体ヒアリング
素材生産事業者等への調査報告 |
| 【第3回】令和3年10月25日（月）
NGO等からのヒアリング、登録実施機関との
意見交換概要報告 | 【第7回】令和4年1月13日（木）
これまでの議論の振り返り |
| 【第4回】令和3年11月10日（水）
林野庁関係の木材関連事業者・業界団体
ヒアリング | 【第8回】令和4年3月2日（水）
とりまとめ |

3. 参考

- 検討会URL：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/ryuturiyou/210915.html>
林野庁トップページ → 「分野別情報」 → 「合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会」

11

合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会（2）

4. 委員

- | | | |
|--------|---------------------|----------------------|
| 青木 富三雄 | 一般社団法人住宅生産団体連合会 | 環境・安全部長 |
| 岡田 清隆 | 日本木材輸入協会 | 専務理事 |
| 久保山 裕史 | 国立研究開発法人森林研究・整備機構 | 森林総合研究所 林業経営・政策研究領域長 |
| 立花 敏 | 国立大学法人筑波大学 | 生命環境系准教授（座長） |
| 塚本 愛子 | 公益財団法人高知県のいち動物公園協会 | 常務理事 |
| 飛山 龍一 | 全国森林組合連合会 | 常務理事 |
| 松田 俊一 | 一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会 | 品質・環境部長 |
| 森田 一行 | 一般社団法人全国木材組合連合会 | 常務理事 |

（敬称略、50音順）

5. 臨時委員（ヒアリング対象団体）

- | | | |
|-------------|--|-------------------|
| （NGO等） | • 認定特定非営利活動法人 エフ・オー・イー・ジャパン（FoE Japan） | |
| | • 公益財団法人世界自然保護基金ジャパン（WWFジャパン） | |
| | • 公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES） | |
| （林野庁関連） | • 一般社団法人全日本木材市場連盟 | • 国産材製材協会 |
| | • 日本合板工業組合連合会 | • 日本集成材工業協同組合 |
| | • 日本合板商業組合 | • 日本木材輸出振興協会 |
| （経産省・国交省関連） | • 一般社団法人全国建具組合連合会 | • 一般社団法人日本型枠工事業協会 |
| | • 一般社団法人日本建設業連合会 | • 全国建設労働組合総連合 |
| | • 日本家具産業振興会 | • 日本製紙連合会 |

12

検討会「中間とりまとめ」における現行法の課題と今後の方向性

- ・違法伐採及び違法伐採に係る木材等の流通は、地球温暖化の防止や自然環境の保全等に悪影響を及ぼすほか、木材等の公正な取引を阻害するおそれ。
- ・このため、輸入材・国産材を問わず違法伐採に係る木材等の国内における流通や利用をなくすことを通じ、最終的に違法伐採を根絶することを目指していくべき。

「主な課題」と「実効性確保に向けた今後の方向性」

①制度への理解、木材関連事業者の参画が不十分

＜制度への参加者の拡大＞

- ・普及活動等を通じ、制度に参画する木材関連事業者を拡大すべき。
- ・第一種木材関連事業者に対する合法性確認の義務化も選択肢。
- ・消費者に対する普及は、「木づかい運動」等との連携も効果的。

②流通段階やリスクに応じたメリハリのある対応が必要

＜国内市場における木材流通の最初の段階での対応＞

- ・国内市場における木材流通の最初の段階での対応が重要。
- ・輸入木材等については、税関との連携なども検討すべき。
- ・国産材については、素材生産事業者の関与も検討すべき。

＜流通のその他の段階（川中・川下）での対応＞

- ・川中・川下の木材関連事業者の役割は、合法性の確認情報の連鎖。
- ・川中・川下の木材関連事業者や消費者から、川上に合法性が確認された木材等をしっかり求めていくことが重要。

＜リスクを踏まえたメリハリのある対応＞

- ・輸入木材等については、違法伐採に係るリスク度合いを考慮した対応が重要。
- ・国際機関やNGO等の情報も活用し、政府が伐採国等に関する情報を収集し、木材関連事業者に分かりやすく提供すべき。

③事業者による合法性確認に関するルールが不明瞭

＜合法性確認の手法の明確化＞

- ・木材関連事業者が合法性の確認を行う際の内容やルール、手法について、政府が指針等を示すべき。

＜合法性確認木材等とそれ以外の木材等の取扱い＞

- ・合法性が確認された木材等を選択できる環境を整備する必要。
- ・最終的には全て合法性が確認された木材等とすべきであるが、当面は分別管理を適切に行っていく必要。

④業界団体やNGO等との連携が必要

＜クリーンウッド法の執行等の仕組み＞

- ・政府が合法性確認の実施状況を把握し、必要に応じて適切な措置をとる必要。
- ・業界団体、NGO、有識者などとの連携が重要であり、それぞれの役割を明確にして取り組んでいくべき。

⑤木材関連事業者の負担への配慮が必要

＜類似制度との整理＞

- ・グリーン購入法及び林野庁ガイドライン等との整理を図る必要。

＜デジタル技術の活用等＞

- ・木材関連事業者の負担軽減のため、ペーパーレス化を含むデジタル技術の活用等に向けた行政による支援を検討すべき。

2022 年度（令和 4 年度）『『クリーンウッド』普及促進事業のうち 木材関連事業者登録の推進、協議会による普及啓発活動』の概要

1 趣旨

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称「クリーンウッド法」）が平成 29 年 5 月 20 日施行され、同年 11 月からは、本法に基づいて、登録実施機関による木材関連事業者の登録が始まった。

本法が目指す合法伐採木材等の利用拡大のためには、登録木材関連事業者を増やすとともに、事業者・消費者に対して合法伐採木材の利用促進を図るための普及啓発が重要となっている。

2 事業の目的

木材及び木材製品を製造・加工・販売等をする者又は木材を使用して建築等をする木材関連事業者の登録を促進するとともに、事業者・消費者への普及啓発活動の実施を通して、合法伐採木材の流通及び利用を促進するため以下の事業を実施する。

- （1）事業を効果的に実施するため、実施内容等を検討する運営委員会を開催する。
- （2）木材関連事業者を対象とし、クリーンウッド法（以下、「CW 法」）に基づく合法性の確認手法や、登録木材関連事業者となるための手続き等を説明するセミナー及び登録業務の専門家による個別相談会を林野庁ガイドラインに基づく合法木材認定団体単位で開催する。
- （3）合法伐採木材の利用を促進するため、全国レベル、及び都道府県レベルで協議会を開催する。
- （4）合法伐採木材の利用促進に向けたコンテンツの作成、情報発信を行うとともに、全国レベル、地方レベルでの普及啓発活動を実施する。
- （5）事業の実績について報告書を取りまとめ、関係中央団体及び都道府県木協連等に配布する。

3 事業の内容と計画

（1）運営委員会の開催

木材関連事業者の登録促進を図るためのセミナー・個別相談会や普及啓発活動も含めた事業全体を効果的に実施するため、学識経験者、NGO 等による運営委員会を開催する。

〈開催回数と場所〉

2回、東京にて開催（第1回8月2日（火）、第2回3月10日（金）開催）

〈委員の構成と人数〉

- ・学識経験者、環境NGO、業界関係者の合計5名

〈議題内容〉

- ・事業の実施内容の検討
- ・CW法の運用・登録促進の課題に関する意見交換
- ・業種ごとの登録推進、普及啓発の手法等についての検討
- ・効果的な普及啓発活動についての検討、意見交換 等

（2）登録推進セミナー・個別相談会の開催

木材関連事業者等への指導・助言を行い、CW法や登録に関する情報を提供して木材関連事業者の登録促進を図るため、専門家の派遣等による登録セミナー、個別相談会を実施する。

〈実施体制〉

林野庁の指導を受け、都道府県木連等の林野庁ガイドラインに基づく合法木材認定団体により実施する。実施団体からの要請に応じて、専門家を派遣する。

〈開催回数と場所〉

全国の17団体（中央団体5、県木連等12）で開催

〈主な内容〉

- ・CW法の概要と登録の仕組みについての情報の提供
- ・登録の手続き、登録実施機関に関する情報の提供
- ・登録木材関連事業者の登録に関する体験談
- ・登録を検討している木材関連事業者に対する個別の相談会

（3）全国レベル及び都道府県レベルの協議会の開催

合法伐採木材の利用を促進するため、認定団体等による協議会（全国協議会及び地方協議会）を開催する。

〈実施体制〉

- 全国協議会…全木連が林野庁の指導を受け実施
- 地方協議会…各都道府県や既存の認定団体等の単位で開催

〈開催回数と場所〉

○全国協議会

11月9日（水）都内で開催

○地方協議会

全国14の県木連等で開催

〈議題内容〉

○全国協議会

- ・国からの情報提供
- ・CW法の運用の課題に関する情報交換
- ・川下の木材関連事業者の取組の動向に関する情報交換
- ・合法伐採木材の資料促進に向けた事業者・消費者への総合的・戦略的な普及手法等に関する意見交換・提案等

○地方協議会

- ・全国協議会での議論内容の情報提供
- ・合法伐採木材等を利用する事業者・消費者への普及手法等に関する意見交換
- ・国産材の合法性確認の重要性、手法についての関係者間の意識の共有

〈参画機関〉

○全国協議会

- ・林野庁ガイドラインに基づく認定団体
- ・登録実施機関
- ・環境NGO
- ・林野庁、経済産業省、国土交通省（オブザーバー）

○地方協議会

- ・林野庁ガイドラインに基づく認定団体
- ・川下の木材関連事業者に普及啓発活動を実施している団体
- ・都道府県行政機関（オブザーバー）

（４）一般事業者や消費者に向けた普及啓発

①合法伐採木材等の利用促進に向けたコンテンツの作成

〈実施内容〉

コンテンツを作成し、SNSやWebサイト等を活用して情報発信を行う。（別添資料参照）

②全国レベル及び都道府県レベルの普及啓発活動

○全国レベル

〈実施内容〉

下記の展示会に出展し普及活動を実施する。

- ・WOODコレクション（モクコレ）2023（令和5年1月、東京ビッグサイト）
- ・建築・建材展2023（令和5年2月、東京ビッグサイト）

〈展示内容〉

- ・クリーンウッド法の目的と事業者・消費者の役割
- ・CW法の運用に関する政府の取組

- ・木材関連事業者の責務と取組の状況
- ・登録制度と登録木材関連事業者の紹介 等

○都道府県レベル

〈主な内容〉

上記①で作成したコンテンツ、独自に作成したコンテンツ等を活用して都道府県レベルで事業者や消費者等に向けた普及啓発活動を実施する。

- ・SNS等を活用した情報発信
- ・普及啓発セミナーの開催
- ・イベント、展示会等の開催、出展等

(5) 事業報告書の作成

1年間の事業成果を集約した報告書を作成し、関係中央団体、都道府県木協連等に配布して、CW法の登録促進及び合法伐採木材の利用推進の資料とする。

〈参考〉

全木連が実施するクリーンウッド法関連のその他の事業

1 クリーンウッド法定着実態調査 (令和3年度補正・林野庁委託事業)

概要：主に市場を中心とした木材関連事業者に対し、CW法の認知の程度、法に基づく合法性の確認、譲り渡しの措置、記録の保存等の取組についての実施状況、また取引先からの合法性確認の要求等の状況について調べる。併せて、素材生産事業者等に対して、伐採届の提出方法、販売先への情報の渡し方等についても調べる。調査手法は、アンケート調査及びヒアリング調査。

クリーンウッドを使って街に木材を！

～ガイドラインに基づく合法木材供給制度と
クリーンウッド法の概要～



2023(令和5)年2月

一般社団法人全国木材組合連合会



本日の構成

はじめに

- 1 違法伐採とは何か
- 2 我が国における違法伐採対策の経過
- 3 グリーン購入法と林野庁ガイドライン
- 4 海外の動向
- 5 クリーンウッド法の概要と登録について
- 6 まとめ
- 7 クリーンウッド法に関する情報提供
- 8 最後に(CW法の見直し等)

はじめに～世界の潮流～

SDGs(持続可能な開発目標)



- 2015年の国連サミットで採択
- **2030年のあるべき姿**として17のゴールと169のターゲットを提示
- 17のゴールの中で
 - ・11 住み続けられるまちづくりを
 - ・12 つくる責任つかう責任(持続可能な消費と生産の形態を確保する)
 - ・13 気候変動に具体的な対策を
 - ・15 陸の豊かさを守ろう(陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、…)
 - ・16 平和と公正をすべての人に …

ESG(環境・社会・企業統治)投資

環境・社会への配慮、法令順守の観点から投資の対象を選択



**2050年(27年後)の脱炭素社会の実現に向けて
この潮流はより強い流れに**

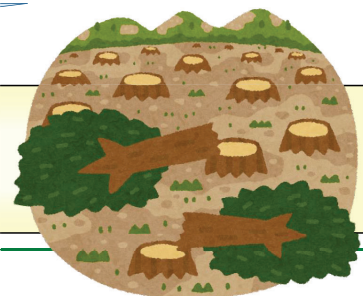
1. 違法伐採とは何か

(1) 違法伐採の定義、考え方

違法伐採：一般的に、それぞれの国の法律に反して行われる伐採
(国際的に合意された定義はない。)

概ね以下のケースが違法伐採に該当

- ① 国立公園や保護区の森林といった伐採禁止エリアで伐採
- ② 得るべき許可を受けずに伐採(許可証の偽造を含む)
- ③ 許可された量、面積、区域等を越えての伐採
- ④ 先住民等の権利を不当に侵害して伐採 等



違法伐採が引き起こす問題とは

- 木材生産地の環境破壊(→水源涵養機能の低下、生物多様性の喪失等)
- 地球温暖化の進行(→森林減少・劣化によるCO₂排出)
- 不公正な貿易(→適正なコストを払わない木材は価格競争力が強い)
- ゲリラやテロ組織への資金供給



1. 違法伐採とは何か

(2) 違法伐採の事例：構造と様態に大きな変化

日本のメディア等で報道される事例は、比較的大規模・悪質なものと考えられる。地元行政機関や軍部の汚職によるものや、テロ組織の資金源になっているケース等も報告されているが、氷山の一角と言われている。



① 途上国の法整備、執行体制の強化

インドネシア、マレーシアを含め、途上国において違法伐採対策、輸出許可等実効性のある取組みが進展
途上国における森林認証制度の普及、天然林の伐採量の減少

② 輸入国、消費国の需要者、消費者の意識の変革

消費者の間に、木材・木材製品の出所、由来、持続可能性に留意する意識が拡大
木材関連企業のCSR、CSVの中での、合法性、持続可能性の追求、差別化

③ 中間貿易国の増加

木材の伐採国から消費国への直接貿易から、中国、ベトナムなど中間加工国を通じた貿易の急速な拡大
→伐採国での合法性の確認が困難に

①違法伐採があるとすれば、それぞれの地域の個々の問題

→実態に応じた個別の対策が必要

②違法伐採木材の市場からの排除

→疑わしい木材から信頼できる木材へのシフト(SDGs、ESG投資の面からも環境等に配慮した木材への関心が高まっている)

2. 我が国における違法伐採対策の経過

グリーン購入法の活用

国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律(グリーン購入法)(平成12年法律第100号)

- 環境負荷の低減に資する物品・役務(環境物品等)について、国等の公的部門における調達の推進、情報の提供等により、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築

国等における調達の推進

基本方針*の策定(閣議決定・毎年度見直し)

- >各機関が調達方針を作成する際の基本的事項



国等の各機関(国会、裁判所、各省庁、独立行政法人等)

- >毎年度「調達方針*」を作成公表
- >調達方針に基づき調達推進
- >調達実績の取りまとめ、公表、環境大臣への通知

*基本方針や各機関の調達方針の中でガイドラインに基づく合法木材の判断基準・調達目標を明記

地方公共団体・地方独立行政法人

- >毎年度、調達方針の作成に努める(努力義務)
- >調達方針に基づき調達推進(努力義務)

事業者・国民

- >できる限り環境物品等を選択(一般的責務)

情報の提供

メーカー、環境ラベル団体等:適切な環境情報の提供

国(政府):上記の情報を整理、分析して提供

○平成18年基本方針変更:合法性が証明された木材・木材製品を政府調達の対象に追加

→「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」の策定(林野庁)
...合法性の判断基準を公表

3. グリーン購入法と林野庁ガイドライン

木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン 2006(平成18)年2月 林野庁

1. 森林認証とCoC認証を活用した方法

森林認証(FSC、PEFC、SGEC等)を取得した森林から生産された木材・木材製品が、それ以外の木材と混じらないよう、CoC認証制度により、適切に分別管理されていることを評価・認証(認証マークが押印された木材・木材製品、伝票等をもって証明)

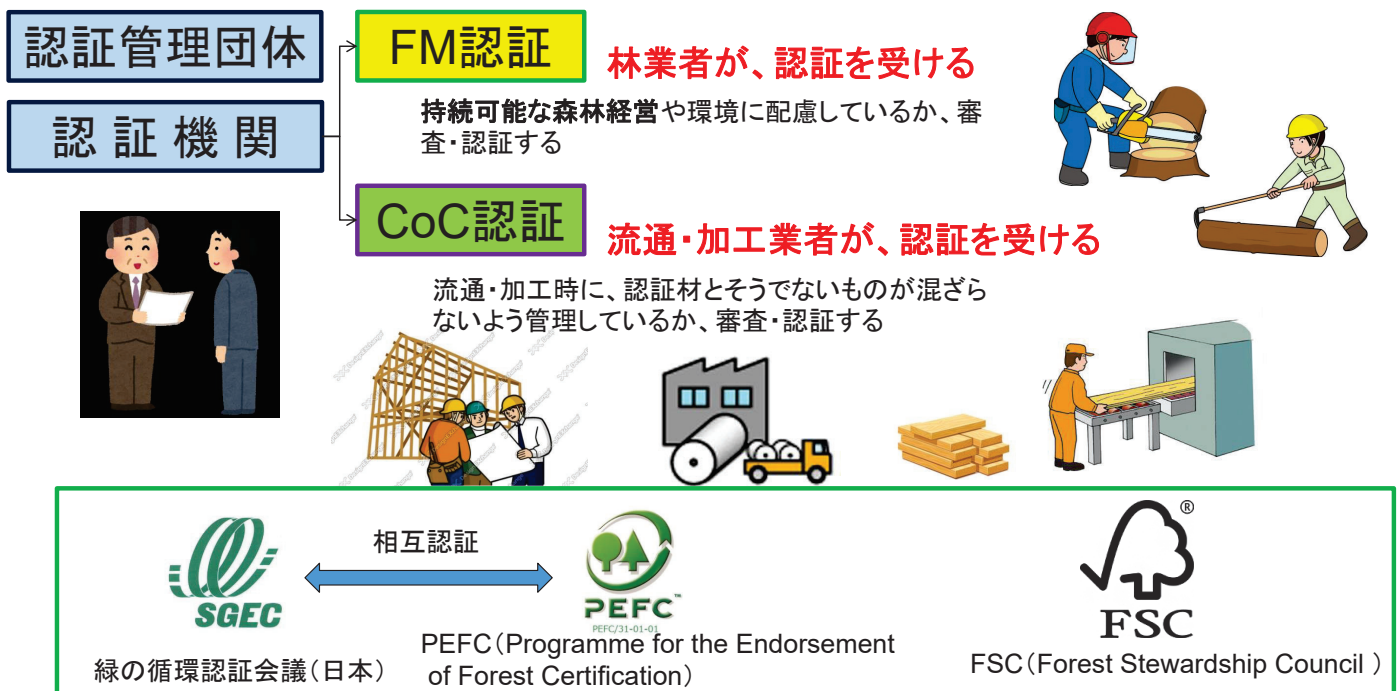
2. 業界団体による自主的行動規範に基づく事業者認定による方法

関係団体は、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品を供給するための自主的行動規範を作成。団体の認定事業者が生産・加工・流通の各段階で証明書を交付。

3. 個別企業による自主的な証明方法

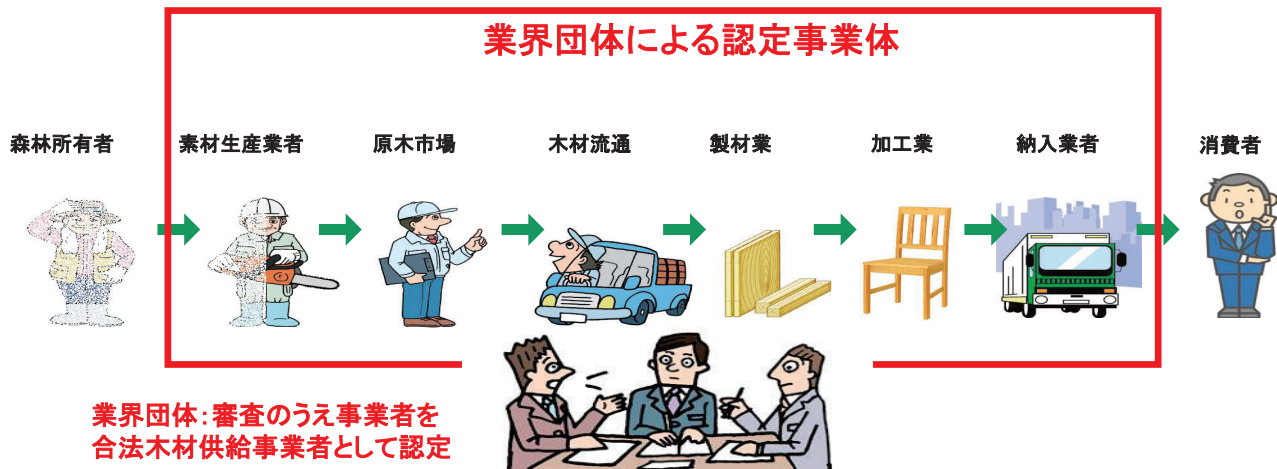
規模の大きな企業等が独自の取組によって森林の伐採段階から納入段階に至るまでの流通経路等を把握した上で証明。

3. 森林認証について



3. グリーン購入法と林野庁ガイドライン

業界団体の認定を得て事業者が行う証明方法



信頼を持って受け入れられるように、「**業界をあげた継続的な努力**」が必要。
 例：認定団体研修、認定事業者研修の定期的な開催、
 合法木材ナビ等での情報公開(合法木材取扱実績の報告、認定事業者名簿の公表等)

3. グリーン購入法と林野庁ガイドライン

業界団体の認定を得て事業者が行う証明方法

(分別管理)

分別管理の場所を有していること

分別管理の方法が定められていること

(帳票管理)

入出荷、在庫の管理簿等が整備されていること

関係書類(証明書を含む)を5年間保存すること

(責任者の選任)

本取組の責任者が1名以上選任されていること

＜認定事業者の責務＞

- ・認定団体が実施する認定事業者研修には**必ず出席**する
- ・合法木材取扱実績報告は**毎年必ず認定団体に提出**する



責務を果たさない事業者は、**認定取り消しも!**

制度の信頼性を確保するためにも必要

3. グリーン購入法と林野庁ガイドライン

業界団体の認定を得て事業者が行う証明方法

合法木材であることの証明書例

番号2005010001
平成 年 月 日

納品書(出荷伝票)

〇〇〇〇木材(株) 廠
住所: 〇〇市〇〇字〇〇

〇〇〇〇製材所
認定工場番号: □□県木連0001号
氏名: 山田 一郎 印
住所: 〇〇県〇〇市〇〇1丁目2番地
電話: XXX-YYY-ZZZZ

発地(出荷場所) 〇〇〇〇製材所 〇〇工場
発地(納入場所) 〇〇〇〇木 材 〇〇製品市場

樹種	品等	寸法	数量	単材種	材種	単価	金額	備考

認定番号を明記する
(第三者から信頼性を保証されていることがわかること)

売り手が物品ごとに伐採時の合法性を証明していることを明記

上記の製材品は合法的に伐採された木材のみを原料としています。



取引先から求められなくても、合法木材には必ず証明書をつけてください。

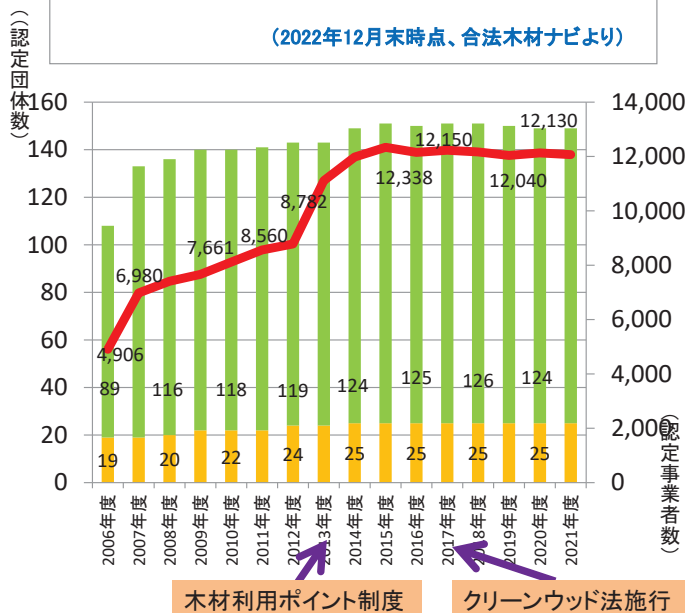
「うちは認定を受けているから、証明書がなくても大丈夫(すべて合法)」とはなりません！

3. グリーン購入法と林野庁ガイドライン

認定団体数と認定事業者数の推移

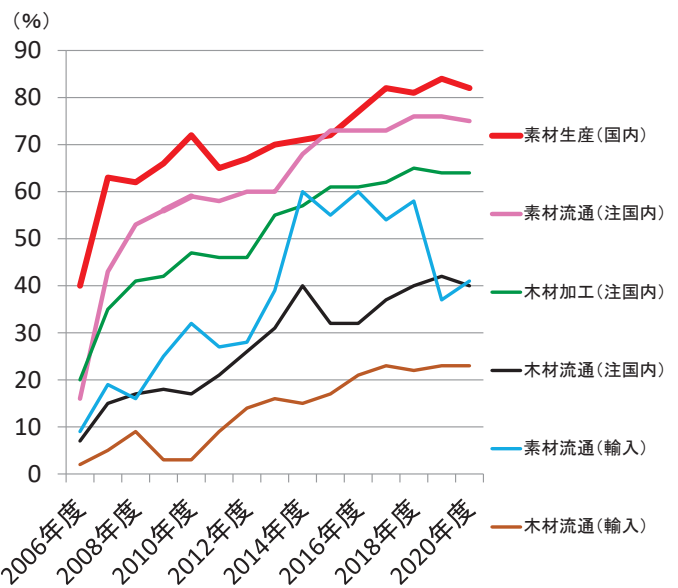
149の認定団体が11,995社を認定

(2022年12月末時点、合法木材ナビより)



合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績

(木材・木製品の取扱量に占める合法性が証明されたものの割合)



4. 海外の動向（各国の違法伐採対策）

(1) デュー・ディリジェンス(DD: 然るべき注意)とは？

各事業者が、自ら取り扱う木材・木材製品が違法伐採材ではないことを判断するために、払って然るべき適切な注意及び努力。

デュー・ディリジェンスの実施例

1. 木材・木材製品の情報の確認(情報へのアクセス)

- ① 樹種名、伐採国(必要に応じ、伐採地域、伐採許可の有無)
- ② 木材・木材製品を供給した者の名称、所在地
- ③ 木材・木材製品に適用される法律を遵守していることを示す書類及びその他の関連情報

2. リスク評価の実施(リスクアセスメント)

上記1. に基づき、

- ① 該当する樹種の違法伐採の状況、
 - ② 生産地における違法伐採の状況、
 - ③ 流通経路、
- 等もふまえ、取り扱おうとする木材・木材製品のリスクを評価。

3. 最終判断(→リスクの緩和・低減)

上記2. に基づき、取引見合わせ／追加書類の確認による再評価／取引実行等を判断。

4. 海外の動向（各国の違法伐採対策）

(2) 米国: レイシー法

1. 1900年成立。2008年12月に「木材・木材製品」を対象に追加。
2. 対象品目…ほとんどの木材製品が対象(チップ・薪、炭、丸太…、杖・鞭、ピアノ、その他弦楽器、拳銃の付属品…)
3. 義務または禁止されている事項
連邦法や規則・条約、州法及び外国の法律に違反して採取、保持、輸送、売買された木材・木材製品の州間及び国際的な輸入、輸出、移送、売買、受取、入手。申告書類・表示の偽装等。
4. 罰則あり

(3) EU: 木材規則(EUTR)

1. 2010年10月成立、2013年3月から施行
2. 対象品目…ほとんどの木材製品が対象(チップ・薪、丸太、枕木、製材…合板・集成材、額縁…)
3. 義務または禁止されている事項
 - (1) 事業者(木材・木材製品をEU市場に最初に出荷する者)
 - 違法な木材・木材製品のEU市場への出荷の禁止。
 - 市場に木材・木材製品を出荷する際、**デュー・ディリジェンス(DD)**を行わなければならない。
 - (2) 取引業者(EU市場に出荷された木材・木材製品を販売または購入する者)
 - 木材・木材製品の購入元及び販売先の記録を最低5年間保存…
4. 罰則あり

(4) 豪州、韓国でも…

5. クリーンウッド法の概要

制定の経緯

OH17(2005) グレニーグス・サミット(英国)

日本政府の気候変動イニシアティブにおいて、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、「グリーン購入法」を用い、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材とする措置を導入することを宣言。

OH18(2006) 木材・木材製品の合法性証明のためのガイドライン
(世界に先駆けて実施)

○欧米等における法律の制定
(米)レイシー法(2008)
(欧)EU木材規則(2013)英、独、仏、伊など
(豪)違法伐採禁止法(2014)
(韓国)違法伐採関連法令(2018. 10月施行)

- ・対象を民間にも拡大
- ・供給側のみならず需要側も対象に

EUは日本に対し、違法伐採対策の法制化を働きかけ

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)

OH28(2016) 伊勢志摩サミット

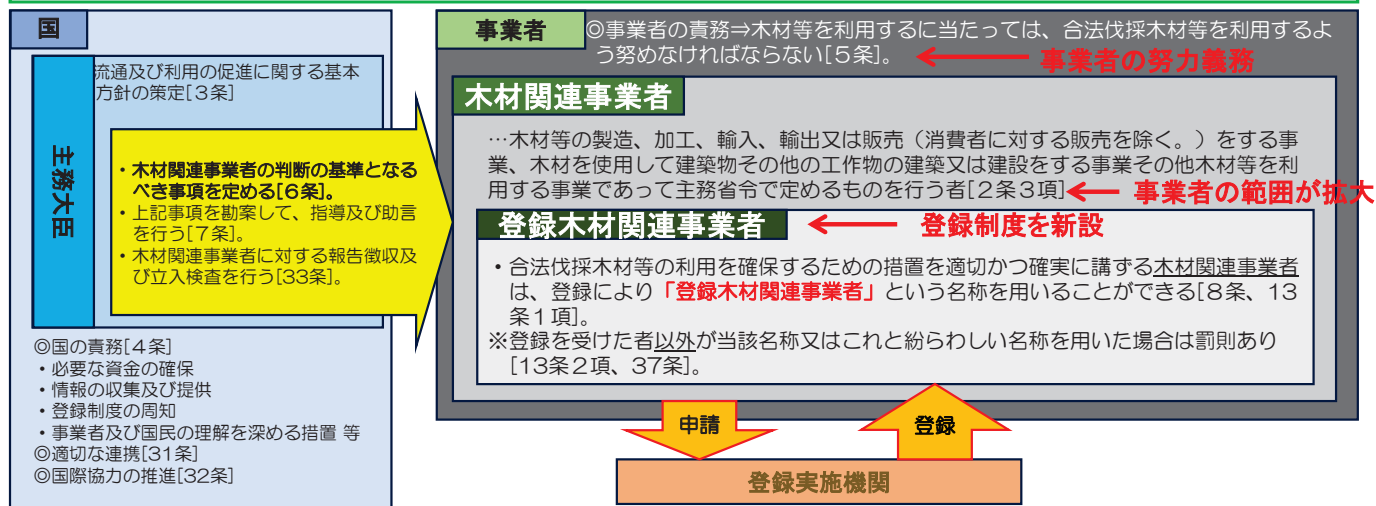
日本における違法伐採対策の強化を発信 → 議員立法で成立(2016年5月)

5. クリーンウッド法の概要

定義

木材等：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(リサイクル品を除く。)[2条1項] ← 国等に納めるものだけでなく民間の取引も対象

- ・合法伐採木材等：我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(リサイクル品を除く。)[2条2項] ← 対象となる物品が拡大



※ 施行日：2017(平成29)年5月20日 ※ 農林水産省、経済産業省、国土交通省の共管

5. クリーンウッド法の概要

クリーンウッド法のねらい

法のねらい

我が国又は原産国の法令に適合して伐採された木材及びその製品の流通及び利用の促進
(流通・利用する合法伐採木材等を増やすこと)

事業者は

そのために

- 事業者一般は合法伐採木材等の利用に努める(第5条)
- 木材及びその製品(省令で定義)を製造・加工・輸入・販売(消費者への販売を除く)する又は木材を使用して建築等をする事業者(木材関連事業者)は国が定める基準に沿った**合法伐採木材等の確認等(DD(デューデリジェンス)等)を行う**(第6条)
- 上記の措置を適切かつ確実に行う者は登録を受け、「登録木材関連事業者」の名称を使用できる(第13条)

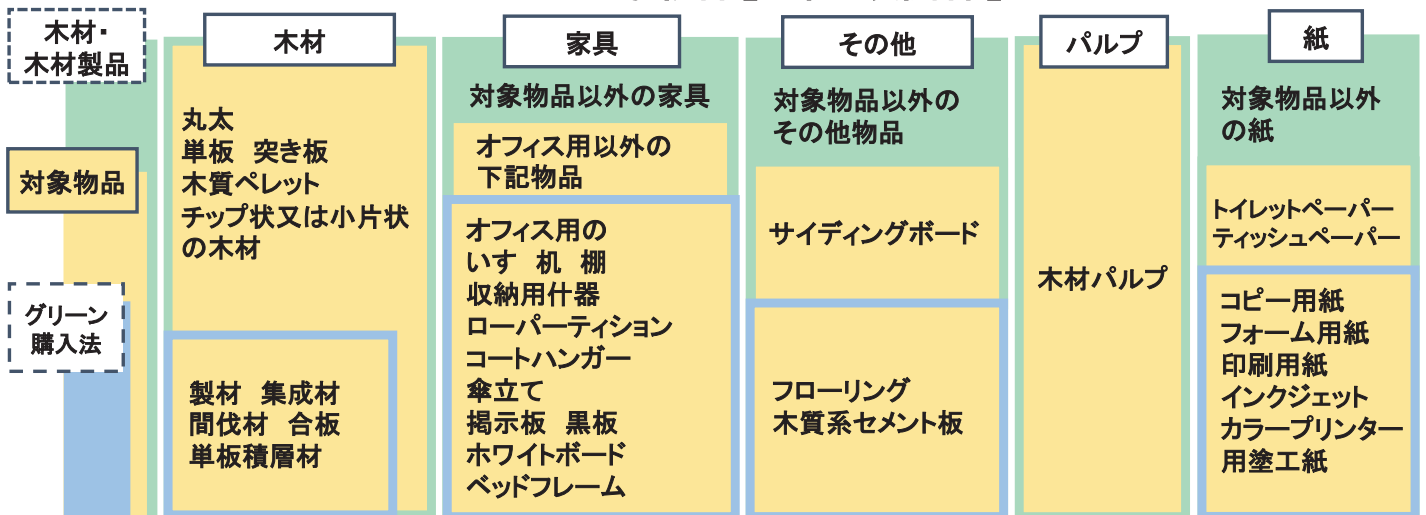
国は

そのために

- 諸外国の法令等に関する情報を収集・提供する(第4条)
- 法の意義を国民・事業者に広報する(第4条)
- 木材関連事業者に対し指導・助言、報告徴収・立入検査を行う(第7条、第33条)
- 登録木材関連事業者の優良な取組を公表する(第4条)
- 諸外国・民間団体等と連携・協力する(第31条、第32条)

5. クリーンウッド法の概要

対象物品【2条1項関係】

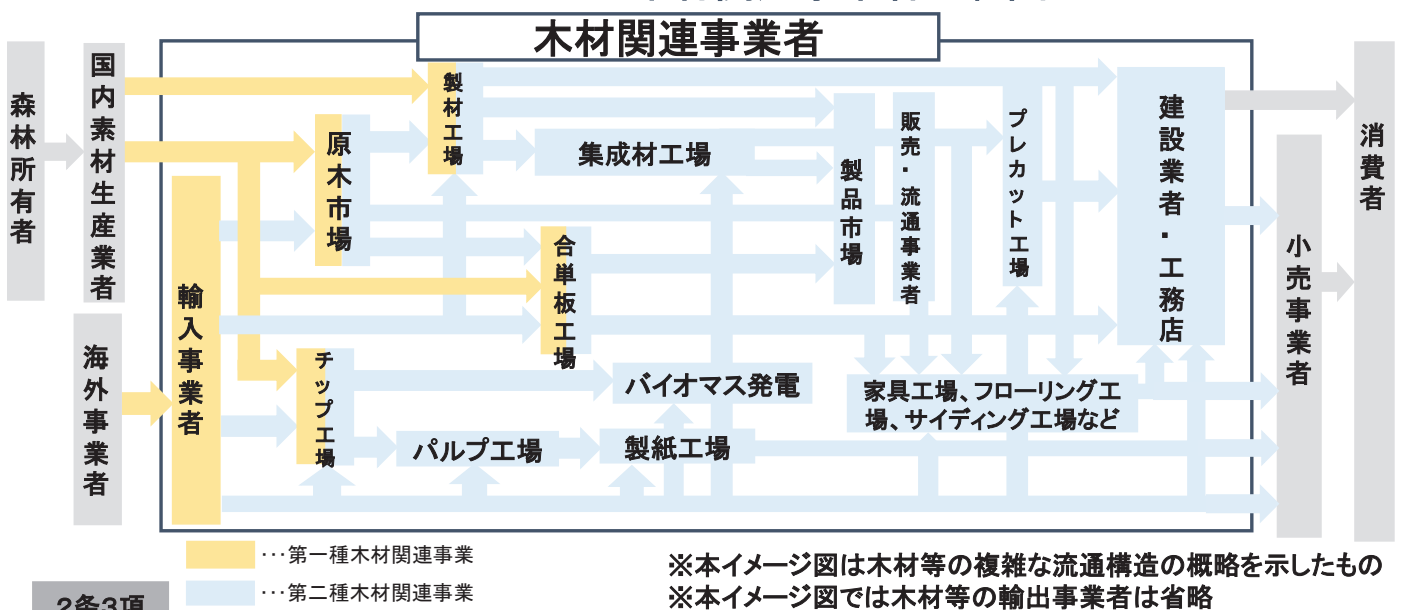


2条1項

この法律において「木材等」とは、木材(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。)及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。)をい

木材に該当しないものの例:薪、木炭、竹、OSB、コルク、繊維版、パーティクルボード、輸送用木箱、木製パレット(Q&Aより)

5. クリーンウッド法の概要 木材関連事業者の範囲【2条3項関係】



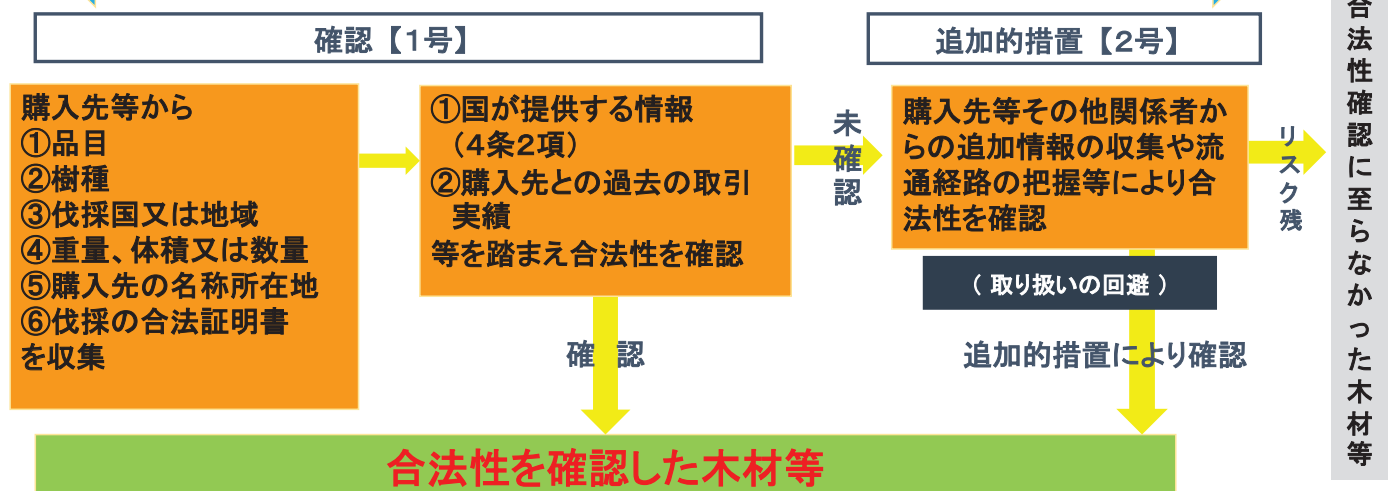
※本イメージ図は木材等の複雑な流通構造の概略を示したもの
 ※本イメージ図では木材等の輸出事業者は省略

2条3項

この法律において「木材関連事業者」とは、木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者をいう。

5. クリーンウッド法の概要 合法性確認の方法（第一種木材関連事業）【6条1項関係】

合法伐採木材等の確認等（DD（デューデリジェンス））の実施

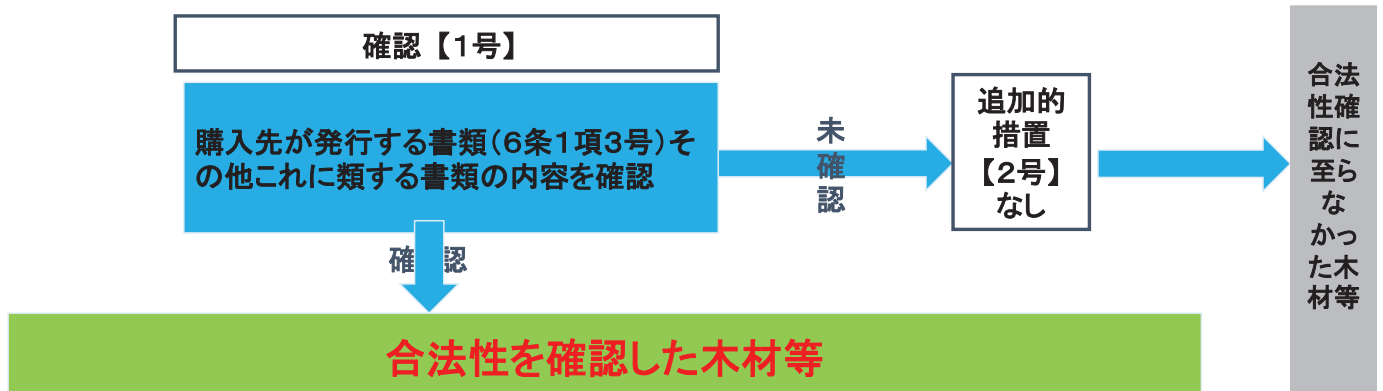


【6条1項】 主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項
- 二 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

5. クリーンウッド法の概要

合法性確認の方法(第二種木材関連事業)【6条1項関係】



- 1 合法木材認定事業者が発行する合法証明を確認
- 2 納品書などの書類の保管

お施主様への説明責任

【6条1項】 主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項
- 二 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

5. クリーンウッド法の概要 (補足)

合法性の確認について

確認【川上の事業者】

(第一種木材関連事業)

①品目、②樹種、③伐採国又は地域、④重量、体積又は数量、⑤購入先の名称所在地、⑥伐採の合法証明書の内容を確認

確認【川下の事業者】

(第二種木材関連事業)

購入先が発行する書類(6条1項3号)その他これに類する書類の内容を確認

木材関連事業者は、ガイドラインに基づく「森林認証制度及びCoC認証制度を活用した証明方法」、「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」及び「個別企業等の独自の取組による証明方法」並びに都道府県等による森林や木材等の認証制度(※)も合法性の確認に活用できることとする。 (基本方針 II-3-(3))

認定事業者が、従来通りの分別管理、書類管理・保存、責任者の選任を行い、発行した合法証明書を添付することで、クリーンウッド法における「確認した木材」と認められる(第二種木材関連事業を行う者)。

※第一種はその他の情報も収集して確認すること

※合法性の確認に活用可能な県産材認証制度については、クリーンウッド・ナビで確認すること

5. クリーンウッド法の概要（補足）

木材等を譲り渡すときに必要な措置(情報の伝え方)

譲り渡しの措置に用いる書類の一例

納品書 令和〇年〇月〇日

株式会社〇〇〇〇 様

〇〇木材株式会社
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇—〇〇
登録木材関連事業者
登録番号〇〇—CLW—I—〇〇号
ガイドラインに基づく事業者認定番号
〇〇〇合法第〇〇〇号

商品名	樹種	品等	寸法	数量	単材積	材積	単価	金額	備考

上記の製品は、クリーンウッド法に基づく確認を行い、合法性が確認できたもの(確認できなかったもの)です。

登録や認定を受けている場合は、その名称と登録(認定)番号を記載する

木材等について、その合法性の確認を行った旨、及びその結果をすべての木材関連事業者が必ず記載する

納品書に記載するほか、これらの記載すべき情報の一部をカタログやホームページ等で取引先(譲り渡し先)へ提供することも想定されます。

※左の様式は一例であり、合法性の確認を行った旨及び確認ができた旨については、その旨がわかるように記載されれば、その様式は問いません。(「クリーンウッド法の手引とQ&A」(Q33、Q35等)より)

5. クリーンウッド法の概要と登録について

合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者は、登録により「登録木材関連事業者」という名称を用いることができる。

ポイント:

1. 登録は、事業者が自ら手を上げて登録するもの(=義務ではない)
 2. 「事業者は、...合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。」(第5条)
- 登録のあるなしに関わらず、すべての木材関連事業者は、取り扱う木材等の合法性の確認を行う

登録木材関連事業者になると... (登録のメリット)

環境意識の高い事業者として、市場から高い信頼が得られる。
法的に位置づけられた事業者としての社会的評価が受けられる。
地域社会や消費者・事業者に対して、事業者としての信頼性の向上を図れる。
企業ブランドの向上、無登録事業者との差別化が図れる。...
国の助成事業で優遇措置あり(JAS構造材利用拡大事業、外構部の木質化支援事業)
国有林材のシステム販売物件を購入する際に有利になる。(平成31年2月から)

その一方で... (登録木材関連事業者の責務)

継続的に合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施が求められる。(実施状況についての報告義務あり。)→登録の条件を満たさなくなったときは、登録の取り消しもある。

5. クリーンウッド法の登録

登録実施機関一覧(平成29年10月17日登録、平成30年11月27日追加登録)

登録番号	登録実施機関の名称	登録実施事務を行う事務所の所在地	登録実施事務の対象事業	
1	公益財団法人 日本合板検査会	①本部(東京都港区) ②北海道検査所(北海道札幌市) ③東北検査所(岩手県盛岡市) ④東京検査所(埼玉県草加市) ⑤名古屋検査所(愛知県名古屋市) ⑥大阪検査所(大阪府大阪市) ⑦中国検査所(島根県松江市) ⑧九州検査所(福岡県北九州市)	第一種 第二種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスをを用いた発電事業
2	公益財団法人 日本住宅・木材技術センター	東京都江東区新砂3-4-2	第二種	(1)木材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業(②に掲げる事業と密接に関わる事業に限る。) (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業
3	一般財団法人 日本ガス機器検査協会	東京都港区赤坂1-4-10	第一種 第二種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスをを用いた発電事業
4	一般社団法人 日本森林技術協会	東京都千代田区六番町7	第一種 第二種	(1)木材の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業(当該事業において取り扱う主たる木材が国産材であるものに限る。) (2)木質バイオマスをを用いた発電事業(当該事業において取り扱う主たる木材が国産材であるものに限る。)
5	一般財団法人 建材試験センター	東京都中央区日本橋堀留町2-8-4	第一種 第二種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスをを用いた発電事業
6	一般社団法人 北海道林産物検査会	札幌市中央区北三条西7-1-5	第一種 第二種 (道内の企業)	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスをを用いた発電事業

7

5. クリーンウッド法の概要と登録について

○登録するには・・・(登録の要件)

合法伐採木材等の利用を確保するための措置を**適切かつ確実に実施**することが求められる。

具体的には・・・登録申請時に、どのような方法・体制等により合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講じるかについて申請書に記載。

※体制の整備とは・・・分別管理や責任者の設置、記録の保存、合法伐採木材等の利用等に関する行動規範の設定(または既存の行動規範の見直し)等

○登録にかかる費用

①国に納付するもの：**登録免許税** 15,000円(申請者が各自で納付)

②登録実施機関に払う費用:(金額は、合板検査会の例(税別))

[登録時] ・**登録手数料**: 登録実施機関により異なる。

事業所数、第一種・第二種によって違いあり。(第一種・事業所数9以下の場合、32,000円)

ガイドラインに基づく合法木材の認定事業者の場合は手数料の割引あり。

[登録後] ・**更新手数料**(5年に1回更新) 11,000円

・**年会費**(2年目以降) 10,000円

※登録事項変更の際には、別途手数料が必要

○登録したら・・・(登録木材関連事業者の責務)

・少なくとも年1回登録実施機関に合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施状況について報告
→**年度報告書**の提出

・登録実施機関が必要に応じて行う登録事項の確認(調査)に協力する義務

5. クリーンウッド法の概要と登録について

登録する事業の範囲(9条1項関係):

- 第一種木材関連事業...事業者単位(例:株式会社〇〇)で登録
- 第二種木材関連事業...事業所・部門単位等(例:〇〇事業部、〇〇グループ)
部材群・製品群単位(構造材、〇〇シリーズ)での登録も可能

登録に当たっては、登録実施機関との**事前の相談(打合せ)**が重要



登録実施機関にご相談ください。

- ・(公財)日本合板検査会 URL <http://www.jp-pic-ew.net/index.shtml>
- ・(公財)日本住宅・木材技術センター URL <http://www.howtec.or.jp/>
- ・(一財)日本ガス機器検査協会 URL <http://www.jia-page.or.jp/environment/>
- ・(一社)日本森林技術協会 URL <http://www.jafta.or.jp/contents/home/>
- ・(一社)北海道林産物検査会 URL <http://hokurinken.jp/>

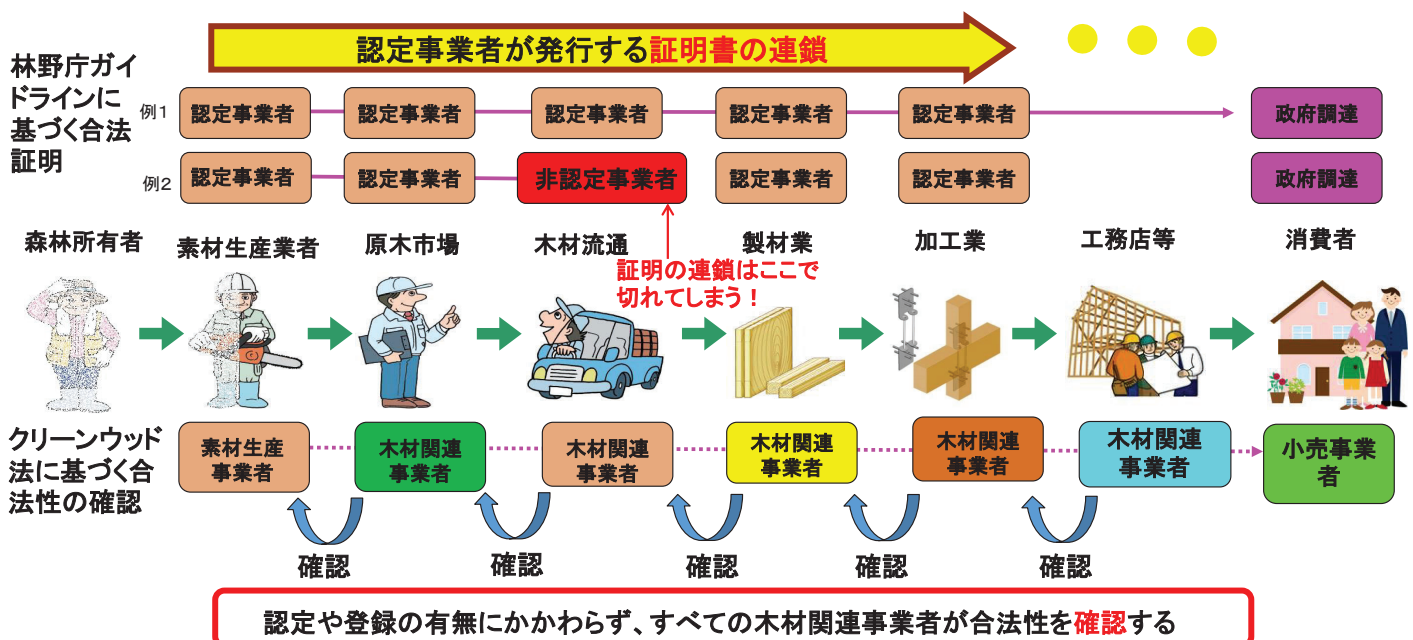
木材関連事業者の登録件数...最近は新規登録が頭打ち状態

【2022(令和4)年12月31日現在】(CWナビより)

- 第1種のみ登録: 32件
- 第1種と第2種の同時登録: 202件
- 第2種のみ登録: 372件 合計: 606件 ※山梨県内の登録件数: 3件

6. まとめ(ガイドラインに基づく証明とクリーンウッド法の違い)

林野庁ガイドラインとクリーンウッド法の比較(サプライチェーンの観点から)



7. クリーンウッド法に関する情報提供

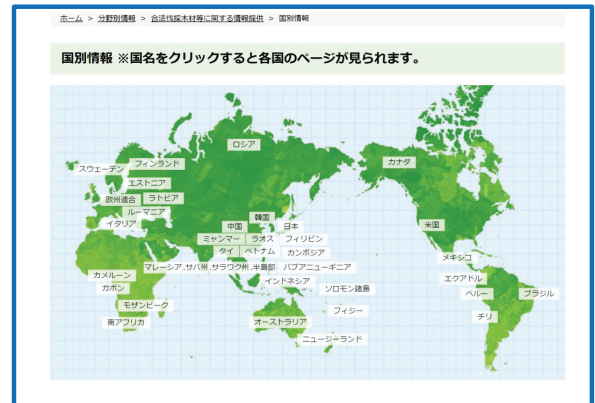
クリーンウッド・ナビ（林野庁ホームページの中に開設）

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

[コンテンツ]

クリーンウッド法の概要； 法律等、基本方針、合法性の確認等の取組方法、参考資料

国別情報； 日本、インドネシア、アメリカ、カナダ、欧州連合(EU)、中国、ロシア、チリ、ニュージーランド、韓国ほか35か国
登録実施機関の情報、登録事業者一覧（検索機能付き）、法律の英語版など



7. クリーンウッド法に関する情報提供

問合せ窓口

クリーンウッド法の関係法令に関すること

林野庁林政部木材利用課合法伐採木材利用推進班

ダイヤルイン：03-6744-2496 FAX：03-3502-0305

クリーンウッド・ナビの掲載情報に関すること

クリーンウッド・ナビ問合せ窓口

TEL：046-855-3743 E-mail：cleanwood@iges.or.jp



クリーンウッド法に関する各種普及資料をお送りしますのでご利用ください・・・県木連・全木連へご依頼ください

YouTubeチャンネル「木材で街づくり」でクリーンウッド法の紹介動画が見られます。

<https://www.youtube.com/channel/UCESOPHDk9QM-I7fZqSORldg>

8. 最後に

ガイドラインの適切な運用のお願い

クリーンウッド法(CW法)に基づく合法伐採木材への関心が高まる中、平成18年に制定された林野庁ガイドライン(ガイドライン)の認定事業者がCW法の登録事業者に移行していくことが考えられます。CW法の円滑な運用のためにも、ガイドラインの適切な運用が一層求められることとなります。

林野庁の補助事業である「JAS構造材利用拡大事業」、「外構部の木質化支援事業」では、助成対象となる木材は、**クリーンウッド法に基づく合法伐採木材であることが条件**とされています(ガイドラインに基づく合法木材もこれに含まれます)。

そのような中で、川下の施工事業者等から、

- ① 木材を購入した先に依頼しても合法証明が貼付されてこない
 - ② 合法木材供給事業者である認定書のコピーしか添付されてこない
 - ③ 合法証明書を請求しても、認定事業者だから間違いないという返事しかこない
- という指摘が寄せられています。

補助事業では、助成金の交付申請書に各材料の合法伐採木材証明書の添付がないと助成金が支払えなくなります。

合法木材証明書については、日頃から、納入先からの請求がある／なしに関わらず、できるだけ添付していただくようお願いしてきたところです。改めて、合法木材証明書(納品書に合法木材であることの記載でも結構です)の添付を徹底してください。

8. 最後に (追加情報 その1)

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における 木材の利用の促進に関する法律 (令和3年10月1日施行)

…「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の一部を改正

【ポイント】

- 目的に「**脱炭素社会の実現に資すること**」を追加
- 公共だけでなく**民間を含む建築物一般**で木材利用を促進
- 林業・木材産業の事業者は**建築用木材等の適切かつ安定的な供給に努める旨**を規定
- 木材利用促進の日(10月8日)、木材利用促進月間(10月)を制定



脱炭素社会の実現に向けた国民運動を展開

合法伐採木材を使って脱炭素社会の実現を!



8. 最後に（追加情報 その2）クリーンウッド法の見直しについて

・・・法律施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて**必要な措置を講ずる**・・・。(附則3)：平成29年(2017年)5月施行→**2022年5月で5年**

○林野庁では、合法伐採木材等の流通及び利用についての現状や課題等について把握するため、2021年(令和3年)9月から2022年3月にかけて、「**合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会**」を8回開催し、集中的に議論。

○検討会では、木材関係各種業界団体、NGO等からヒアリングを実施。全木連は、2021年10月の第2回検討会で意見を発表。

○検討会の結果をもとに、CW法の意義、現状・課題や今後の方向性等を、「**中間とりまとめ**」として整理し、2022年4月に公表。

議論の内容及び「**中間とりまとめ**」は、林野庁のHPに掲載されています。

こちらから→ <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/ryuturiyou/210915.html>

8. 最後に（追加情報その2）クリーンウッド法の見直しについて

「クリーンウッド法の5年後見直しについて(とりまとめ)」の概要①

(令和4年12月 農水省、経産省、国交省)

※詳細は、クリーンウッド・ナビに掲載

1. 見直しの方向性

- ・2023年のG7サミットに向け、違法伐採問題に厳正に対処し、合法伐採木材等のみが流通する世界に。
- ・**ロードマップを作成**し、国産材の供給拡大等の取組を進めつつ、違法伐採対策を強化。
- ・**法律改正案を次期通常国会(2023年1月?)に提出**。
- ・法改正は一定の周知期間を設けたうえで施行し、**施行後3年を目途に検証**。

2. 合法性確認について

- ・**第一種木材関連事業者による合法性確認、情報提供及び記録保存を義務付け(国産材、輸入材とも)**。
- ・第一種木材関連事業者の登録制度は廃止。
- ・国内の**素材生産事業者は、第一種事業者からの求めに応じて情報提供を義務付け**。
- ・確認の義務違反に対しては、直罰ではなく**勧告等の仕組み**。
- ・取組が消費者まで伝わるよう「**小売事業者**」を**第二種木材関連事業者に追加**。
- ・**CW法とG法の間で異なる内容について整理**。
- ・「**人権尊重のためのガイドライン**」に基づく取組を推進。(CW法でも人権尊重を基本方針に位置付ける。)

8. 最後に（追加情報 その2）クリーンウッド法の見直しについて

「クリーンウッド法の5年後見直しについて(とりまとめ)」の概要②

(令和4年12月 農水省、経産省、国交省)

3. 合法伐採木材の安定供給について

- ・国産材の供給増加に取り組む。
- ・諸外国の政府機関等に対する合法伐採に係る許可証の発行を働きかけ、書類の調査等を実施。

4. 事業者の負担軽減について

- ・合法性確認についての事業者向けの研修の実施、チェックリストの作成、相談窓口の強化等を実施。
- ・合法性確認に当たっては、林野庁ガイドラインの取組を活用できることとし、CW法との仕組みの間で異なる内容について整理。
- ・政府はこれまで以上に伐採国の違法伐採リスクなどについて情報収集し、提供。

5. 消費者等の理解の醸成及び事業者のメリットについて

- ・国民に対して情報発信。
- ・優良事業者の公表やマーク付けなど、制度に取り組む木材関連事業者へのメリット措置を講ずる。

6. 政府による実施状況の把握について

- ・一定規模以上の第一種木材関連事業者から合法性確認等の実施状況について定期的に報告を聴取。
→政府として監督していく体制を整備。

クリーンウッド法の見直し等に関するロードマップ（案）

(令和4年12月 農水省、経産省、国交省)

		R4年度	R5年度	R6年度(P)	R7年度(P)	...	R9年度(P)
法令の見直し	第一種木材関連事業者 (合法性確認等は任意 (確実に行う事業者は登録))		公布	施行1	施行2		3年後検証
	第二種木材関連事業者 (合法性確認等は任意 (確実に行う事業者は登録))		改正法案提出		小売事業者を追加		
	素材生産事業者等 (制度の対象外)				第一種事業者の求めに応じて伐採届等の情報提供を義務化		
運用の改善・強化	人権遵守の推進	「人権尊重のためのガイドライン」の普及・指導等			クリーンウッド法(基本方針等)への位置づけ、木材関連事業者による「人権尊重のためのガイドライン」の実践		合法性の確認等の実施状況を検証・合法伐採木材等の
	合法性確認等の手法の明確化	フローチャート等作成	フローチャート等(業界別)作成	木材関連事業者に対する制度の周知、研修等の実施			
	消費者等に対する普及	セミナーや展示会、SNS等の多様な媒体を通じたクリーンウッド法及び登録事業者の役割等に関する情報発信					
供給拡大	国産材 (R元) [3,100万m ³]	(R3) [3,400万m ³]	(R7) [4,000万m ³]				流通等の確認等の実施状況を検証・合法伐採木材等の
	輸入材等	諸外国に対する合法伐採に係る許可証の発行等の働きかけ					
備考			G7サミット				G7農業大臣会合
		国産材の供給拡大(担い手の育成・確保、高性能林業機械の導入、路網整備、加工施設の整備等の推進)					
		生産国における違法伐採木材等からの転換支援(ITTOへの拠出)					

林野庁補助事業

令和4年度
木材関連事業者登録の推進、協議会による普及啓発活動
報告書

2023（令和5）年3月

一般社団法人全国木材組合連合会
〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 6F
TEL : 03-3580-3215 FAX : 03-3580-3226
URL : <https://www.zenmoku.jp>